

# 平成 26 年度 第 1 回門真市防災会議 次第

日 時：平成 26 年 11 月 20 日（木）

午前 10 時～

場 所：門真市役所本館 2 階大会議室

開会

あいさつ

委員の紹介

議題

- 1 会議の公開について
- 2 議事録の署名について
- 3 アンケート調査について
- 4 改定の方針について
- 5 その他

閉会

配布資料

- ・ 資料 1：門真市防災会議条例
- ・ 資料 2：門真市防災会議委員名簿
- ・ 資料 3：門真市地域防災計画改定スケジュール（案）
- ・ 資料 4：市民事業者アンケートの概要
- ・ 資料 5：市民事業者アンケート調査結果速報版
- ・ 資料 6：市民事業者アンケートから抽出した課題
- ・ 資料 7：門真市地域防災計画 改定の方針

## 門真市防災会議条例

昭和40年3月29日条例第1号

〔注〕平成12年3月から改正経過を注記した。

## 改正

昭和43年3月28日条例第20号

平成12年3月29日門真市条例第14号

平成25年3月28日門真市条例第18号

平成26年6月23日門真市条例第15号

(目的)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき門真市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔平成12年門真市条例14号〕

(所掌事務)

**第2条** 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 門真市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

一部改正〔平成25年門真市条例18号〕

(会長及び委員)

**第3条** 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、30人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 指定地方行政機関の職員
  - (2) 本市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊又は機関の長
  - (3) 大阪府知事の部内の職員
  - (4) 大阪府警察の警察官
  - (5) 本市の職員
  - (6) 教育長
  - (7) 消防長及び消防団長

- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- 6 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は再任されることができる。
- 一部改正〔平成25年門真市条例18号・26年15号〕
- (専門委員)

**第4条** 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。  
(議事等)

**第5条** この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。

**附 則**

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和43年3月28日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成12年3月29日門真市条例第14号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則** (平成25年3月28日門真市条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成26年6月23日門真市条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 門真市防災会議委員名簿

資料 2

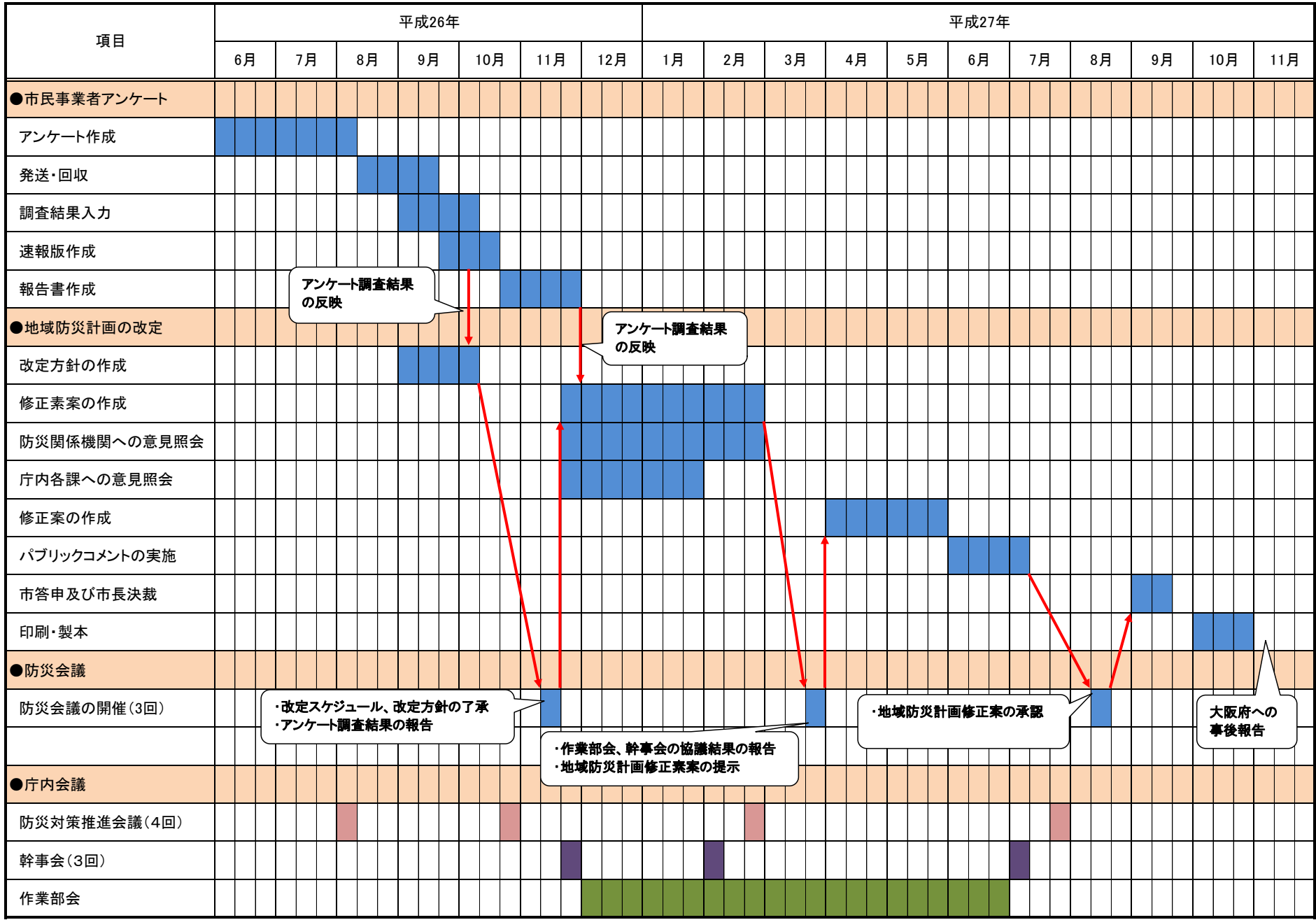
門真市防災会議条例

平成26年10月

第3条（会長及び委員）第5項

	所属名	補職名	氏名
会長	門真市長		園部 一成
第1号委員	指定地方行政機関の職員		
	農林水産省近畿農政局 大阪地域センター	総括管理官	澤田 優一
	国土交通省 近畿地方整備局	淀川河川事務所長	田井中 靖久
第2号委員	本市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊又は機関の長		
	陸上自衛隊	第36普通科連隊 第5中隊長	岩崎 誉
第3号委員	大阪府知事の部内の職員		
	大阪府枚方土木事務所	所長	小寺 康裕
	大阪府枚方土木事務所	地域防災監	神田 祥司
	大阪府守口保健所	所長	森脇 俊
第4号委員	大阪府警察の警察官		
	大阪府門真警察署	署長	葛城 祐士
第5号委員	本市の職員		
	門真市	副市長	北村 和仁
	門真市	副市長	川本 雅弘
	門真市上下水道局	水道事業管理者職務代理者	西口 孝
第6号委員	教育長		
	門真市教育委員会	教育長	三宅 奎介
第7号委員	消防長及び消防団長		
	守口市門真市消防組合	消防長	児玉 勝美
	門真市消防団	消防団長	樋口 定雄
第8号委員	指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員		
	日本郵便（株）	門真郵便局長	谷口 和雄
	西日本電信電話（株）	大阪支店設備部長	藤原 知孝
	関西電力（株）	守口営業所長	市原 賢一
	淀川左岸水防事務組合	事務局長	穂山 常男
	京阪電気鉄道（株）	枚方エリア統括駅長	五田 茂
	京阪バス（株）	門真支所長	有家 克敏
	大阪ガス（株） 導管事業部北東部導管部	建設チームマネジャー	井上 恵司
	門真市医師会	会長	寺西 強
	門真市薬剤師会	会長	西森 哲史
	門真市歯科医師会	会長	松下 繁
第9号委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者		
	門真市消防団	団員	山下 久子

■門真市 地域防災計画改定スケジュール(案)



## 市民事業者アンケートの概要

### ○アンケートの目的

今回実施するアンケートは、改定する地域防災計画に市民等の意見を反映するとともに、市民等が防災・減災等に関してどのような意識を持っているのか把握することを目的として実施するもの。

### ○対象者

アンケートは、

- ①市民用
- ②事業所・施設用
- ③自治会用

の3種類を作成しており、合計 2,700 通のアンケートを配付。

#### ①市民用アンケート

対象者は、無作為抽出した市内在住 18 歳以上の男女であり、合計 2,458 通のアンケートを配付。

#### ②事業所・施設用アンケート

対象者は、「企業」、「高齢者福祉施設」、「私立幼稚園・私立保育園」、「障がい者児通所デイサービス」、「障がい者施設等」であり、合計 124 通のアンケートを配付。

#### ③自治会用アンケート

対象者は、市内の全自治会であり、118 通のアンケートを配付。

### ○アンケートの内容、設問設定

- ・ 防災・減災対策・備蓄など各対象者が災害発生前に準備すべき内容の状況
- ・ 災害発生後に行政に求める支援と提供可能な支援等について調査。

### ○アンケート調査結果（速報版）

- ・ アンケート調査結果の速報については、資料5のとおり。

### ○アンケート集計結果のとりまとめ

- ・ 今後の作業として、単純集計、クロス集計、集計結果のグラフ化を行い、結果分析を実施
- ・ アンケート結果から、門真市における防災上の課題、特に推進すべき防災対策等を抽出し、地域防災計画の見直しに反映

## 市民事業者アンケート調査結果速報版

## 1. アンケート回収状況（9月30日時点）

	回収票数	送付票数	宛先不明	回収率
市民	894	2,458	21	36.7%
事業所・施設	74	124	0	59.7%
自治会	92	118	0	78.0%
合計	1,060	2,700	21	39.3%

※回収率は、送付票数から宛先不明票数を除いた値で算出

## 2. アンケート結果概要

## (1) 市民（詳細はP.市民-3参照）

- ・不安に思っている主な災害は「地震」「火災」
- ・災害が起きた場合について「話し合っている」は51%、主な内容は「避難」「備蓄」
- ・避難訓練に「不参加」が78%、そのうち「実施を知らなかった」が51%
- ・災害時の持出品等の準備は、何かしら「実施している」が70%
- ・食糧備蓄の日数は、「1～2日」が38%、「3～4日」が41%
- ・飲料水備蓄の日数は、「1～2日」が48%、「3～4日」が35%
- ・防災等情報の主な入手方法は、「テレビ」「新聞」「ラジオ」
- ・避難する避難場所等を「決めていない」が53%
- ・防災行政無線を「知っている」は42%、そのうち「よく聞き取れている」は48%

## (2) 事業所・施設（詳細はP.事業所・施設-45参照）

- ・不安に思っている主な災害は「地震」「火災」
- ・国や自治体の防災施策に協力したいと「思っている」は78%
- ・防災計画や行動マニュアルを「策定している」は44%
- ・実施済の主なハード対策は「通信回線・データのバックアップ」「手すり設置」「耐震診断」
- ・実施済の主なソフト対策は「避難訓練」「連絡体制整備」「消火訓練」
- ・備蓄を「実施していない」は40%
- ・食糧備蓄の日数は、「1～2日」が61%、「3～4日」が36%
- ・飲料水備蓄の日数は、「1～2日」が68%、「3～4日」が32%
- ・BCP策定済は6%

## (3) 自治会（詳細はP.自治会-73参照）

- ・不安に思っている主な災害は「地震」「火災」「内水氾濫」
- ・避難する避難場所等を「決めていない」は64%、避難場所情報を「住民に周知」が49%
- ・避難所開設時に協力できる主な活動は「救援物資配給」「避難者把握」「連絡調整」「炊き出し」
- ・避難訓練の主な内容は「初期消火訓練」「応急救護訓練」
- ・避難行動要支援者を「把握している」は29%、把握できない主な理由は「個人情報保護等により情報が入らない」
- ・防災行政無線を「知っている」は75%、そのうち「よく聞き取れている」は36%

### 3. 防災講話で実施したアンケート

#### (1) 実施概要

市民事業者アンケートとは別に、防災講話参加者に対してアンケートを実施した。

実施状況は以下のとおり。

実施日	アンケート対象者	回収数
平成 25 年 5 月 11 日	柳町老人会	28
平成 25 年 10 月 19 日	下馬伏自治会	26
平成 25 年 10 月 20 日	大池町周辺住民	25
平成 25 年 11 月 9 日	上野口南自治会女性部	39
平成 25 年 11 月 13 日	大阪樟蔭女子大学	9
平成 25 年 11 月 22 日	大阪国際大学	24
平成 26 年 3 月 26 日	速見小学校・門真小学校区内住民	16
平成 26 年 6 月 1 日	門真小学校区地域住民	29
合 計		196

#### (2) 主な結果概要

##### 質問 1 地震・風水害に対して、どんな備えをしているか

- ・非常持出品の準備
- ・水や食料の備蓄
- ・避難所の位置確認
- ・風呂や洗濯機に水をためている
- ・家具の固定、背の低い家具への変更
- ・排水溝の清掃
- ・保険への加入

##### 質問 2 長期間の避難所生活には、どんな配慮・ルールが必要か

- ・プライベート空間の確保
- ・更衣室
- ・食事のルール
- ・トイレ、風呂の使い方や衛生面
- ・障がい者、高齢者等への配慮
- ・自助、共助、公助
- ・消灯時間のルール
- ・音（声、物音）、におい
- ・医療体制
- ・女性への配慮（女性部屋、授乳スペースの確保等）
- ・ペット
- ・備蓄（水、食料、毛布等）・情報の開示
- ・冷暖房
- ・外国人への配慮
- ・自治会等で事前のルール決め
- ・防犯
- ・1人あたりのスペース

##### 質問 3 どのような防災情報に興味、関心があるか

- ・非常持出品を販売している店舗の情報
- ・避難場所、避難路、避難時期
- ・被災予測情報（地震、津波等）
- ・地域の情報（気象、災害、ライフライン状況等）
- ・災害発生状況（台風、水害、火災等）
- ・災害発生時に市等から伝達される情報の内容
- ・防災グッズ
- ・被災時の支援、補助金
- ・市等が実施している防災対策

##### その他意見

- ・市役所への非常持出品販売ブースの設置
- ・迅速で詳細な被害情報の伝達
- ・避難所が遠くて困る
- ・各地区での避難所の指定
- ・門真市内全域の下水化
- ・3日分の備蓄品は持って逃げられない
- ・視覚障がい者でもわかるマップ



## アンケート結果（市民）

### 目 次

設問番号	設問内容	ページ
<b>■防災に関する意識</b>		
Q 1	自然災害によってもたらされる次の被害について、あなたやご家族が被災した場合に当てはめて具体的に想像したことがありますか（複数回答可）	市民-5
Q 2	あなたは、住んでいる地域で不安に思う災害はありますか（複数回答可）	市民-6
Q 3	あなたは、ここ1～2年ぐらいの間に、ご家族や身近な人と、災害が起きたらどうするかなどの話し合いを行ったことがありますか	市民-7
Q 3-1	話し合った内容について、あてはまるものを全てあげてください（複数回答可）	市民-8
Q 4	あなたやご家族は、自宅以外の場所へ避難しなければならない事態に備えてどのような対策をとっていますか（複数回答可）	市民-9
Q 5	災害時に行政などが提供する次の情報伝達手段について、知っているものを全てあげてください（複数回答可）	市民-10
Q 6	東日本大震災以降、地震に対する国や府の被害想定が見直され、南海トラフ地震の想定もされています。府の想定では、市域でも震度6弱程度の想定がされていますが、巨大地震災害で被災することについてどのように感じていますか	市民-11
Q 6-1	被災した場合、どのような危険があると思いますか	市民-12
<b>■被害軽減策の実施状況</b>		
Q 7	過去1年間に、地域の防災訓練に参加したことがありますか	市民-13
Q 7-1	参加しなかった理由は何ですか	市民-14
Q 7-2	防災訓練が実施された場合もしくは 実施を知った場合は参加すると思いますか	市民-15
Q 8	あなたの家では、大地震が起こった場合に備えて、どのような対策をとっていますか（複数回答可）	市民-16
Q 9	地震で火災が多く発生した場合には、消防隊が不足することも考えられます。到着が遅れる場合に、地震火災による被害を最小限に抑えるために必要だと思うことは何ですか（2つまで回答可）	市民-17
Q 10	市では古い住宅の耐震診断の助成をしていますが、利用していますか	市民-18
<b>■非常時持出品、備蓄物資の準備状況</b>		
Q 11	あなたの家では災害時のために、持出品の準備や備蓄を行っていますか（複数回答可）	市民-19
Q 11-1	ご自宅に通常買い置いている食料で災害時に何日程度暮らせると思いますか	市民-20
Q 11-2	ご自宅で災害用に備蓄している「飲料水」は何日分程度ですか	市民-21
<b>■行政に求める支援策、情報提供</b>		
Q 12	あなたは、普段防災全般に関する知識や情報を何によって提供されたらよいと思いますか（複数回答可）	市民-22
Q 13	あなたがお住まいになっている地域で、普段災害の危険性に関する情報や災害対策に役立つ情報について、あなたが現在より充実してほしいものは何ですか（複数回答可）	市民-23
Q 14	あなたがお住まいの地域で、災害時に提供される情報について、あなたが現在より充実してほしいものは何ですか（複数回答可）	市民-24
Q 15	あなたは、現在、防災全般に関する知識や情報を何によって入手していますか（複数回答可）	市民-25
Q 16	地域の自主防災力を高めるためには、何が最も重要だと考えますか（3つまで回答可）	市民-26

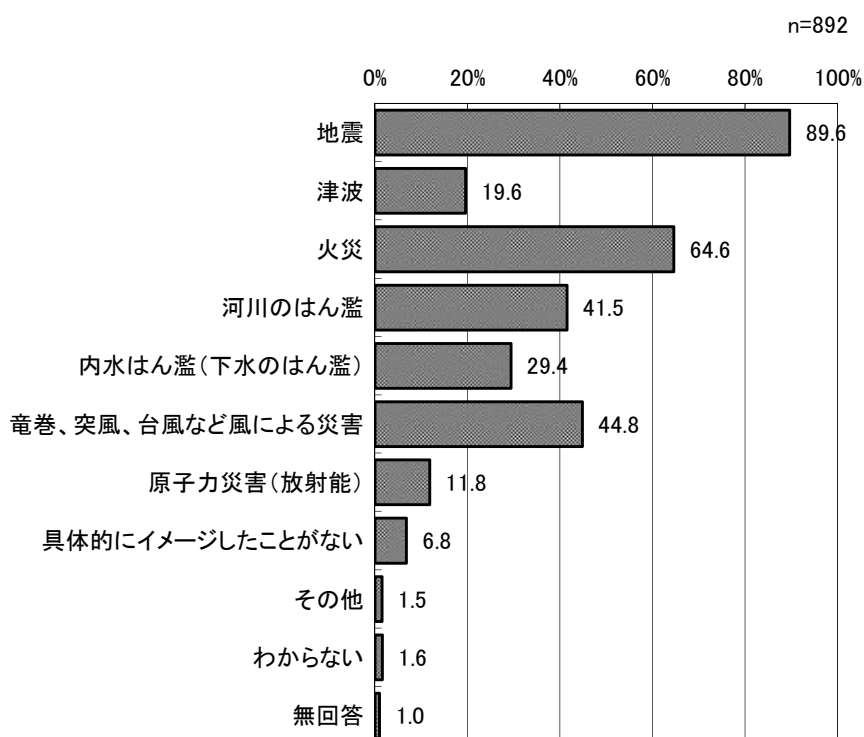
設問番号	設問内容	ページ
<b>■提供可能な支援</b>		
Q17	地域で大規模な災害が発生し、住民同士の助け合いが必要になった場合、あなたなら何ができるとおもいますか（複数回答可）	市民-27
<b>■身近な避難行動要支援者に対する支援</b>		
Q18	避難行動要支援者に対する支援について、災害時の市による活動のほかに、重要な活動主体は何だと思えますか（複数回答可）	市民-28
Q19	災害時に避難する際、近所に避難行動要支援者がいた場合に、その方の避難を手助けすることができると思えますか	市民-29
Q19-1	避難の手助けの具体的な内容を教えてください	市民-30
<b>■良好な避難所生活環境の確保に向けた方策</b>		
Q20	あなたは、避難する一時避難地、避難所を決めていますか。決めている場合はその避難所名も書いてください	市民-30
Q21	自宅に大きな被害がない場合や避難指示区域に指定されていない場合、避難所に避難しますか	市民-31
Q21-1	避難所へ避難しない理由は何ですか	市民-32
Q22	市は被災者がどこの避難所にも避難できるように、避難先を固定していないことについてどう思えますか	市民-33
Q23	避難先から自宅に戻ると考える最大のきっかけは何ですか	市民-33
Q24	避難所において最も充実してほしいことは何ですか（3つまで回答可）	市民-35
<b>■防災行政無線について</b>		
Q25	市では、市内40箇所に設置している屋外スピーカーを通じて、災害情報を迅速にお知らせする、防災行政無線を整備しています。このことをご存知ですか	市民-36
Q25-1	防災行政無線の音声は聞き取りやすいですか	市民-36
Q25-1	防災行政無線の音声は聞き取りやすいですか	市民-36
<b>■属性</b>		
問1	性別	市民-37
問2	年齢	市民-37
問3	住所	市民-38
問4	職業	市民-40
問5	居住形態（家族構成）	市民-40
問6	避難行動要支援者の有無	市民-41
問7	居住の状況	市民-41
問8	居住の建築年	市民-42
問9	居住の築年数	市民-42
問10	自治会への所属	市民-43

■門真市地域防災計画の改定に係る市民アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q 1. 具体的に想像したことがある自然災害

・「地震」と「火災」が50%以上と多くなっている

調査数	地震	津波	火災	河川のはん濫	内水はん濫（下水のはん濫）	竜巻、突風、台風など風による災害	原子力災害（放射能）	具体的にイメージしたことがない	その他	わからない	無回答
892	799	175	576	370	262	400	105	61	13	14	9
100.0	89.6	19.6	64.6	41.5	29.4	44.8	11.8	6.8	1.5	1.6	1.0

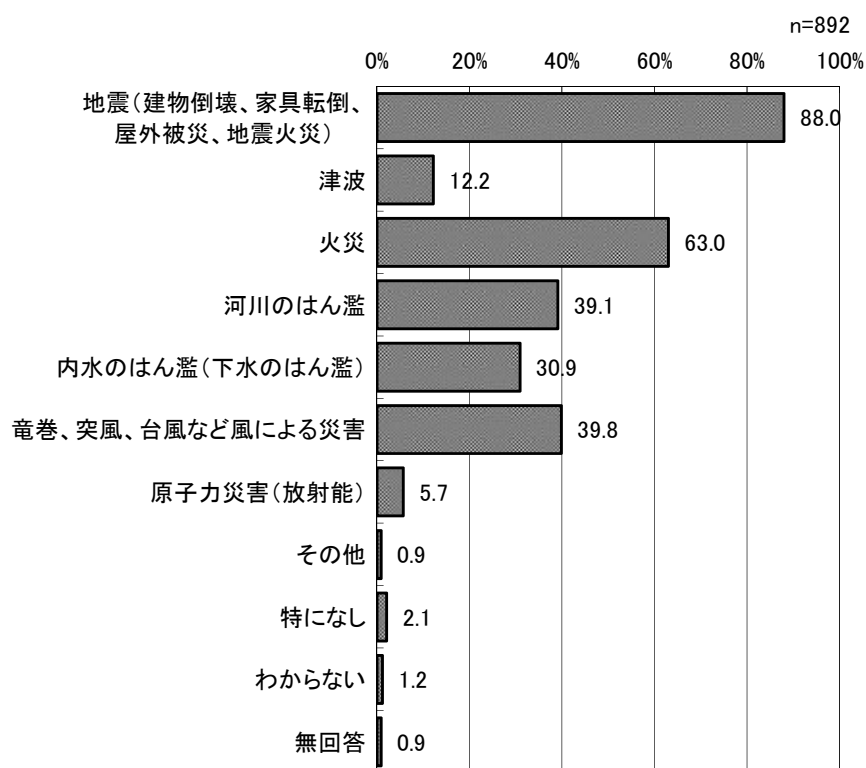


■門真市地域防災計画の改定に係る市民アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q2. 住んでいる地域で不安に思う災害はあるか

・「地震」と「火災」が60%以上と多くなっている

調査数	地震（建物倒壊、家具転倒、屋外被災、地震火災）	津波	火災	河川のはん濫	内水のはん濫（下水のはん濫）	竜巻、突風、台風など風による災害	原子力災害（放射能）	その他	特になし	わからない	無回答
892	785	109	562	349	276	355	51	8	19	11	8
100.0	88.0	12.2	63.0	39.1	30.9	39.8	5.7	0.9	2.1	1.2	0.9

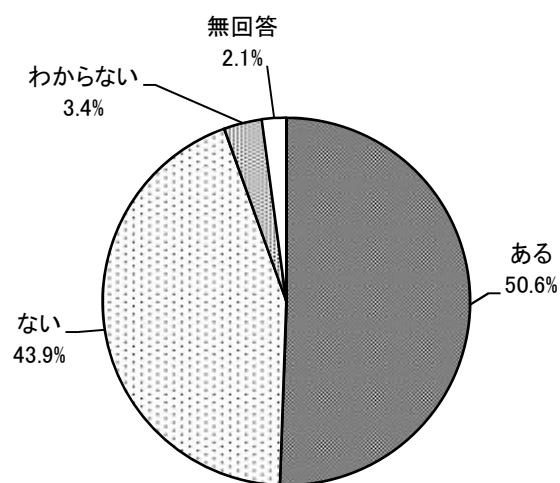


■門真市地域防災計画の改定に係る市民アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q 3. ここ1～2年の間に災害が起きたらどうするかなど話し合ったことがあるか

・「ない」が半数近くの44%となっている

調査数	ある	ない	わからない	無回答
892	451	392	30	19
100.0	50.6	43.9	3.4	2.1



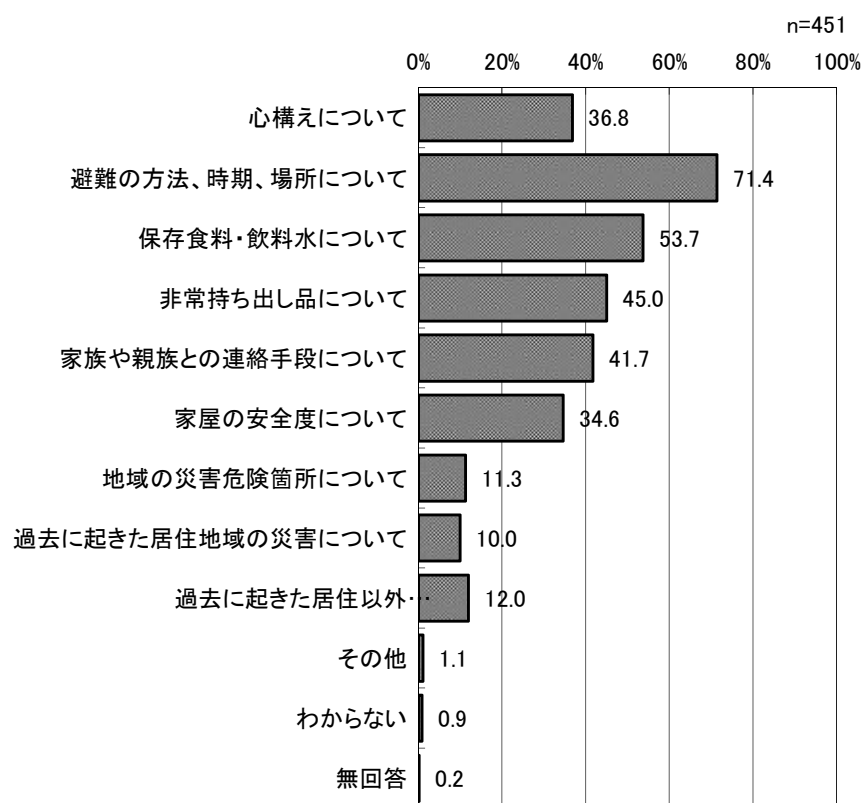
n=892

■門真市地域防災計画の改定に係る市民アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q3-1. 話し合った内容

・「避難の方法、時期、場所について」と「保存食料・飲料水」が50%以上と多くなっている

調査数	心構えについて	避難の方法、時期、場所について	保存食料・飲料水について	非常持ち出し品について	家族や親族との連絡手段について	家屋の安全度について	地域の災害危険箇所について	過去に起きた居住地域の災害について	過去に起きた居住以外について	その他	わからない	無回答
451	166	322	242	203	188	156	51	45	54	5	4	1
100.0	36.8	71.4	53.7	45.0	41.7	34.6	11.3	10.0	12.0	1.1	0.9	0.2

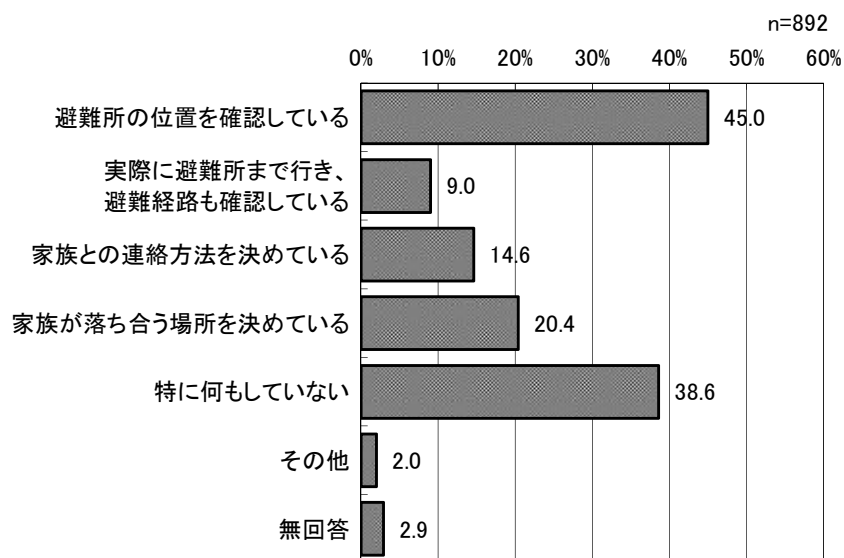


■門真市地域防災計画の改定に係る市民アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q 4. 自宅以外へ避難しなければならない場合の対策をとっているか

- ・「避難所の位置を確認している」が45%と最も多くなっている
- ・「特に何もしていない」も39%と多くなっている

調査数	て避難するの位置を確認し	てき、実際に避難経路も確認し	め家族との連絡方法を決	決家族が落ち合う場所を	特に何もしていない	その他	無回答
892	401	80	130	182	344	18	26
100.0	45.0	9.0	14.6	20.4	38.6	2.0	2.9

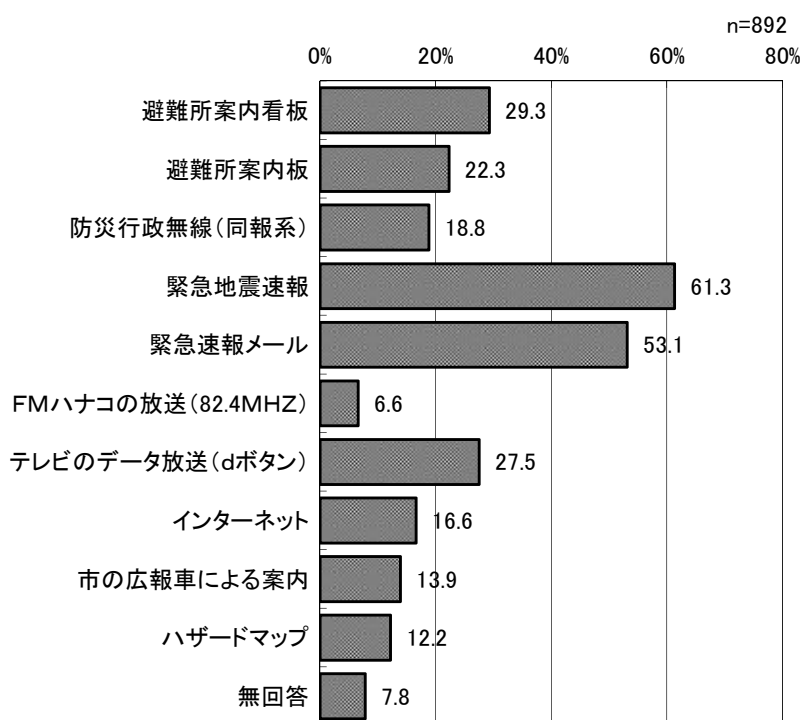


■門真市地域防災計画の改定に係る市民アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q 5. 災害時に行政などが提供する情報の認知度

・「緊急地震速報」と「緊急速報メール」が50%以上と多くなっている

調査数	避難所案内看板	避難所案内板	系防災行政無線（同報系）	緊急地震速報	緊急速報メール	（FMハナコの放送） （82.4MHz）	（テレビのデータ放送） （dボタン）	インターネット	市の広報車による案内	ハザードマップ	無回答
892	261	199	168	547	474	59	245	148	124	109	70
100.0	29.3	22.3	18.8	61.3	53.1	6.6	27.5	16.6	13.9	12.2	7.8



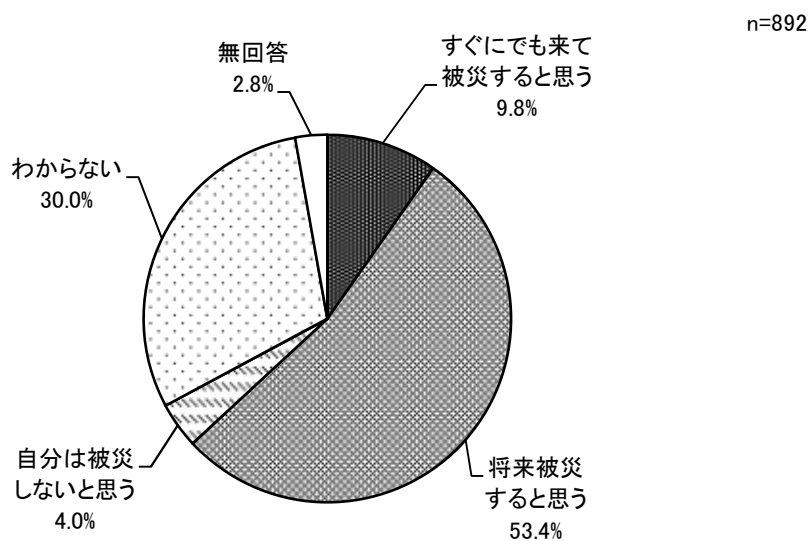


■門真市地域防災計画の改定に係る市民アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q 6. 巨大地震災害で被災することについてどのように感じているか

・「将来被災すると思う」が53%と最も多くなっている

調査数	すぐにでも来て被災すると思う	将来被災すると思う	自分は被災しないと思う	わからない	無回答
892	87	476	36	268	25
100.0	9.8	53.4	4.0	30.0	2.8



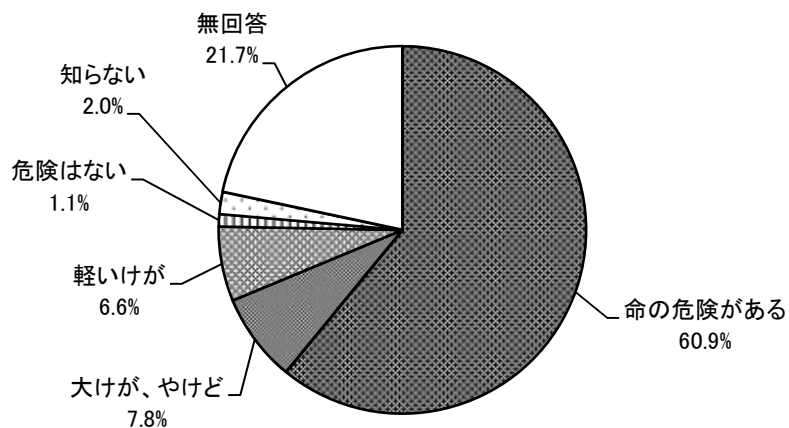
■門真市地域防災計画の改定に係る市民アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q 6-1. 被災した場合、どのような危険があると思うか

・「命の危険がある」が61%と最も多くなっている

調査数	命の危険がある	大けが、やけど	軽いけが	危険はない	知らない	無回答
563	343	44	37	6	11	122
100.0	60.9	7.8	6.6	1.1	2.0	21.7

n=563

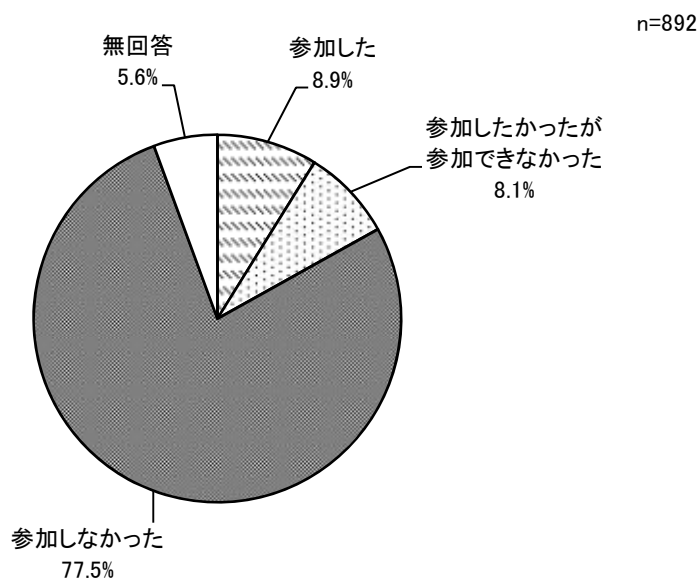


■門真市地域防災計画の改定に係る市民アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q 7. 過去1年間に、地域の防災訓練に参加したことがあるか

・「参加しなかった」が78%と最も多くなっている

調査数	参加した	参加したかったが参加できなかった	参加しなかった	無回答
892	79	72	691	50
100.0	8.9	8.1	77.5	5.6

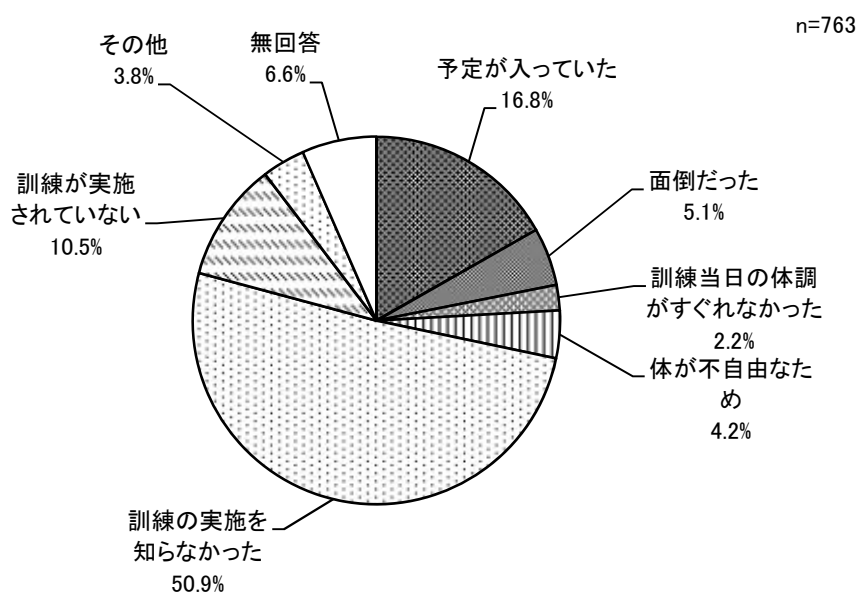


■門真市地域防災計画の改定に係る市民アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q7-1. 防災訓練に参加しなかった理由

・「訓練の実施を知らなかった」が51%と最も多くなっている

調査数	予定が入っていた	面倒だった	訓練当日の体調がすぐれなかった	体が不自由なため	訓練の実施を知らなかった	訓練が実施されていない	その他	無回答
763	128	39	17	32	388	80	29	50
100.0	16.8	5.1	2.2	4.2	50.9	10.5	3.8	6.6



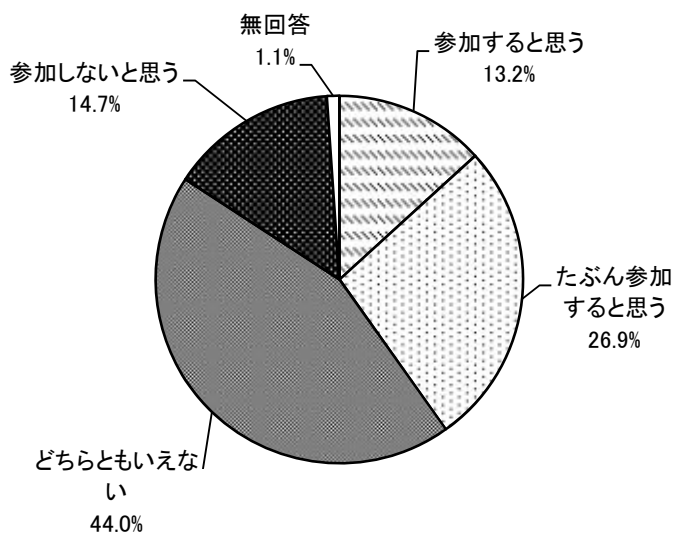
■門真市地域防災計画の改定に係る市民アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q 7－2. 防災訓練が実施された場合や実施を知った場合は参加するか

- ・「どちらともいえない」が44%と最も多くなっている
- ・「参加すると思う」と「たぶん参加すると思う」を合わせると40%となっている

調査数	参加すると思う	たぶん参加すると思う	どちらともいえない	参加しないと思う	無回答
468	62	126	206	69	5
100.0	13.2	26.9	44.0	14.7	1.1

n=468



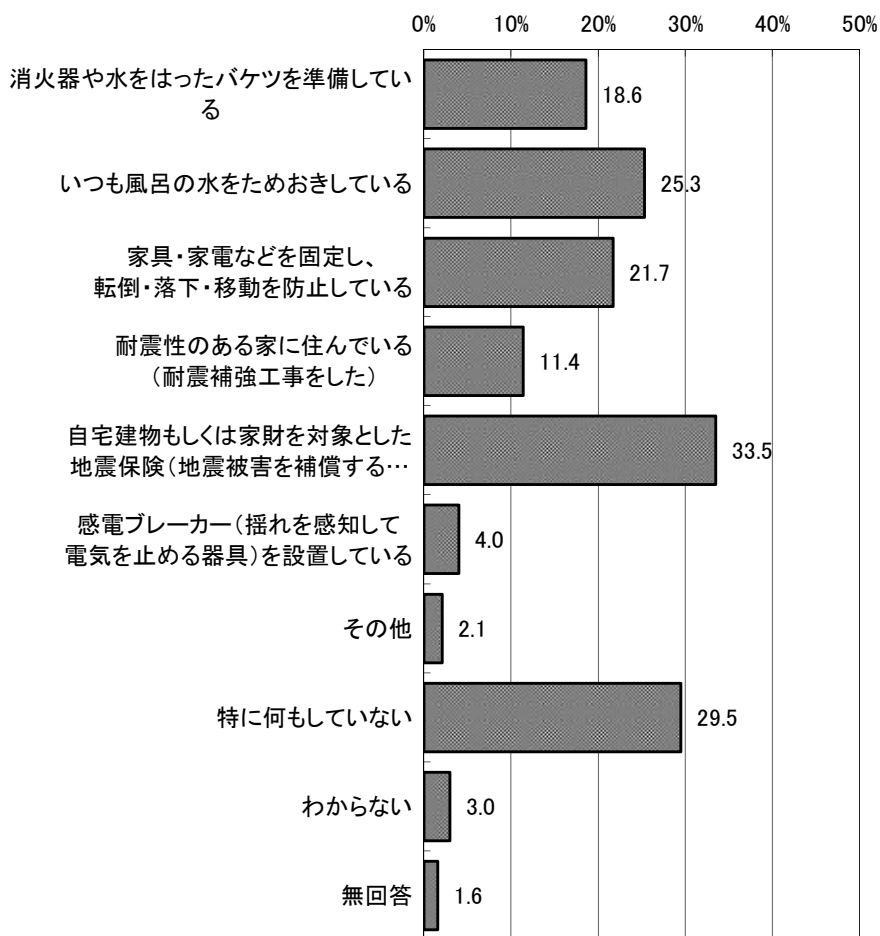
■門真市地域防災計画の改定に係る市民アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q 8. 大地震が起こった場合の対策をとっているか

- ・「地震保険に加入している」が34%と最も多くなっている
- ・「特に何もしていない」も30%と多くなっている

調査数	消火器や水をはったバケツを準備している	いつも風呂の水をためおきしている	家具・家電などを固定し、転倒・落下・移動を防止している	耐震性のある家に住んでいる（耐震補強工事をした）	自宅建物もしくは家財を対象とした地震保険（地震被害を補償する…）	感電ブレーカー（揺れを感知して電気を止める器具）を設置している	その他	特に何もしていない	わからない	無回答
892	166	226	194	102	299	36	19	263	27	14
100.0	18.6	25.3	21.7	11.4	33.5	4.0	2.1	29.5	3.0	1.6

n=892

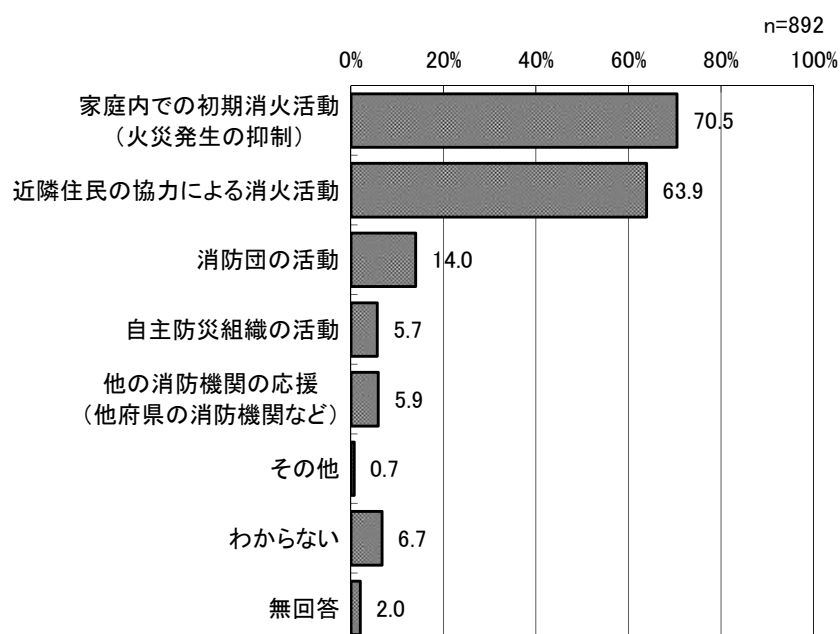


■門真市地域防災計画の改定に係る市民アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q9. 地震火災による被害を抑えるために必要なことは何か

・「家庭内での初期消火活動」と「近隣住民の協力による消火活動」が50%以上と多くなっている

調査数	家庭内での火災発生初期消火活動	近隣住民の協力による消火活動	消防団の活動	自主防災組織の活動	（他）他の府県の消防機関の応援	その他	わからない	無回答
892	629	570	125	51	53	6	60	18
100.0	70.5	63.9	14.0	5.7	5.9	0.7	6.7	2.0

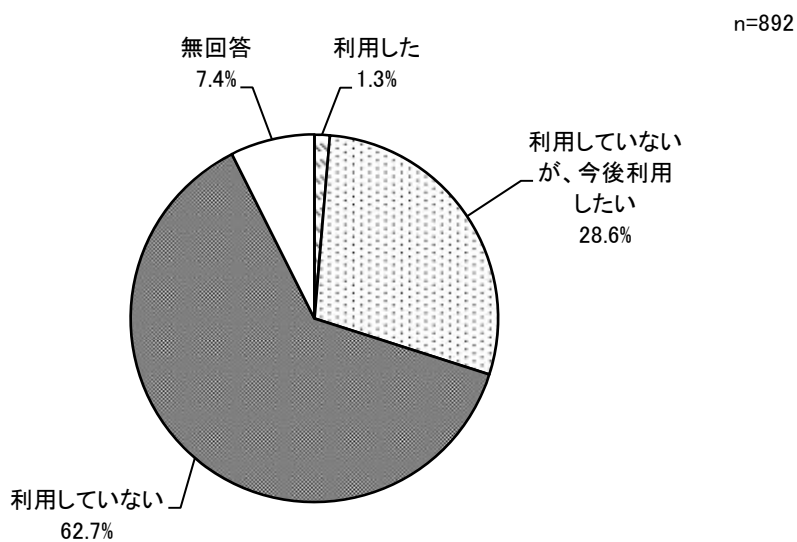


■門真市地域防災計画の改定に係る市民アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q10. 古い住宅の耐震診断の助成を利用しているか

- ・「利用していない」が63%と最も多くなっている
- ・「利用した」と「利用していないが、今後利用したい」を合わせると30%となっている

調査数	利用した	後利用したいが、今	利用していない	無回答
892	12	255	559	66
100.0	1.3	28.6	62.7	7.4



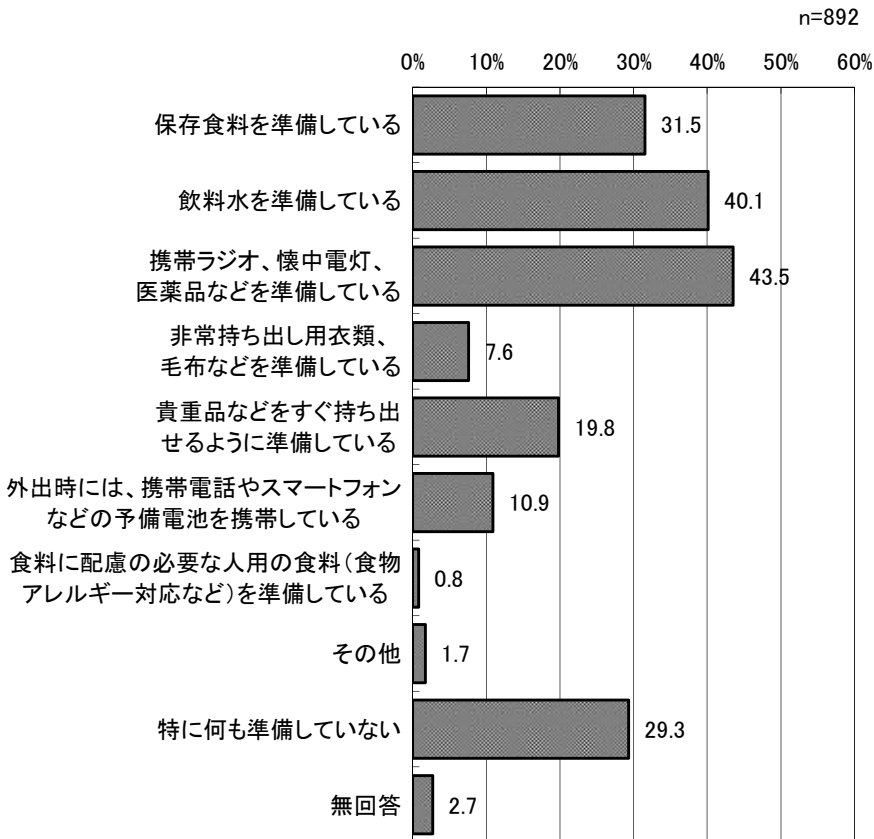


■門真市地域防災計画の改定に係る市民アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q 1 1. 災害時のために持出品の準備や備蓄を行っているか

- ・「携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品などを準備している」「飲料水を準備している」「保存食料を準備している」が30%以上と多くなっている
- ・「特になにも準備していない」も30%と多くなっている

調査数	保存食料を準備している	飲料水を準備している	携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品などを準備している	非常持ち出し用衣類、毛布などを準備している	貴重品などをすぐ持ち出せるように準備している	外出時には、携帯電話やスマートフォンなどの予備電池を携帯している	食料に配慮の必要な人用の食料(食物アレルギー対応など)を準備している	その他	特に何も準備していない	無回答
892	281	358	388	68	177	97	7	15	261	24
100.0	31.5	40.1	43.5	7.6	19.8	10.9	0.8	1.7	29.3	2.7



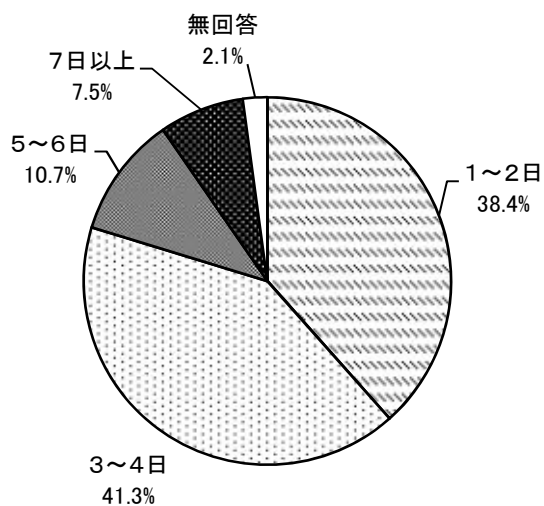
■門真市地域防災計画の改定に係る市民アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q 1 1 - 1. 自宅に通常買い置いている食料で災害時に何日程暮らせるか

- ・「3～4日」が41%と最も多くなっている
- ・「1～2日」も38%と多くなっている

調査数	1 ～ 2 日	3 ～ 4 日	5 ～ 6 日	7 日 以上	無 回 答
281	108	116	30	21	6
100.0	38.4	41.3	10.7	7.5	2.1

n=281



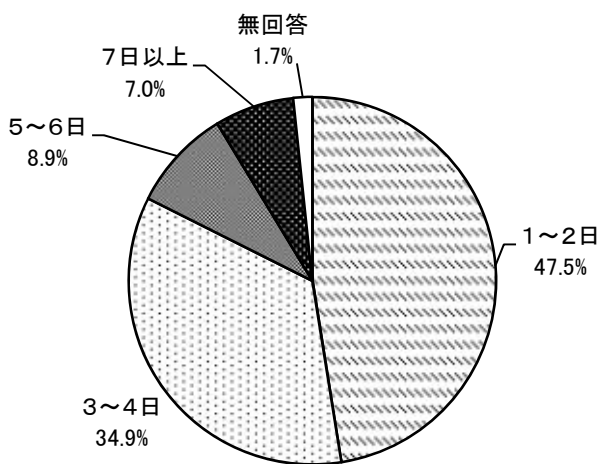
■門真市地域防災計画の改定に係る市民アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q 1 1 - 2. 自宅で災害用に備蓄している「飲料水」は何日分か

- ・「1～2日」が48%と最も多くなっている
- ・「3～4日」も35%と多くなっている

調査数	1 ～ 2 日	3 ～ 4 日	5 ～ 6 日	7 日 以 上	無 回 答
358	170	125	32	25	6
100.0	47.5	34.9	8.9	7.0	1.7

n=358



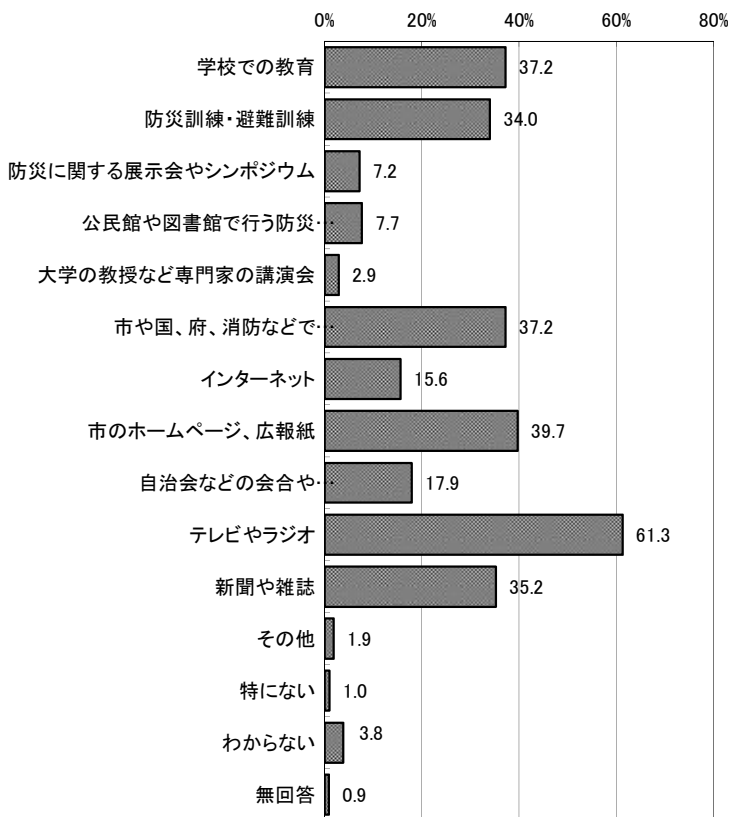
■門真市地域防災計画の改定に係る市民アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q 1 2. 普段防災全般に関する知識や情報を何によって提供されたらよいと思うか

・「テレビやラジオ」が61%と最も多くなっている

調査数	学校での教育	防災訓練・避難訓練	防災に関する展示会やシンポジウム	公民館や図書館で行う防災ミナリ	大学の教授など専門家の講演会	市や国、府、消防などで配布するパンフレット	インターネット	市のホームページ、広報紙	自治会などの会合や知人・友人等との会話	テレビやラジオ	新聞や雑誌	その他	特にない	わからない	無回答
892	332	303	64	69	26	332	139	354	160	547	314	17	9	34	8
100.0	37.2	34.0	7.2	7.7	2.9	37.2	15.6	39.7	17.9	61.3	35.2	1.9	1.0	3.8	0.9

n=892



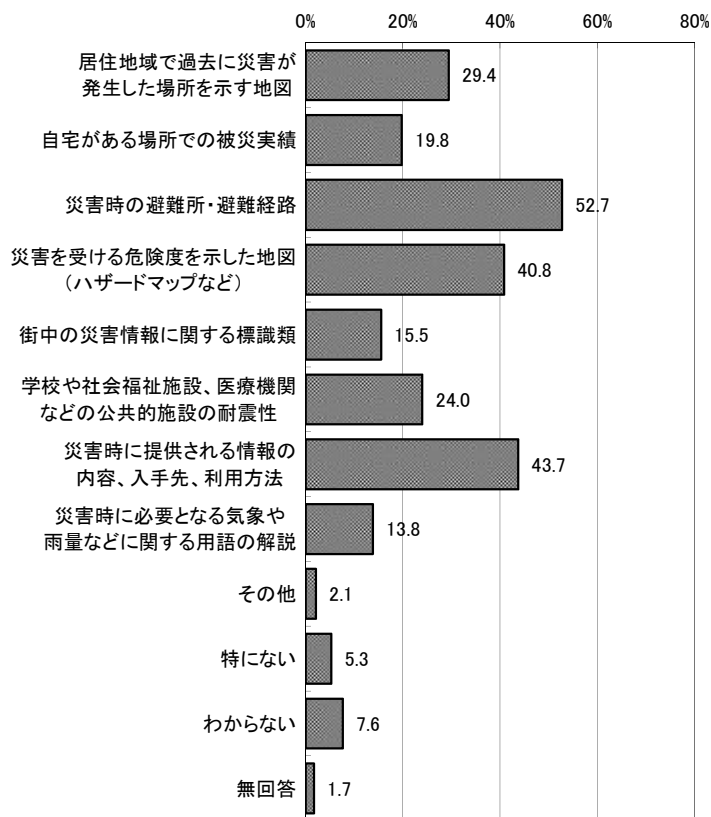
■門真市地域防災計画の改定に係る市民アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q13. 居住地域で、普段災害の危険性に関する情報などについて充実してほしいものは何か

・「災害時の避難所・避難経路」「災害時に提供される情報の内容、入手先、利用方法」「災害を受ける危険度を示した地図」が40%以上と多くなっている

調査数	地図発生地域で過去に災害が起きた場所を示す地図	自宅がある場所での被災実績	災害時の避難所・避難経路	災害を受ける危険度を示した地図（ハザードマップなど）	街中の災害情報に関する標識類	学校や社会福祉施設、医療機関などの公共施設の耐震性	災害時に提供される情報の内容、入手先、利用方法	災害時に必要となる気象や雨量などに関する用語の解説	その他	特にない	わからない	無回答
892	262	177	470	364	138	214	390	123	19	47	68	15
100.0	29.4	19.8	52.7	40.8	15.5	24.0	43.7	13.8	2.1	5.3	7.6	1.7

n=892



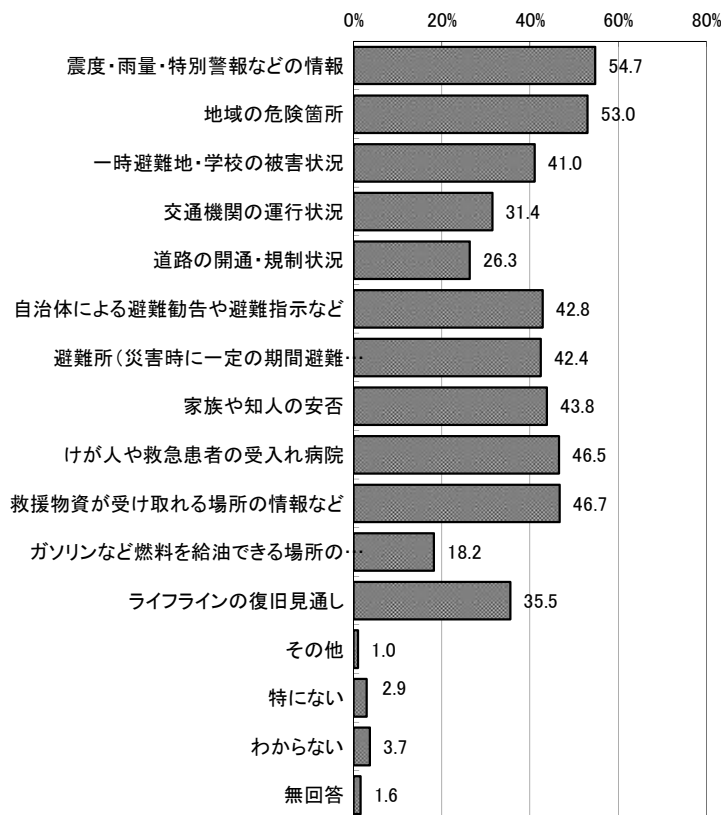
■門真市地域防災計画の改定に係る市民アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q14. 居住地域で、災害時に提供される情報について、現在より充実してほしいものは何か

・「震度・雨量・特別警報などの情報」「地域の危険箇所」が50%以上と多くなっている  
 ・上記項目以外にも40%以上の項目が多数ある

調査数	震度・雨量・特別警報などの情報	地域の危険箇所	一時避難地・学校の被害状況	交通機関の運行状況	道路の開通・規制状況	自治体による避難指示など	避難所（災害時に一定の期間避難施設）の開設状況を一定	家族や知人の安否	けが人や救急患者の受け入れ病院	救援物資が受け取れる場所の情報など	ガソリンなど燃料を給油できる場所の情報	ライフラインの復旧見通し	その他	特にない	わからない	無回答
892	488	473	366	280	235	382	378	391	415	417	162	317	9	26	33	14
100.0	54.7	53.0	41.0	31.4	26.3	42.8	42.4	43.8	46.5	46.7	18.2	35.5	1.0	2.9	3.7	1.6

n=892



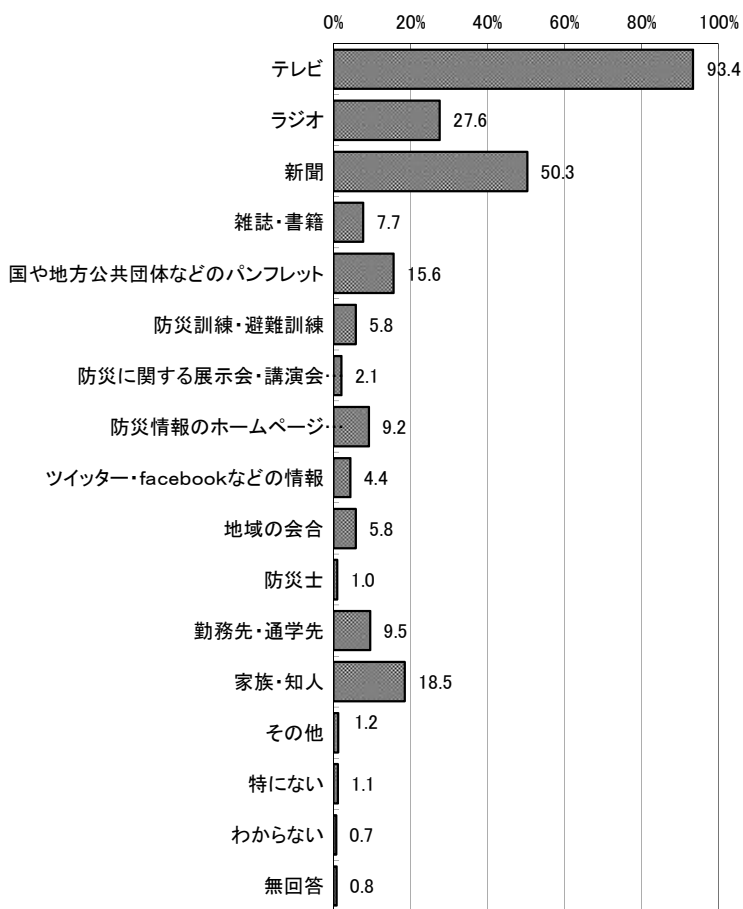
■門真市地域防災計画の改定に係る市民アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q15. 防災全般に関する知識や情報を何によって入手しているか

・「テレビ」が90%以上と非常に多くなっている

調査数	テレビ	ラジオ	新聞	雑誌・書籍	国や地方公共団体などのパンフレット	防災訓練・避難訓練	防災に関する展示会・講演会・セミナー・ワークショップなど	防災情報のホームページ	ツイッター・facebookなどの情報	地域の会合	防災士	勤務先・通学先	家族・知人	その他	特にない	わからない	無回答
892	833	246	449	69	139	52	19	82	39	52	9	85	165	11	10	6	7
100.0	93.4	27.6	50.3	7.7	15.6	5.8	2.1	9.2	4.4	5.8	1.0	9.5	18.5	1.2	1.1	0.7	0.8

n=892

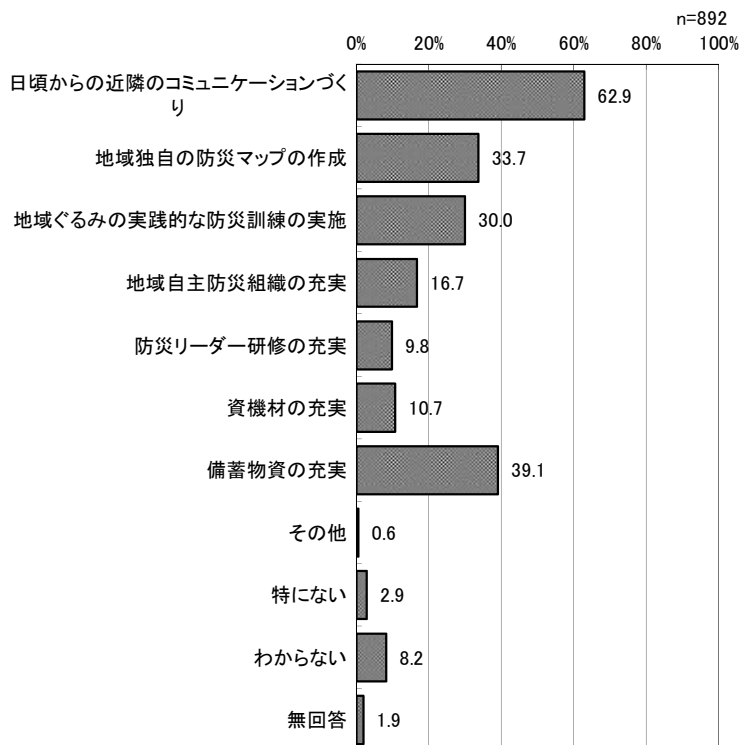


■門真市地域防災計画の改定に係る市民アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q16. 地域の自主防災力を高めるために重要なこと

・「日頃からの近隣のコミュニケーションづくり」が63%と最も多くなっている

調査数	日頃からの近隣のコミュニケーションづくり	地域独自の防災マップの作成	地域ぐるみの実践的な防災訓練の実施	地域自主防災組織の充実	防災リーダー研修の充実	資機材の充実	備蓄物資の充実	その他	特にない	わからない	無回答
892	561	301	268	149	87	95	349	5	26	73	17
100.0	62.9	33.7	30.0	16.7	9.8	10.7	39.1	0.6	2.9	8.2	1.9



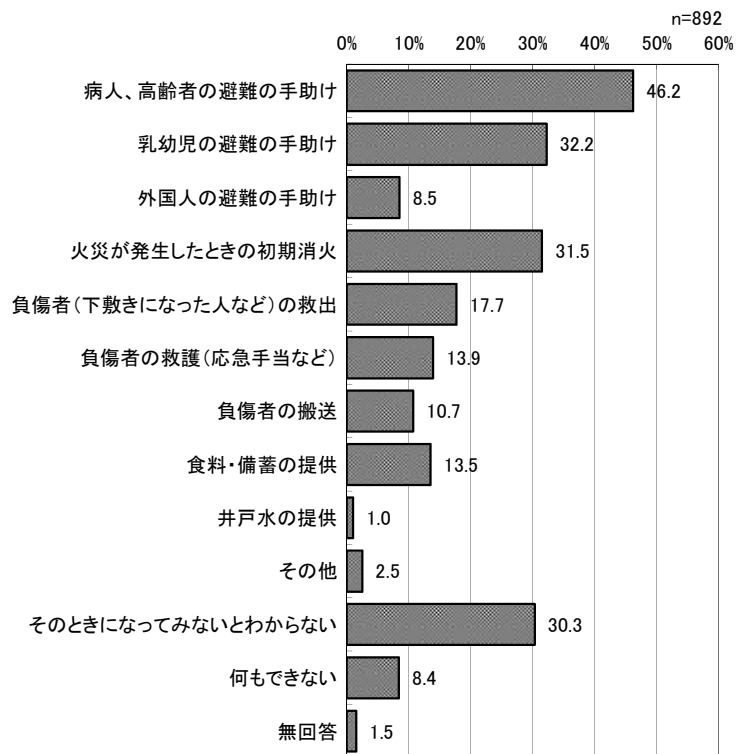


■門真市地域防災計画の改定に係る市民アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q17. 大規模な災害が発生し、助け合いが必要になった場合、何ができると思うか

・「病人、高齢者の避難の手助け」が46%と最も多くなっている

調査数	手病人、 高齢者の 避難の 手助け	乳幼児の 避難の 手助け	外国人の 避難の 手助け	初期火災 が発生し たときの 消火	負傷者（ 下敷にな った人な ど）の救 出	負傷者の 救護（ 応急手 当など）	負傷者の 搬送	食料・備 蓄の提供	井戸水の 提供	その他	いその ときにな ってみ ない とわか らない	何も できな い	無回 答
892	412	287	76	281	158	124	95	120	9	22	270	75	13
100.0	46.2	32.2	8.5	31.5	17.7	13.9	10.7	13.5	1.0	2.5	30.3	8.4	1.5

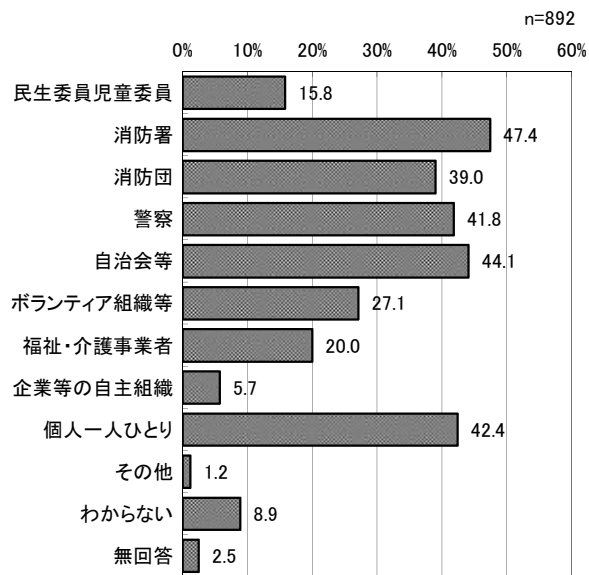


■門真市地域防災計画の改定に係る市民アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q18. 避難行動要支援者の支援について重要な活動主体は何か

・「消防署」が47%と最も多くなっている  
 ・上記項目以外にも40%前後の項目が多数ある

調査数	民生委員児童委員	消防署	消防団	警察	自治会等	ボランティア組織等	福祉・介護事業者	企業等の自主組織	個人一人ひとり	その他	わからない	無回答
892	141	423	348	373	393	242	178	51	378	11	79	22
100.0	15.8	47.4	39.0	41.8	44.1	27.1	20.0	5.7	42.4	1.2	8.9	2.5



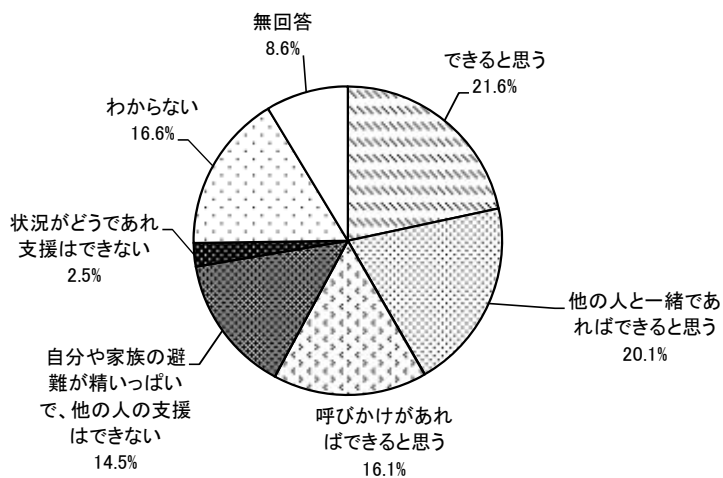
■門真市地域防災計画の改定に係る市民アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q19. 避難する際、避難行動要支援者がいた場合に、その方の手助けができると思うか

- ・「できると思う」が22%と最も多くなっている
- ・上記項目以外にも20%前後の項目が多数ある

調査数	できると思う	他の人と一緒にあれば	呼びかけがあればできる	自分や家族の避難が精いっぱい、他の人の支援はできない	状況がどうであれ支援はできない	わからない	無回答
892	193	179	144	129	22	148	77
100.0	21.6	20.1	16.1	14.5	2.5	16.6	8.6

n=892

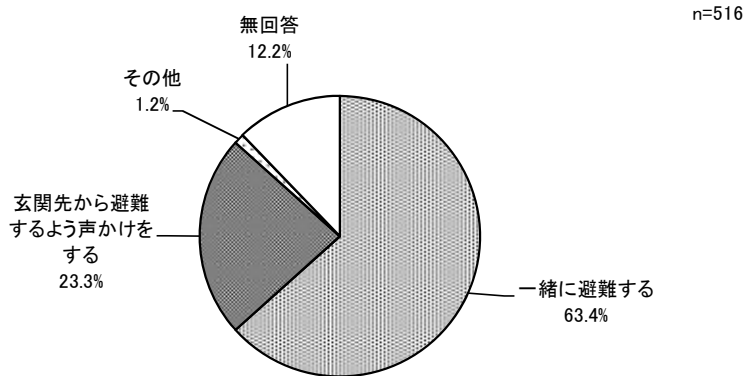


■門真市地域防災計画の改定に係る市民アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q19-1. 避難の手助けの具体的な内容

・「一緒に避難する」が63%と最も多くなっている

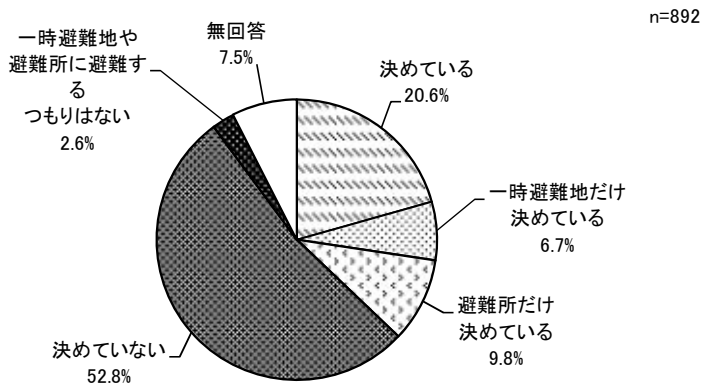
調査数	一緒に避難する	玄関先から避難するよう声をかける	その他	無回答
516	327	120	6	63
100.0	63.4	23.3	1.2	12.2



Q20. 避難する一時避難地、避難所を決めているか

・「決めていない」が53%と最も多くなっている

調査数	決めている	一時避難地だけ決めて	避難所だけ決めて	決めていない	一時避難地や避難所にも避難するつもりはない	無回答
892	184	60	87	471	23	67
100.0	20.6	6.7	9.8	52.8	2.6	7.5

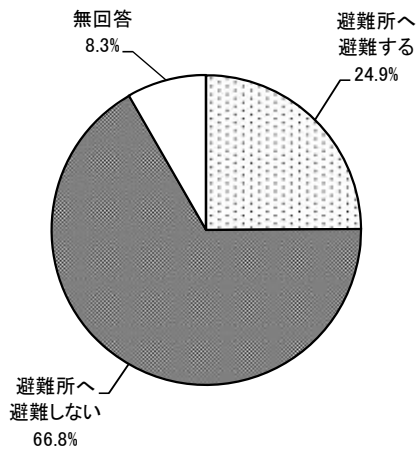


■門真市地域防災計画の改定に係る市民アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q 2 1. 大きな被害がない場合や避難指定区域に指定

・自宅にすることが可能であるにもかかわらず、「避難所へ避難する」が25%と多くなっている

調査数	避難所へ避難する	避難所へ避難しない	無回答
892	222	596	74
100.0	24.9	66.8	8.3



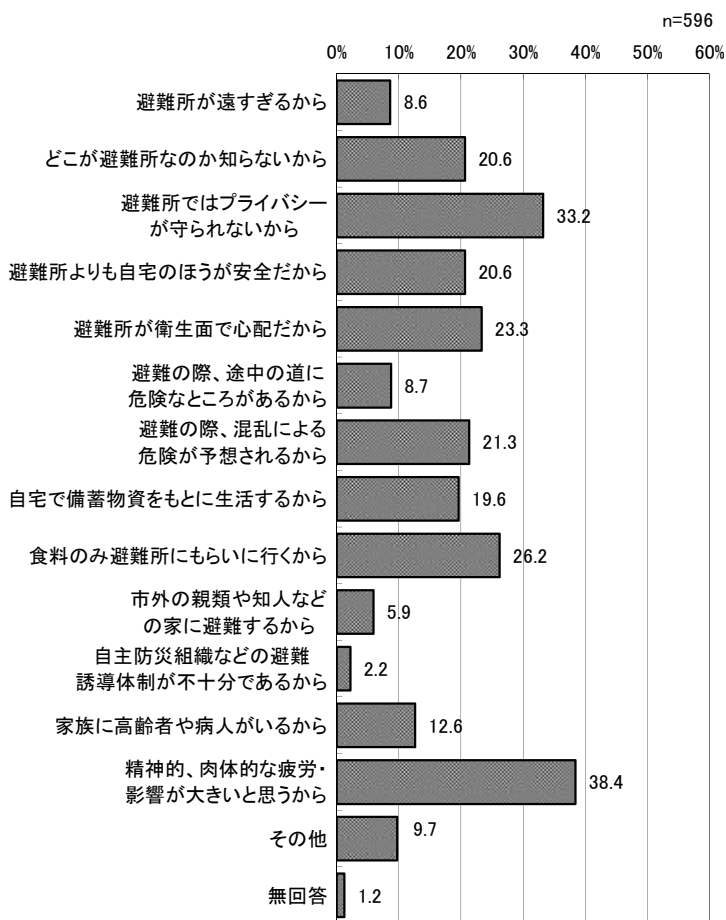
n=892

■門真市地域防災計画の改定に係る市民アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q21-1. 避難所へ避難しない理由

・「精神的、肉体的な疲労・影響が大きいと思うから」「避難所ではプライバシーが守られないから」が30%以上と多くなっている

調査数	避難所が遠すぎるから	どこが避難所なのか知らないから	避難所ではプライバシーが守られないから	避難所よりも自宅のほうが安全だから	避難所が衛生面で心配だから	避難の際、途中の道に危険なところがあるから	避難の際、混乱による危険が予想されるから	自宅で備蓄物資をもとに生活するから	食料のみ避難所にもらいに行くから	市外の親類や知人などの家に避難するから	自主防災組織などの避難誘導體制が不十分であるから	家族に高齢者や病人がいるから	精神的、肉体的な疲労・影響が大きいと思うから	その他	無回答
596	51	123	198	123	139	52	127	117	156	35	13	75	229	58	7
100.0	8.6	20.6	33.2	20.6	23.3	8.7	21.3	19.6	26.2	5.9	2.2	12.6	38.4	9.7	1.2



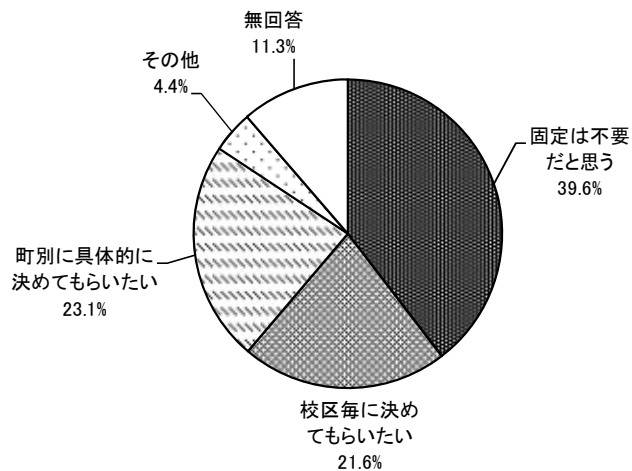
■門真市地域防災計画の改定に係る市民アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q 2 2. 市は、被災者の避難先を固定しないことについてどう思うか

・「固定は不要だと思う」が40%と最も多くなっている

調査数	固定は不要だと思う	校区毎に決めてもらいたい	町別に具体的に決めてもらいたい	その他	無回答
892	353	193	206	39	101
100.0	39.6	21.6	23.1	4.4	11.3

n=892

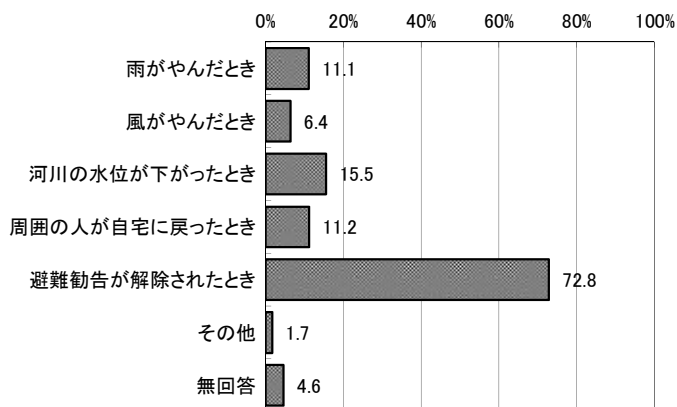


Q 2 3-1. 【風水害の場合】避難先から自宅に戻ると考えるきっかけは何か

・「避難勧告が解除されたとき」が73%と非常に多くなっている

調査数	雨がやんだとき	風がやんだとき	河川の水位が下がったとき	周囲の人が自宅に戻ったとき	避難勧告が解除されたとき	その他	無回答
892	99	57	138	100	649	15	41
100.0	11.1	6.4	15.5	11.2	72.8	1.7	4.6

n=892

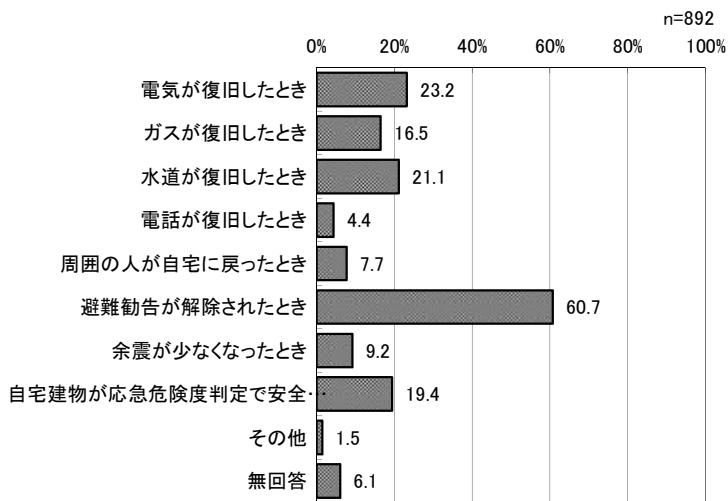


■門真市地域防災計画の改定に係る市民アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q23-2. 【地震の場合】避難先から自宅に戻ると考えるきっかけは何か

・「避難勧告が解除されたとき」が61%と非常に多くなっている

調査数	電気が復旧したとき	ガスが復旧したとき	水道が復旧したとき	電話が復旧したとき	周囲の人が自宅に戻ったとき	避難勧告が解除されたとき	余震が少なくなったとき	判定されたとき （調査済）	自宅建物が応急危険度判定で安全	その他	無回答
892	207	147	188	39	69	541	82	173	13	54	
100.0	23.2	16.5	21.1	4.4	7.7	60.7	9.2	19.4	1.5	6.1	





■門真市地域防災計画の改定に係る市民アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

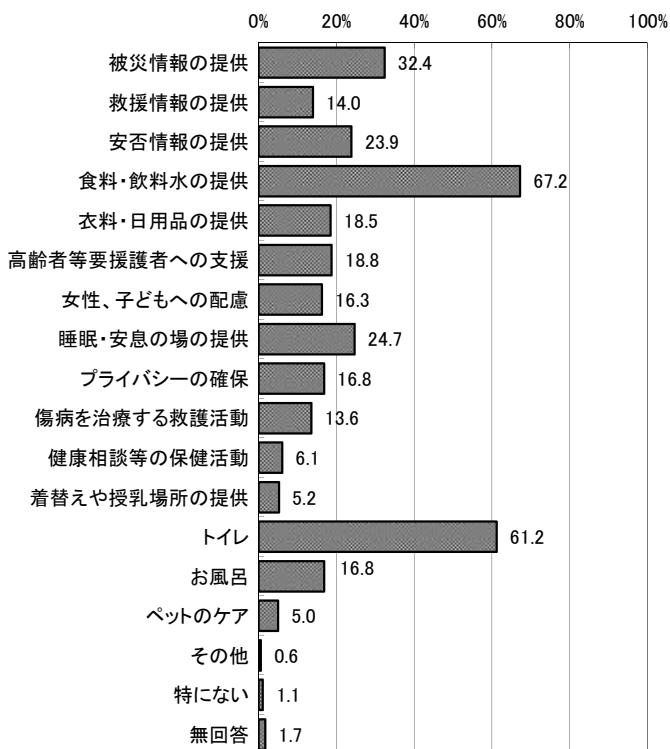
Q24. 避難所において最も充実してほしいことは何か

・「食料・飲料水の提供」「トイレ」が60%以上と多くなっている

調査数	被災情報の提供	救援情報の提供	安否情報の提供	食料・飲料水の提供	衣料・日用品の提供	高齢者等要援護者への支援	女性、子どもへの配慮	睡眠・安息の場の提供	プライバシーの確保	傷病を治療する救護活動	健康相談等の保健活動	着替えや授乳場の提供	トイレ	お風呂
892	289	125	213	599	165	168	145	220	150	121	54	46	546	150
100.0	32.4	14.0	23.9	67.2	18.5	18.8	16.3	24.7	16.8	13.6	6.1	5.2	61.2	16.8

ペットのケア	その他	特にない	無回答
45	5	10	15
5.0	0.6	1.1	1.7

n=892



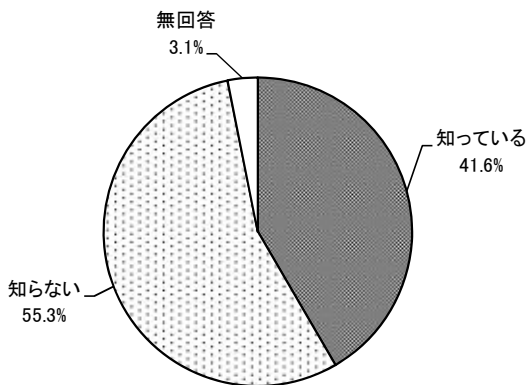
■門真市地域防災計画の改定に係る市民アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q 2 5. 防災行政無線の認知度

・「知らない」が55%と最も多くなっている

調査数	知っている	知らない	無回答
892	371	493	28
100.0	41.6	55.3	3.1

n=892

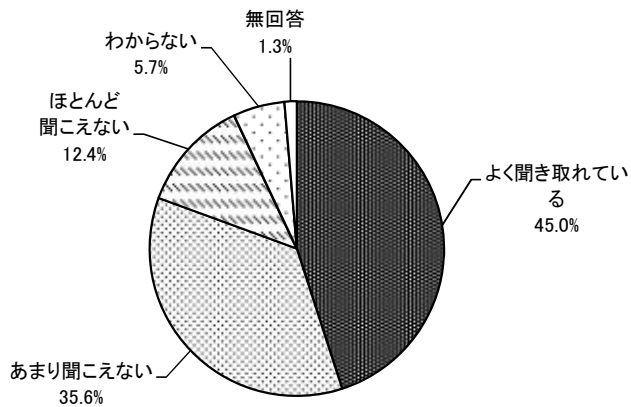


Q 2 5 - 1. 防災行政無線の音声は聞き取りやすいか

・「よく聞き取とれる」が45%と最も多くなっている  
 ・「あまり聞こえない」も36%と多くなっている

調査数	よく聞き取れている	あまり聞こえない	ほとんど聞こえない	わからない	無回答
371	167	132	46	21	5
100.0	45.0	35.6	12.4	5.7	1.3

n=371

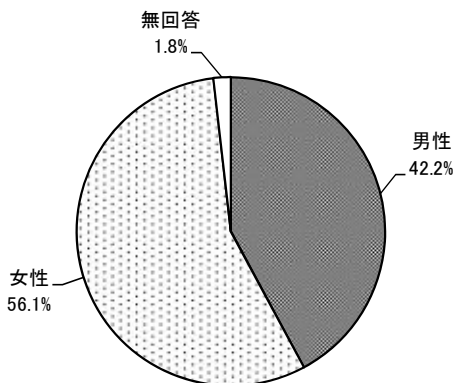


■門真市地域防災計画の改定に係る市民アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

問1. 性別

調査数	男性	女性	無回答
892	376	500	16
100.0	42.2	56.1	1.8

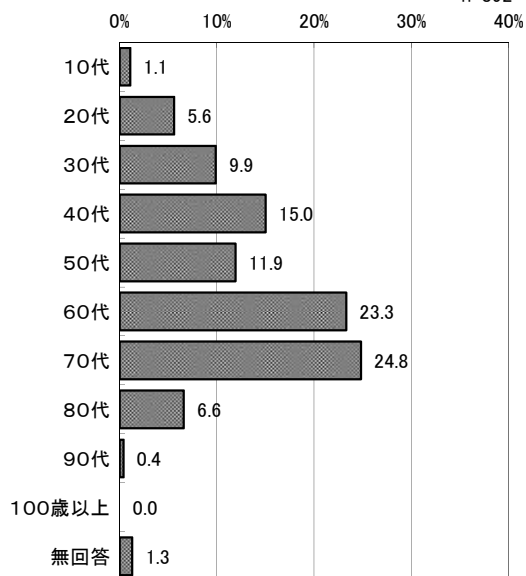
n=892



問2. 年齢

調査数	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100歳以上	無回答
892	10	50	88	134	106	208	221	59	4	0	12
100.0	1.1	5.6	9.9	15.0	11.9	23.3	24.8	6.6	0.4	0.0	1.3

n=892



■門真市地域防災計画の改定に係る市民アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

問3. 住所

調査数	朝日町	泉町	石原町	一番町	大字打越	打越町	江端町	大池町	大橋町	大倉町	沖町	垣内町	上野口町	上島町	大字北島
892 100.0	6 0.7	1 0.1	32 3.6	4 0.4	1 0.1	12 1.3	37 4.1	27 3.0	17 1.9	7 0.8	6 0.7	12 1.3	29 3.3	21 2.4	0 0.0

北島町	岸和田1丁目	岸和田2丁目	岸和田3丁目	岸和田4丁目	北岸和田1丁目	北岸和田2丁目	北岸和田3丁目	北菓本町	大字桑才	桑才新町	幸福町	寿町	栄町	五月田町
8 0.9	4 0.4	5 0.6	14 1.6	1 0.1	11 1.2	11 1.2	4 0.4	8 0.9	9 1.0	3 0.3	8 0.9	10 1.1	12 1.3	17 1.9

大字三番	小路町	新橋町	常称寺町	下島町	四宮1丁目	四宮2丁目	四宮3丁目	四宮4丁目	四宮5丁目	四宮6丁目	城垣町	下馬伏町	島頭1丁目	島頭2丁目
0 0.0	18 2.0	17 1.9	32 3.6	11 1.2	0 0.0	5 0.6	3 0.3	0 0.0	4 0.4	3 0.3	5 0.6	8 0.9	3 0.3	1 0.1

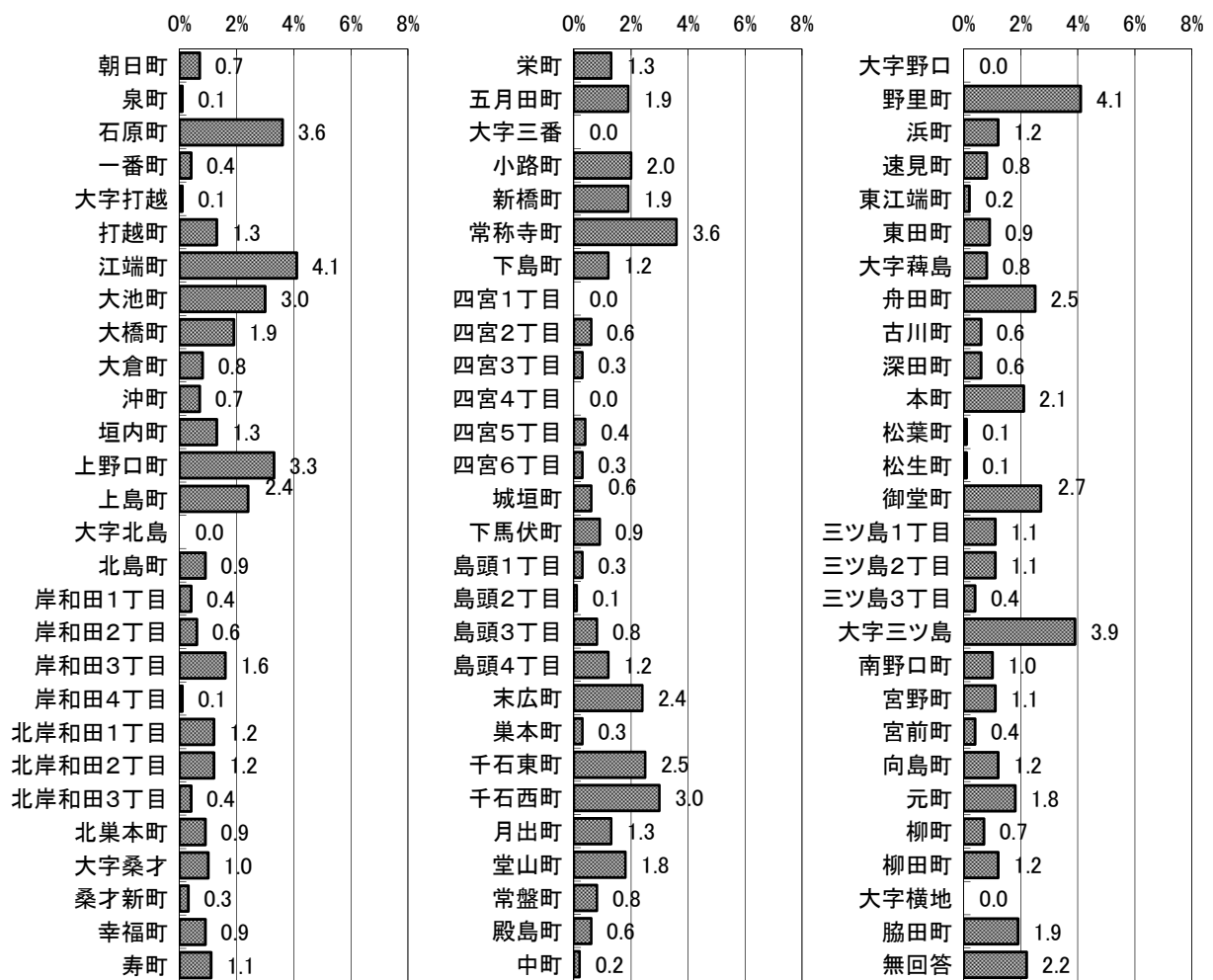
島頭3丁目	島頭4丁目	末広町	菓本町	千石東町	千石西町	月出町	堂山町	常盤町	殿島町	中町	大字野口	野里町	浜町	速見町
7 0.8	11 1.2	21 2.4	3 0.3	22 2.5	27 3.0	12 1.3	16 1.8	7 0.8	5 0.6	2 0.2	0 0.0	37 4.1	11 1.2	7 0.8

東江端町	東田町	大字葎島	舟田町	古川町	深田町	本町	松葉町	松生町	御堂町	三ツ島1丁目	三ツ島2丁目	三ツ島3丁目	大字三ツ島	南野口町
2 0.2	8 0.9	7 0.8	22 2.5	5 0.6	5 0.6	19 2.1	1 0.1	1 0.1	24 2.7	10 1.1	10 1.1	4 0.4	35 3.9	9 1.0

宮野町	宮前町	向島町	元町	柳町	柳田町	大字横地	脇田町	無回答
10 1.1	4 0.4	11 1.2	16 1.8	6 0.7	11 1.2	0 0.0	17 1.9	20 2.2

問3. 住所

n=89

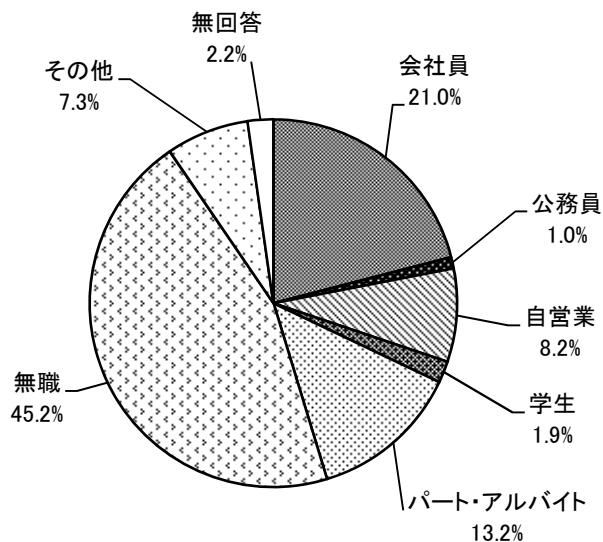


■門真市地域防災計画の改定に係る市民アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

問4. 職業

調査数	会社員	公務員	自営業	学生	パート・アルバイト	無職	その他	無回答
892	187	9	73	17	118	403	65	20
100.0	21.0	1.0	8.2	1.9	13.2	45.2	7.3	2.2

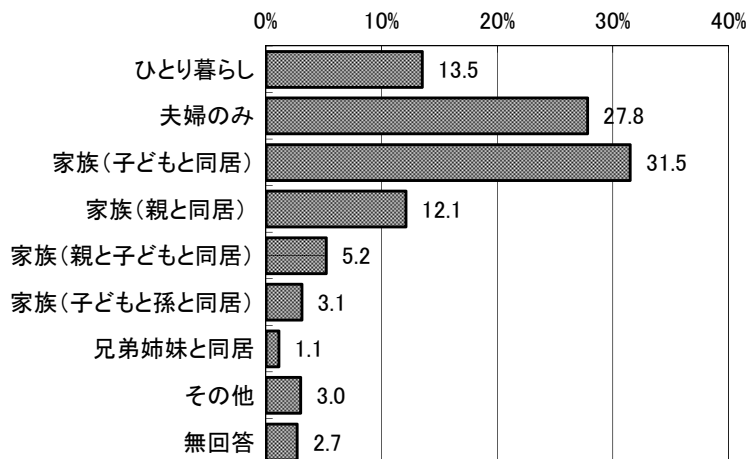
n=892



問5. 居住形態（家族構成）

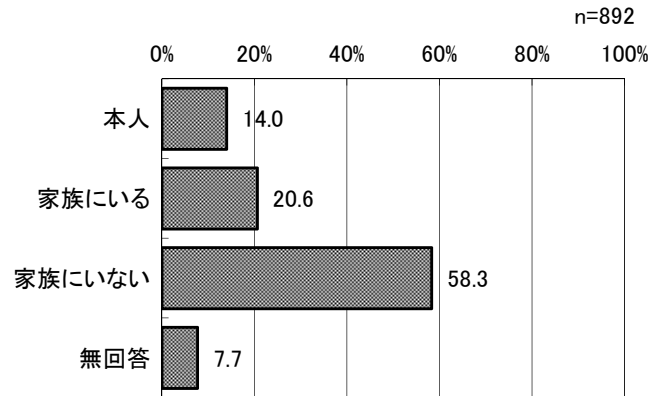
調査数	ひとり暮らし	夫婦のみ	家族（子どもと同居）	家族（親と同居）	居家族（親と子どもと同居）	居家族（子どもと孫と同居）	兄弟姉妹と同居	その他	無回答
892	120	248	281	108	46	28	10	27	24
100.0	13.5	27.8	31.5	12.1	5.2	3.1	1.1	3.0	2.7

n=892



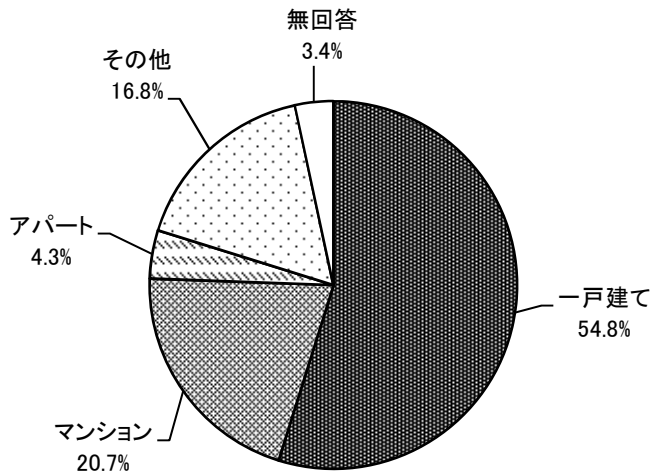
問6. 避難行動要支援者の有無

調査数	本人	家族にいる	家族にいない	無回答
892	125	184	520	69
100.0	14.0	20.6	58.3	7.7



問7. 居住の状況

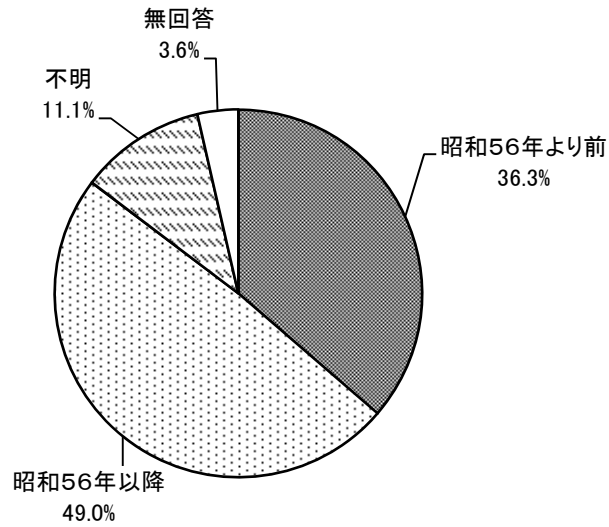
調査数	一戸建て	マンション	アパート	その他	無回答
892	489	185	38	150	30
100.0	54.8	20.7	4.3	16.8	3.4



問8. 居住の建築年

調査数	昭和56年より前	昭和56年以降	不明	無回答
892	324	437	99	32
100.0	36.3	49.0	11.1	3.6

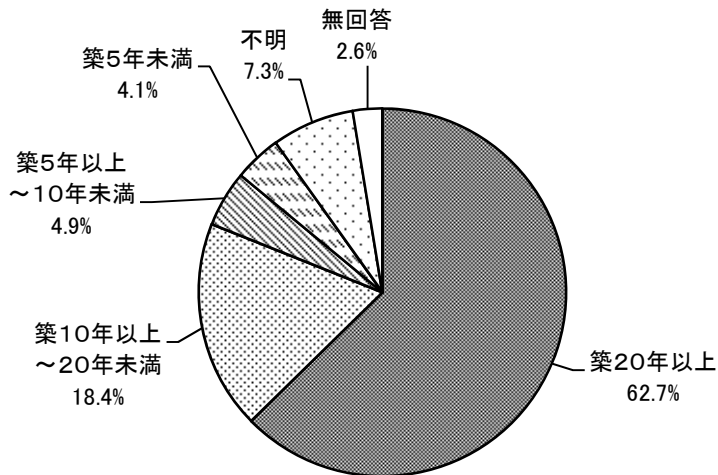
n=892



問9. 住居の築年数

調査数	築20年以上	築10年以上 ～20年未満	築5年以上 ～10年未満	築5年未満	不明	無回答
892	559	164	44	37	65	23
100.0	62.7	18.4	4.9	4.1	7.3	2.6

n=892

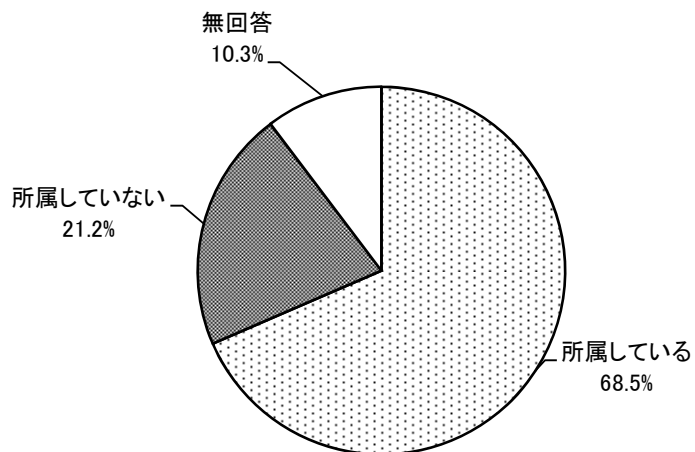




問10. 自治会に所属しているか

調査数	所属している	所属していない	無回答
892	611	189	92
100.0	68.5	21.2	10.3

n=892





## アンケート結果（事業所・施設）

### 目 次

設問番号	設問内容	ページ
<b>■防災に関する意識</b>		
Q 1	自然災害によってもたらされる次の被害のうち、貴事業所等が被災した場合に当てはめて具体的に想像したことがありますか（複数回答可）	事業所・施設-47
Q 2	災害に対する貴事業所全体の意識として、以下の①～④のそれぞれについて、最も当てはまる番号を1つずつ〇で囲んでください	事業所・施設-47
<b>■被害軽減策の実施状況</b>		
Q 3	貴事業所は、災害発生時の対応などを取り決めた、文書化された防災計画（法定の防火計画を除く）または文書化された行動マニュアル（災害発生時の社員の行動指針や役割分担を取り決めたもの）を策定していますか	事業所・施設-49
Q 3-1	防災計画または行動マニュアルの策定に際し、想定した災害は何ですか（複数回答可）	事業所・施設-50
Q 4	貴事業所ではどのような防災対策を実施しましたか（複数回答可）	事業所・施設-51
Q 5	貴事業所では、災害用に食料等の備蓄を行っていますか（複数回答可）	事業所・施設-57
Q 5-1	貴事業所で災害用に備蓄している「飲料水」は何日分程度ですか	事業所・施設-58
Q 5-2	貴事業所に通常買い置いている「食料」で災害時に何日程度暮らせると思いますか	事業所・施設-58
Q 6	貴事業所の災害対策を進める上での問題や課題は何ですか（複数回答可）	事業所・施設-59
<b>■業務継続計画等の策定状況</b>		
Q 7	貴事業所では災害に備えて業務継続計画（BCP）を策定していますか	事業所・施設-60
Q 7-1	業務継続のための具体的な取り組み状況について（複数回答可）	事業所・施設-61
Q 7-2	策定した理由は何ですか（複数回答可）	事業所・施設-62
Q 7-3	策定時の問題点・課題は何ですか（複数回答可）	事業所・施設-63
Q 7-4	未策定の理由は何ですか（複数回答可）	事業所・施設-64
<b>■社員、顧客の安全確認方法</b>		
Q 8	貴事業所で従業員や入所者等を対象に実施・参加している訓練等について（複数回答可）	事業所・施設-65
Q 9	社員と会社との安否確認の手段は何ですか（複数回答可）	事業所・施設-66
Q 10	地震災害が発生した場合、貴事業所の社員が避難する場所はどこに指定していますか	事業所・施設-66
<b>■帰宅困難者対策</b>		
Q 11	貴事業所の社員で帰宅困難者の発生が予想されますか	事業所・施設-67
Q 12	貴事業所では災害が発生したときに従業員に対してどのように対応しますか	事業所・施設-67
Q 13	地震等の発生により鉄道等が運行停止した場合、あなたの会社では、むやみに移動を開始せず、施設内で待機する等、一斉帰宅の抑制について、取り決めをしていますか	事業所・施設-68
Q 14	貴事業所で実施している帰宅支援対策はありますか（複数回答可）	事業所・施設-68
<b>■行政に提供可能な支援、物資</b>		
Q 15	災害発生時、行政に対する支援・協力についてどのように考えていますか	事業所・施設-69
Q 15-1	行政に対してどのような支援・協力が可能と考えられますか	事業所・施設-69
Q 16	貴事業所周辺の地域住民とはどのような連携・協力をしていますか（複数回答可）	事業所・施設-70
Q 17	災害発生時、地域に対する支援・協力についてどのように考えていますか	事業所・施設-70
Q 17-1	地域に対してどのような支援・協力が可能と考えられますか（複数回答可）	事業所・施設-71
Q 18	周辺地域との災害時の連携・協力を進める上で、問題や課題は何ですか（複数回答可）	事業所・施設-71
<b>■行政に求める支援策</b>		
Q 19	貴事業所が通常時に活用したい支援施策について（複数回答可）	事業所・施設-72

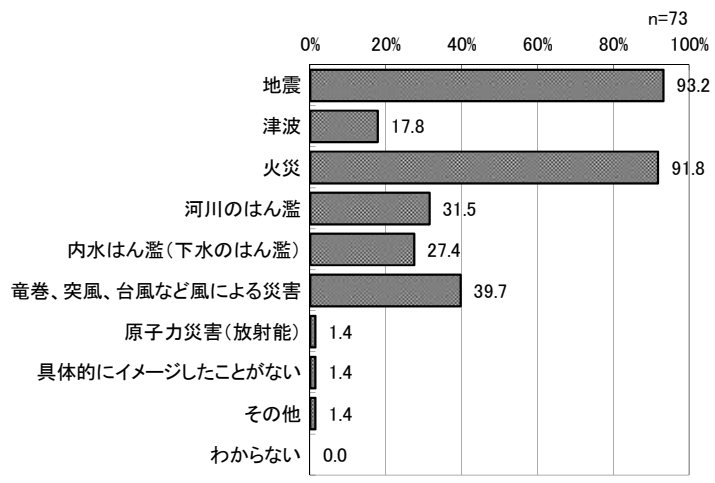


■門真市地域防災計画の改定に係る事業所アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q1. 具体的に想像したことがある自然災害

・「地震」「火災」が90%以上と非常に多くなっている

調査数	地震	津波	火災	河川のはん濫	内水はん濫（下水のはん濫）	竜巻、突風、台風など風による災害	原子力災害（放射能）	具体的にイメージしたことがない	その他	わからない
73	68	13	67	23	20	29	1	1	1	0
100.0	93.2	17.8	91.8	31.5	27.4	39.7	1.4	1.4	1.4	0.0

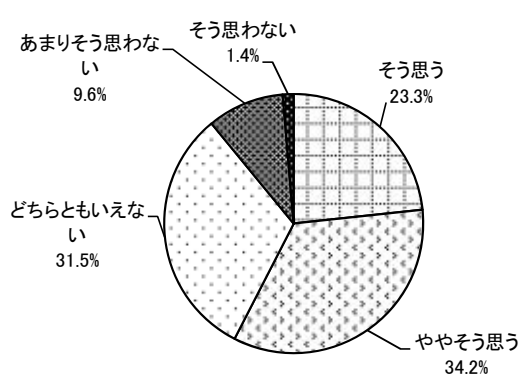


Q2. 災害に対する事業所全体の意識

1. 将来、事業の継続を妨げるような災害が発生すると思う

・「そう思う」「ややそう思う」を合わせると58%と多くなっている

調査数	そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない
73	17	25	23	7	1
100.0	23.3	34.2	31.5	9.6	1.4

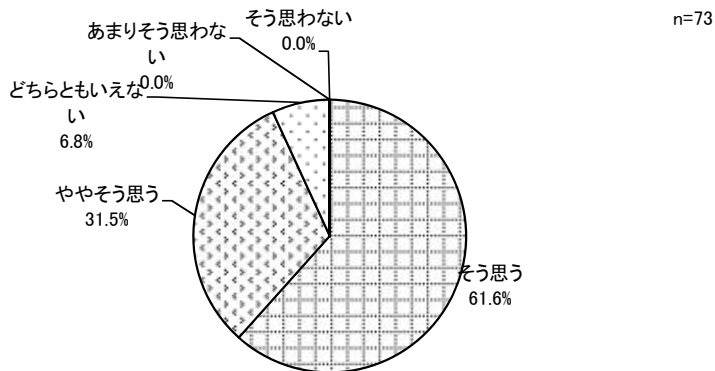


■門真市地域防災計画の改定に係る事業所アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

2. 防災に取り組むことは企業としての責務である

・「そう思う」が62%と多くなっている

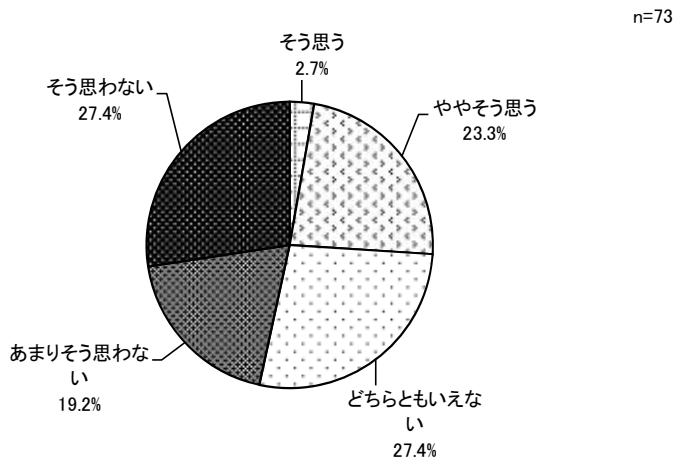
調査数	そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない
73	45	23	5	0	0
100.0	61.6	31.5	6.8	0.0	0.0



3. 災害対策費用（耐震工事費、改修費、地震保険料、新型インフルエンザの対策費等）をあまりかけたくない

・「そうは思わない」「あまりそう思わない」を合わせると47%と多くなっている

調査数	そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない
73	2	17	20	14	20
100.0	2.7	23.3	27.4	19.2	27.4

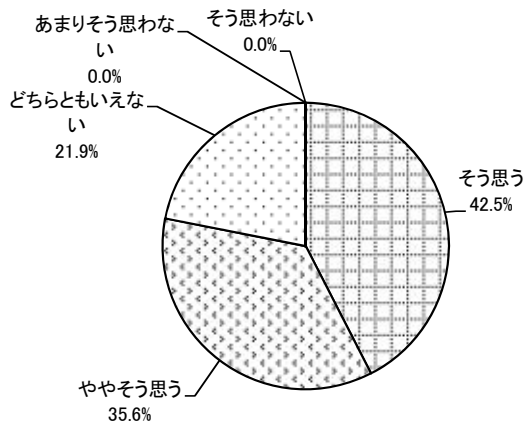


■門真市地域防災計画の改定に係る事業所アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

4. 国や自治体の防災施策の推進に協力したい

・「そう思う」「ややそう思う」を合わせると78%と多くなっている

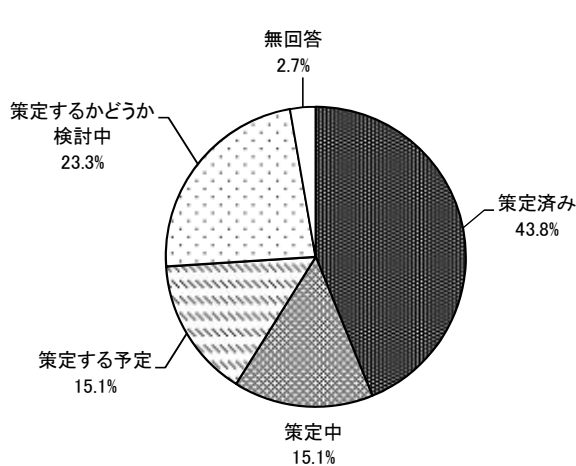
調査数	そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない
73	31	26	16	0	0
100.0	42.5	35.6	21.9	0.0	0.0



Q3. 文書化された防災計画や行動マニュアルを策定しているか

・「策定済み」が44%と多くなっている

調査数	策定済み	策定中	策定する予定	討策中かどうか検討	無回答
73	32	11	11	17	2
100.0	43.8	15.1	15.1	23.3	2.7

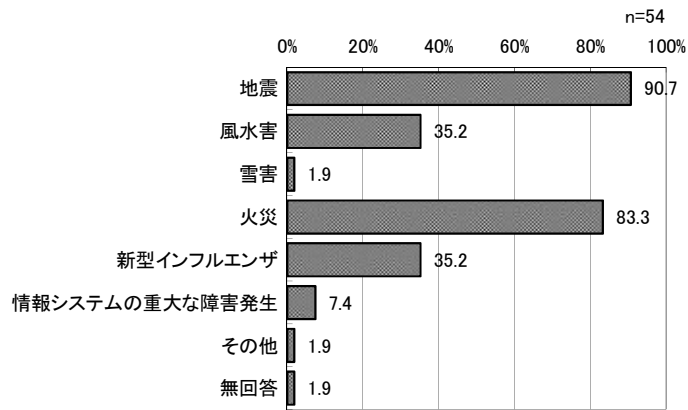


■門真市地域防災計画の改定に係る事業所アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q3-1. 防災計画や行動マニュアルの策定で、想定した災害は何か

・「地震」「火災」が80%以上と多くなっている

調査数	地震	風水害	雪害	火災	新型インフルエンザ	情報システムの重大な障害発生	その他	無回答
54	49	19	1	45	19	4	1	1
100.0	90.7	35.2	1.9	83.3	35.2	7.4	1.9	1.9



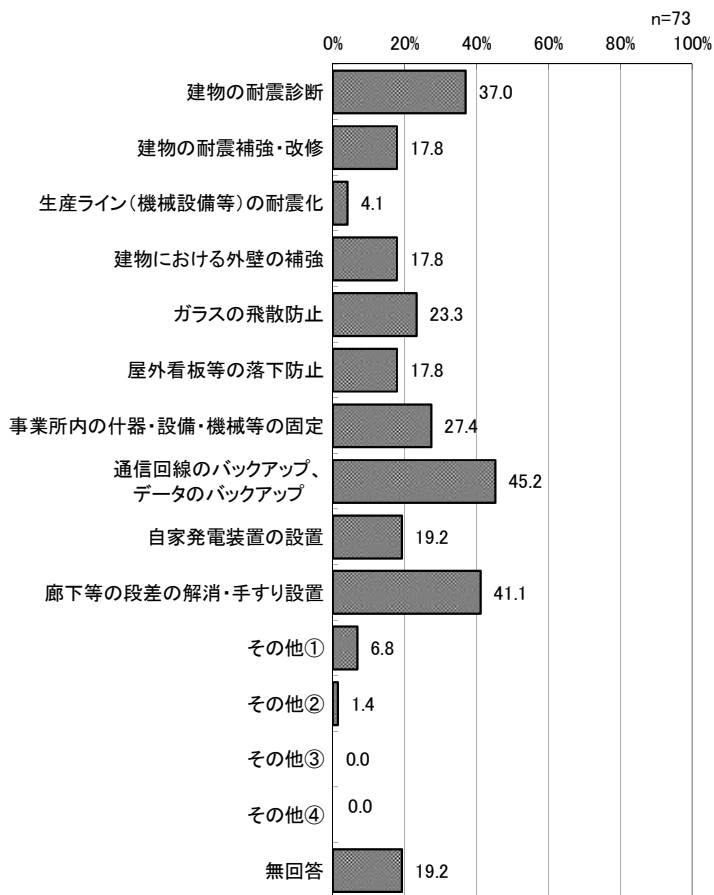


■門真市地域防災計画の改定に係る事業所アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q4-1-1. 実施済みであるハード面の防災対策

・「通信回線のバックアップ、データのバックアップ」「廊下等の段差の解消・手すり設置」「建物の耐震診断」が30%以上と多くなっている

調査数	建物の耐震診断	建築物の耐震補強・改修	生産ライン（機械設備等）の耐震化	建物における外壁の補強	ガラスの飛散防止	屋外看板等の落下防止	事業所内の什器・設備・機械等の固定	通信回線のバックアップ、データのバックアップ	自家発電装置の設置	廊下等の段差の解消・手すり設置	その他①	その他②	その他③	その他④	無回答
73	27	13	3	13	17	13	20	33	14	30	5	1	0	0	14
100.0	37.0	17.8	4.1	17.8	23.3	17.8	27.4	45.2	19.2	41.1	6.8	1.4	0.0	0.0	19.2

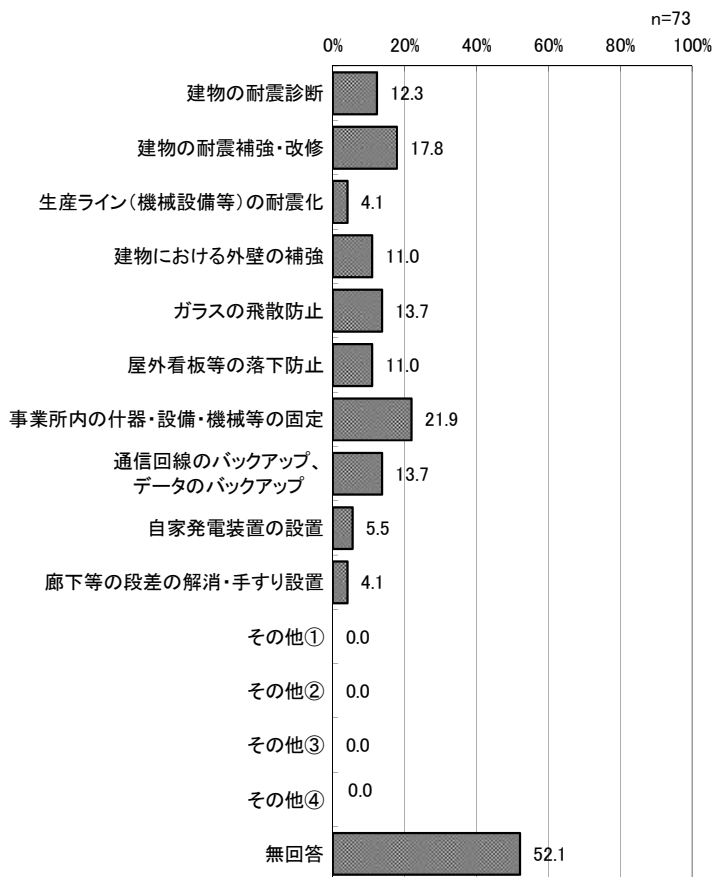


■門真市地域防災計画の改定に係る事業所アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q4-1-2. 実施予定であるハード面の防災対策

・「事務所内の什器・設備・機械等の固定」が22%と最も多くなっている

調査数	建物の耐震診断	建築物の耐震補強・改修	生産ライン（機械設備等）の耐震化	建物における外壁の補強	ガラスの飛散防止	屋外看板等の落下防止	事務所内の什器・設備・機械等の固定	通信回線のバックアップ、データのバックアップ	自家発電装置の設置	廊下等の段差の解消・手すり設置	その他①	その他②	その他③	その他④	無回答
73	9	13	3	8	10	8	16	10	4	3	0	0	0	0	38
100.0	12.3	17.8	4.1	11.0	13.7	11.0	21.9	13.7	5.5	4.1	0.0	0.0	0.0	0.0	52.1

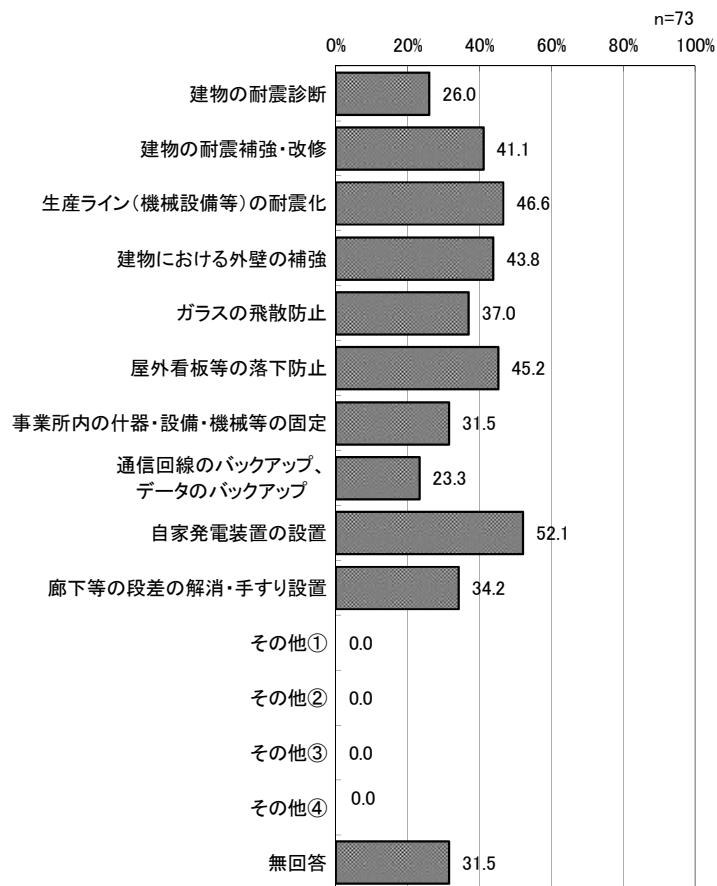


■門真市地域防災計画の改定に係る事業所アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q4-1-3. 実施予定なしのハード面の防災対策

・「自家発電装置の設置」が52%と最も多くなっている

調査数	建物の耐震診断	建物の耐震補強・改修	生産ライン（機械設備等）の耐震化	建物における外壁の補強	ガラスの飛散防止	屋外看板等の落下防止	事業所内の什器・設備・機械等の固定	通信回線のバックアップ、データのバックアップ	自家発電装置の設置	廊下等の段差の解消・手すり設置	その他①	その他②	その他③	その他④	無回答
73	19	30	34	32	27	33	23	17	38	25	0	0	0	0	23
100.0	26.0	41.1	46.6	43.8	37.0	45.2	31.5	23.3	52.1	34.2	0.0	0.0	0.0	0.0	31.5



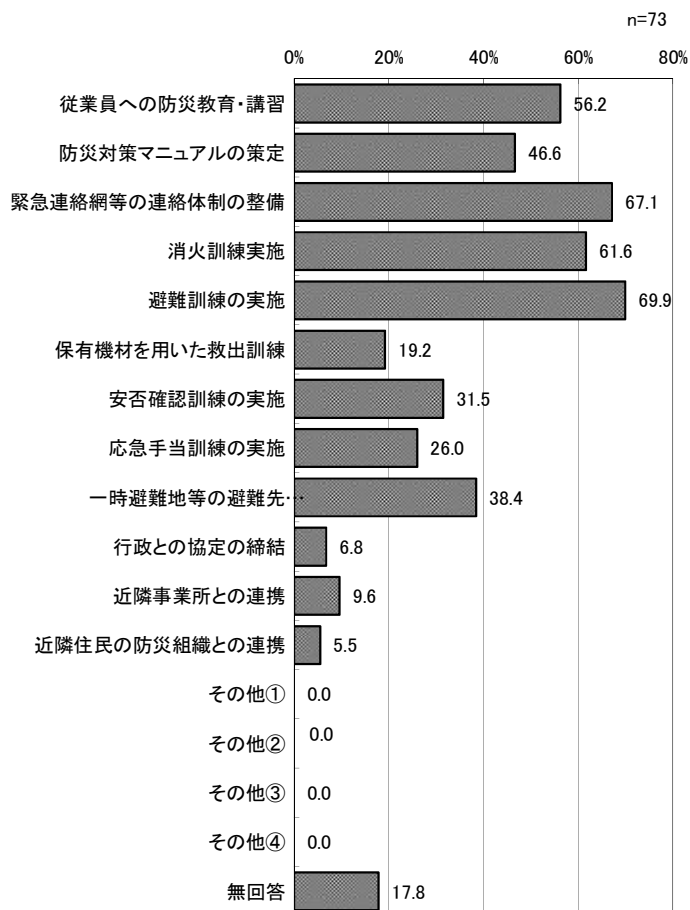
■門真市地域防災計画の改定に係る事業所アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q4-2-1. 実施済みであるソフト面の防災対策

・「避難訓練の実施」「緊急連絡網等の連絡体制の整備」「消火訓練実施」「従業員への防災教育・講習」が50%以上と多くなっている

調査数	従業員への防災教育・講習	防災対策マニュアルの策定	緊急連絡網等の連絡体制の整備	消火訓練実施	避難訓練の実施	保有機材を用いた救出訓練	安否確認訓練の実施	応急手当訓練の実施	一時避難地等の避難先	行政との協定の締結	近隣事業所との連携	近隣住民の防災組織との連携
73	41	34	49	45	51	14	23	19	28	5	7	4
100.0	56.2	46.6	67.1	61.6	69.9	19.2	31.5	26.0	38.4	6.8	9.6	5.5

その他①	その他②	その他③	その他④	無回答
0	0	0	0	13
0.0	0.0	0.0	0.0	17.8



■門真市地域防災計画の改定に係る事業所アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

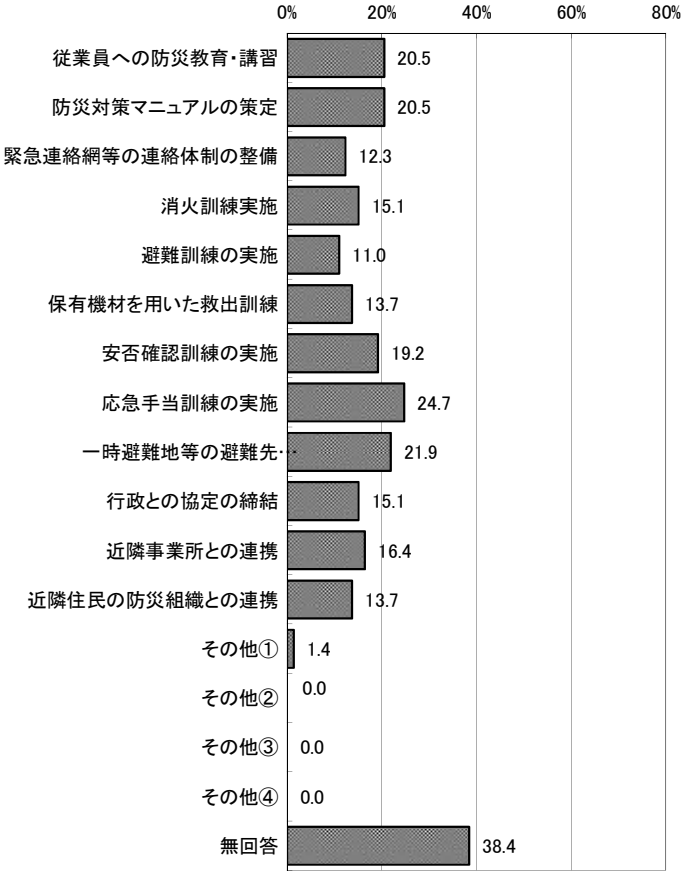
Q4-2-2. 実施予定であるソフト面の防災対策

・「応急手当訓練の実施」が25%と最も多くなっている

調査数	従業員への防災教育・講習	防災対策マニュアルの策定	緊急連絡網等の連絡体制の整備	消火訓練実施	避難訓練の実施	保有機材を用いた救出訓練	安否確認訓練の実施	応急手当訓練の実施	一時避難地等の避難先	行政との協定の締結	近隣事業所との連携	近隣住民の防災組織との連携
73	15	15	9	11	8	10	14	18	16	11	12	10
100.0	20.5	20.5	12.3	15.1	11.0	13.7	19.2	24.7	21.9	15.1	16.4	13.7

その他①	その他②	その他③	その他④	無回答
1	0	0	0	28
1.4	0.0	0.0	0.0	38.4

n=73



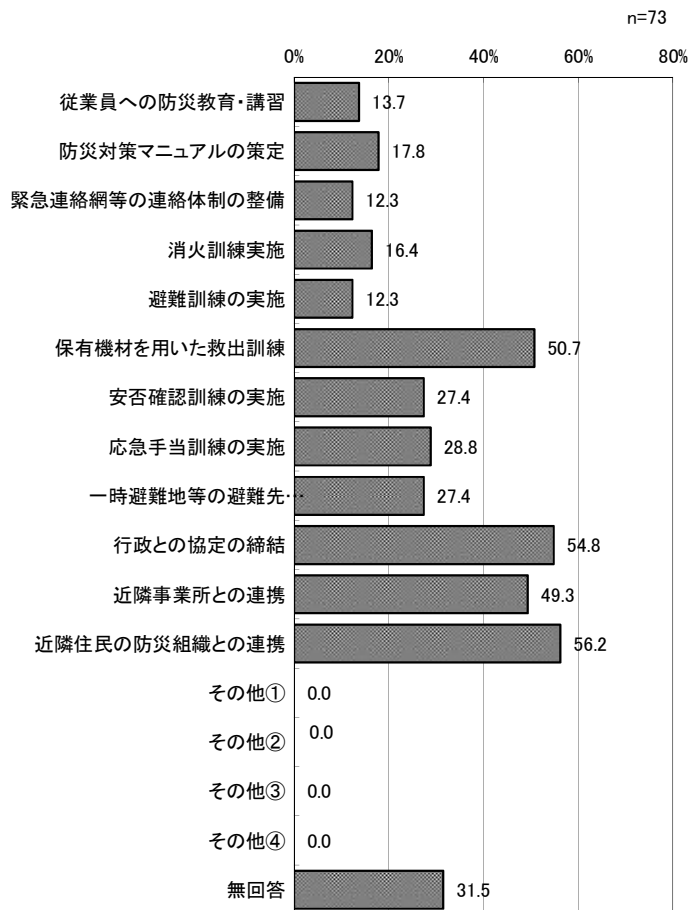
■門真市地域防災計画の改定に係る事業所アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q4-2-3. 実施予定なしのソフト面の防災対策

・「近隣住民の防災組織との連携」「行政との協定締結」「保有機材を用いた救出訓練」「近隣事業所との連携」が50%前後と多くなっている

調査数	従業員への防災教育	防災対策マニュアル	緊急連絡網等の連絡体制の整備	消火訓練実施	避難訓練の実施	保有機材を用いた救出訓練	安否確認訓練の実施	応急手当訓練の実施	一時避難地等の避難先	行政との協定の締結	近隣事業所との連携	近隣住民の防災組織との連携
73	10	13	9	12	9	37	20	21	20	40	36	41
100.0	13.7	17.8	12.3	16.4	12.3	50.7	27.4	28.8	27.4	54.8	49.3	56.2

その他①	その他②	その他③	その他④	無回答
0	0	0	0	23
0.0	0.0	0.0	0.0	31.5

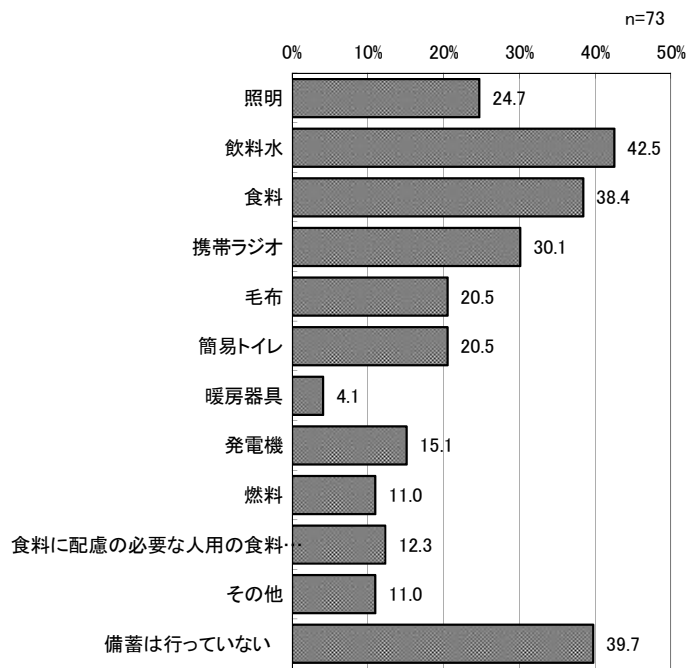


■門真市地域防災計画の改定に係る事業所アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q 5. 災害用に食料等の備蓄を行っているか

- ・「飲料水」「食料」「携帯ラジオ」が30%以上と多くなっている
- ・「備蓄は行っていない」も40%と多くなっている

調査数	照明	飲料水	食料	携帯ラジオ	毛布	簡易トイレ	暖房器具	発電機	燃料	食料に配慮の必要な人用の食料（食料アレルギー対応など）	その他	備蓄は行っていない
73	18	31	28	22	15	15	3	11	8	9	8	29
100.0	24.7	42.5	38.4	30.1	20.5	20.5	4.1	15.1	11.0	12.3	11.0	39.7

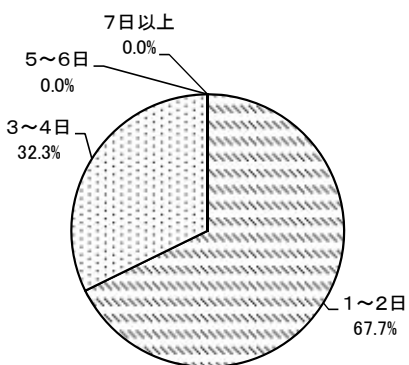


■門真市地域防災計画の改定に係る事業所アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q 5-1. 災害用に備蓄している「飲料水」は何日分か

・「1～2日」が68%と多くなっている

調査数	1 ～ 2 日	3 ～ 4 日	5 ～ 6 日	7 日 以上
31	21	10	0	0
100.0	67.7	32.3	0.0	0.0

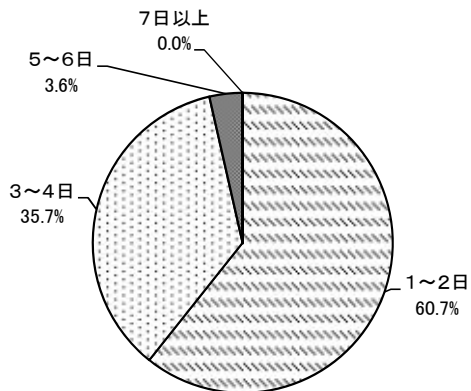


n=31

Q 5-2. 通常買い置いている「食料」で災害時に何日程暮らせるか

・「1～2日」が61%と多くなっている

調査数	1 ～ 2 日	3 ～ 4 日	5 ～ 6 日	7 日 以上
28	17	10	1	0
100.0	60.7	35.7	3.6	0.0



n=28

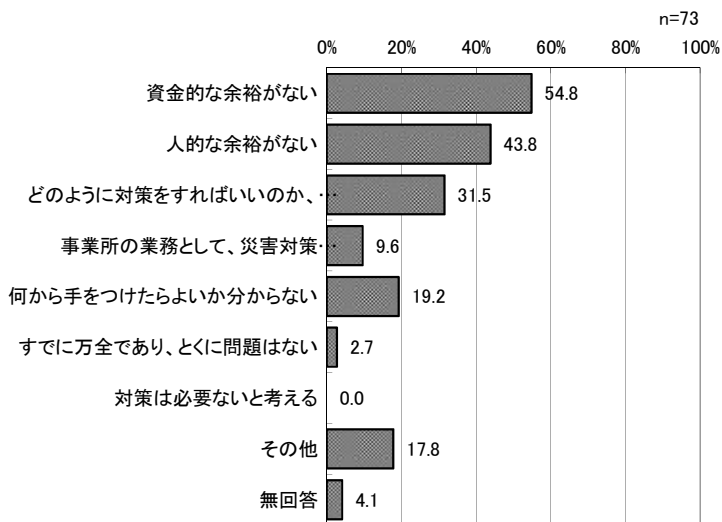


■門真市地域防災計画の改定に係る事業所アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q 6. 災害対策を進める上での問題や課題は何か

・「資金的な余裕がない」「人的な余裕がない」が40%以上と多くなっている

調査数	資金的な余裕がない	人的な余裕がない	どのよう の情報の か、少な い方法を や手段な ば	が低 い 事業所 の業務 として、 優先順 位災	害対策 に 事業所 の業務 として、 優先順 位災	か何 から手 をつけ たらよ い	にす でに万 全であ り、と く	対策 は必 要な いと 考 え る	そ の 他	無 回 答
73	40	32	23	7	14	2	0	13	3	
100.0	54.8	43.8	31.5	9.6	19.2	2.7	0.0	17.8	4.1	

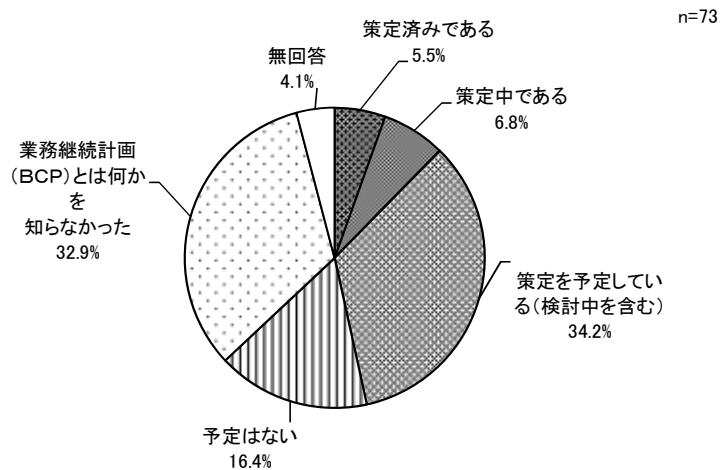


■門真市地域防災計画の改定に係る事業所アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q7. 災害に備えて業務継続計画（BCP）を策定しているか

- ・「策定済みである」「策定中である」「策定を予定している」を合わせると47%と多くなっている
- ・「業務継続計画とは何か知らなかった」も33%と多くなっている

調査数	策定済みである	策定中である	策定を予定している (検討中を含む)	予定はない	業務継続計画とは何かを知らなかった	無回答
73	4	5	25	12	24	3
100.0	5.5	6.8	34.2	16.4	32.9	4.1

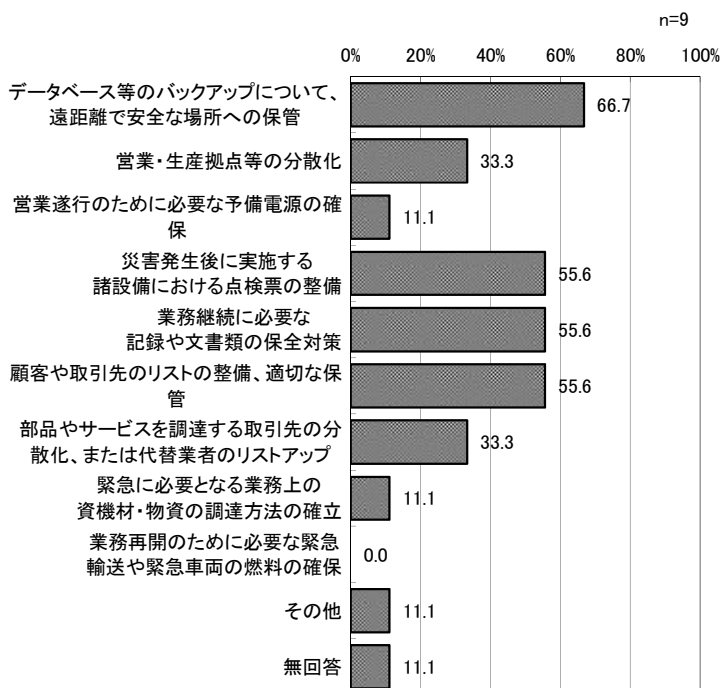


■門真市地域防災計画の改定に係る事業所アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q7-1. 業務継続のための取り組み状況について

・「データベース等のバックアップについて、遠距離で安全な場所への保管」「災害発生後に実施する諸設備における点検票の整備」「業務継続に必要な記録や文章類の保全対策」「顧客や取引先のリストの整備、適切な保管」が50%以上と多くなっている

調査数	データベース等のバックアップについて、遠距離で安全な場所への保管	営業・生産拠点等の分散化	営業遂行のために必要な予備電源の確保	災害発生後に実施する諸設備における点検票の整備	業務継続に必要な記録や文章類の保全対策	顧客や取引先のリストの整備、適切な保管	取引先やサービスの分散化、または代替者のリストアップ	緊急に必要となる業務上の資機材・物資の調達方法の確立	業務再開のために必要な緊急輸送や緊急車両の燃料の確保	その他	無回答
9	6	3	1	5	5	5	3	1	0	1	1
100.0	66.7	33.3	11.1	55.6	55.6	55.6	33.3	11.1	0.0	11.1	11.1



■門真市地域防災計画の改定に係る事業所アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

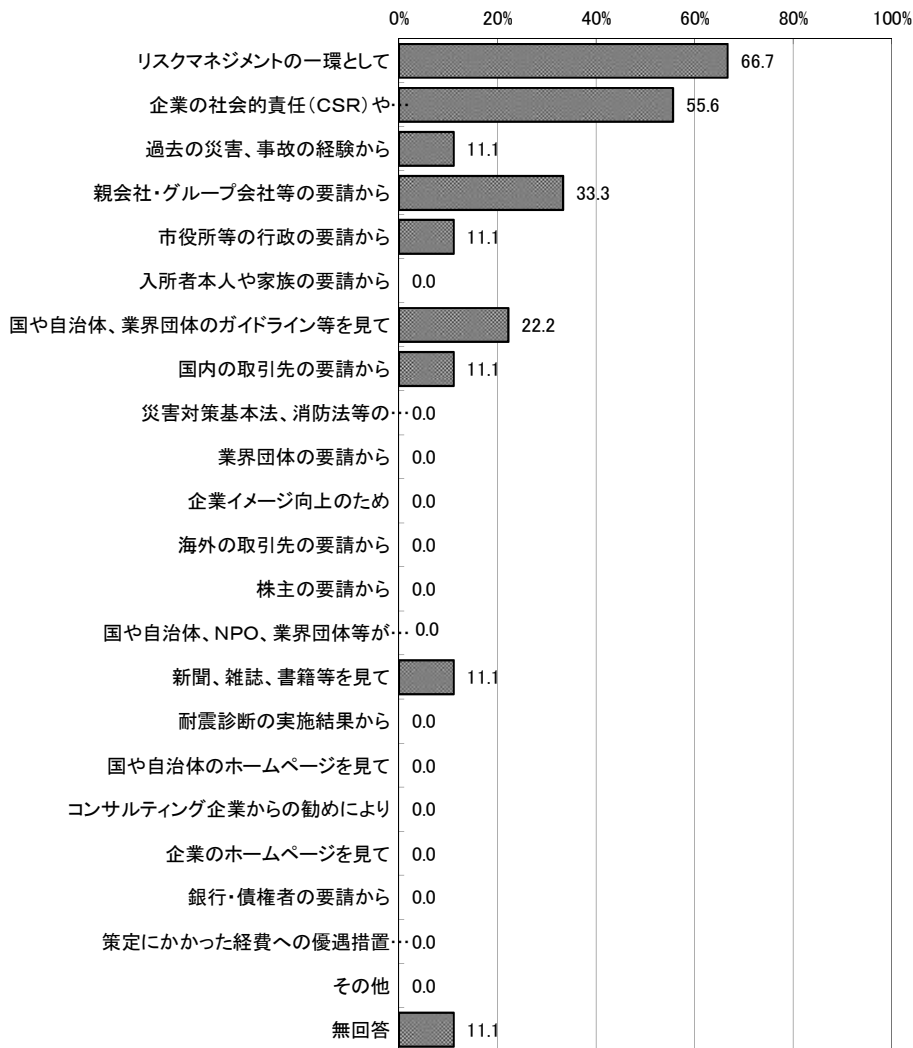
Q7-2. 策定した理由は何か

・「リスクマネジメントの一環として」「企業の社会的責任や情報提供活動の観点から」が50%以上と多くなっている

調査数	リスクマネジメントの一環として	からR)企業の社会的責任(CSR)や情報提供活動の観点	ら過去の災害、事故の経験か	要請から親会社・グループ会社等の	市役所等の行政の要請から	ら入所者本人や家族の要請か	国や自治体、業界団体のガイドライン等を見て	国内の取引先の要請から	ら災害対策基本法、消防法等の法令・規制上等の要求か	業界団体の要請から	企業イメージ向上のため	海外の取引先の要請から	株主の要請から
9	6	5	1	3	1	0	2	1	0	0	0	0	0
100.0	66.7	55.6	11.1	33.3	11.1	0.0	22.2	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

団体等が主催する講習会・セミナーを受講して	新聞、雑誌、書籍等を見て	耐震診断の実施結果から	国や自治体のホームページを見て	の勧めによりコンサルティング企業から	企業のホームページを見て	銀行・債権者の要請から	付融資等)の存在を知って	策定にかかった経費への優遇措置(BCPローン、格	その他	無回答
0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0.0	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1

n=9



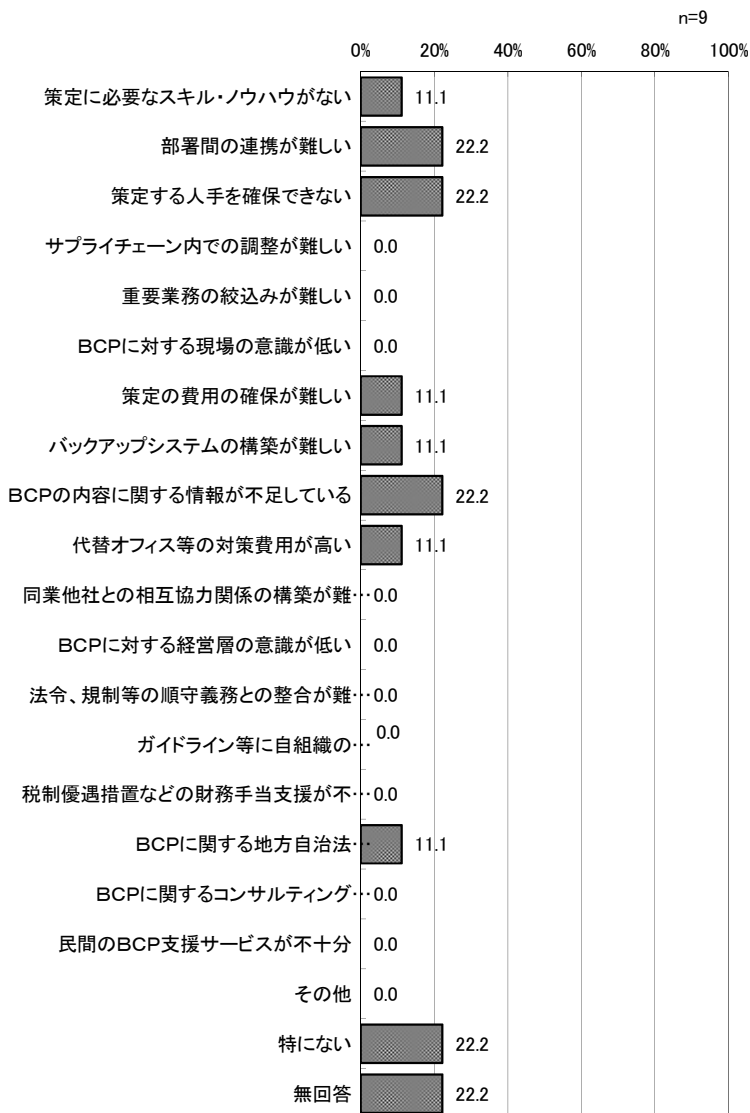
■門真市地域防災計画の改定に係る事業所アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q7-3. 策定時の問題点・課題は何か

・「部署間の連携が難しい」「策定する人手を確保できない」「BCPの内容に関する情報が不足している」が20%以上と多くなっている

調査数	策定に必要なスキル・ノウハウがない	部署間の連携が難しい	策定する人手を確保できない	サプライチェーン内での調整が難しい	重要業務の絞込みが難しい	BCPに対する現場の意識が低い	策定の費用の確保が難しい	バックアップシステムの構築が難しい	BCPの内容に関する情報が不足している	代替オフィス等の対策費用が高い	同業他社との相互協力関係の構築が難しい	BCPに対する経営層の意識が低い	法令、規制等の順守義務との整合が難しい
9 100.0	1 11.1	2 22.2	2 22.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 11.1	1 11.1	2 22.2	1 11.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0

ガイドライン等に自組織の業種に即した例示がない	税制優遇措置などの財務手当支援が不十分	BCPに関する地方自治体の窓口がわからない	BCPに関する企業等との相談窓口がわからない	民間のBCP支援サービスが不十分	その他	特になし	無回答
0 0.0	0 0.0	1 11.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 22.2	2 22.2



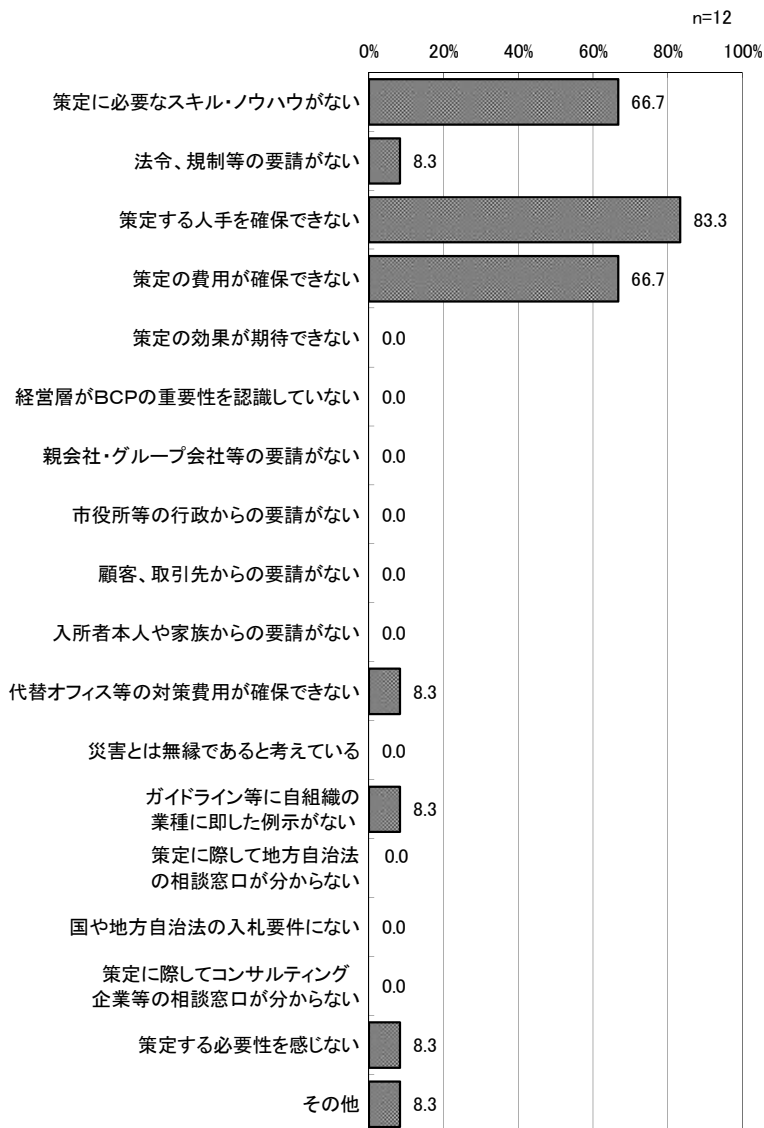
■門真市地域防災計画の改定に係る事業所アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q7-4. 未策定の理由は何か

・「策定する人手を確保できない」「策定に必要なスキル・ノウハウがない」「策定の費用が確保できない」が50%以上と多くなっている

調査数	策定に必要なスキル・ノウハウがない	法令、規制等の要請がない	策定する人手を確保できない	策定の費用が確保できない	策定の効果が期待できない	経営層がBCPの重要性を認識していない	親会社・グループ会社等の要請がない	市役所等の行政からの要請がない	顧客、取引先からの要請がない	入所者本人や家族からの要請がない	代替オフィス等の対策費用が確保できない	災害とは無縁であると考えている	ガイドライン等に自組織の業種に即した例示がない
12 100.0	8 66.7	1 8.3	10 83.3	8 66.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 8.3	0 0.0	1 8.3

策定に際して地方自治体の相談窓口が分からない	0 0.0
国や地方自治法の入札要件がない	0 0.0
策定に際してコンサルティング企業等の相談窓口が分からない	0 0.0
策定する必要性を感じない	1 8.3
その他	1 8.3

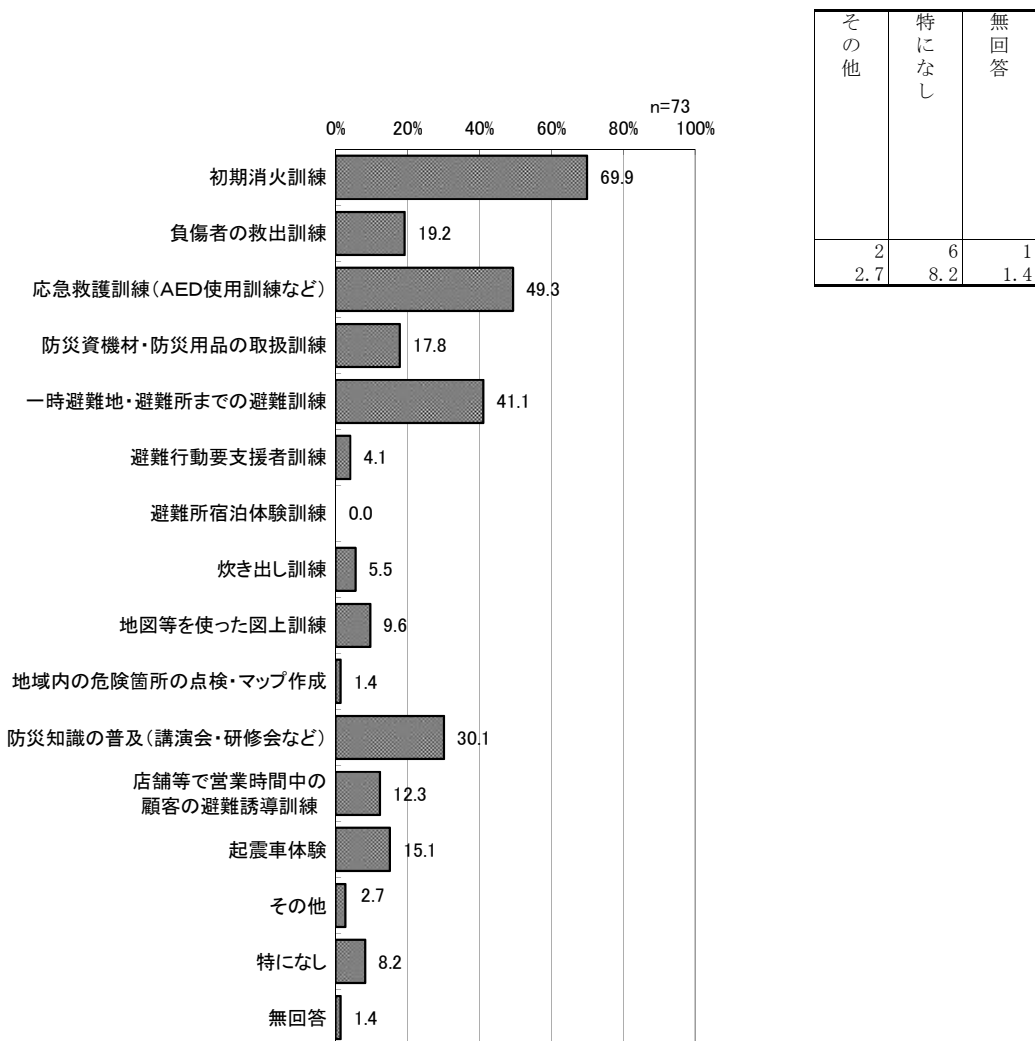


■門真市地域防災計画の改定に係る事業所アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q8. 事業所で実施・参加している訓練等について

・「初期消火訓練」「応急救護訓練」「一時避難地・避難所までの避難訓練」が40%以上と多くなっている

調査数	初期消火訓練	負傷者の救出訓練	D応急救護訓練など（AED使用訓練など）	防災資機材・防災用品の取扱訓練	一時避難地・避難所までの避難訓練	避難行動要支援者訓練	避難所宿泊体験訓練	炊き出し訓練	地図等を使った図上訓練	地域内の危険箇所の点検・マップ作成	防災知識の普及（講演会・研修会など）	店舗等で営業時間中の顧客の避難誘導訓練	起震車体験
73	51	14	36	13	30	3	0	4	7	1	22	9	11
100.0	69.9	19.2	49.3	17.8	41.1	4.1	0.0	5.5	9.6	1.4	30.1	12.3	15.1



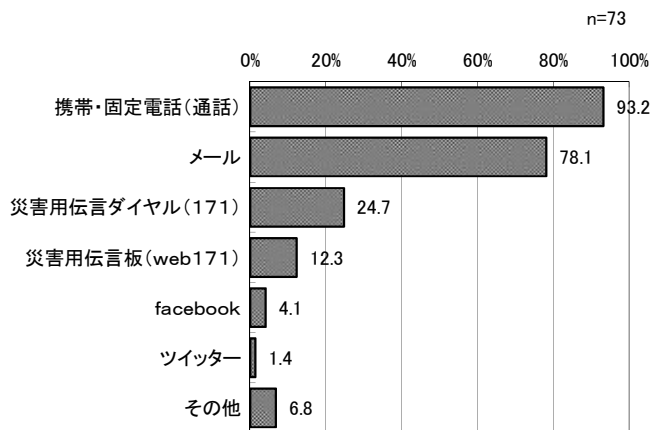
その他	特になし	無回答
2	6	1
2.7	8.2	1.4

■門真市地域防災計画の改定に係る事業所アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q 9. 社員と会社との安否確認の手段

・「携帯・固定電話（通話）」「メール」が70%以上と多くなっている

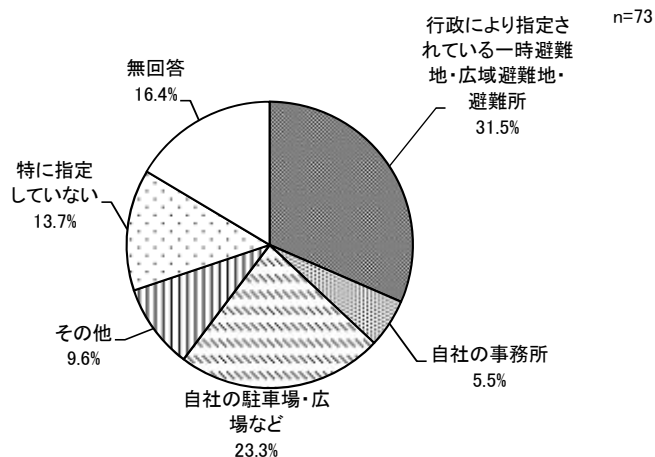
調査数	携帯・固定電話（通話）	メール	災害用伝言ダイヤル（171）	災害用伝言板（web171）	facebook	ツイッター	その他
73	68	57	18	9	3	1	5
100.0	93.2	78.1	24.7	12.3	4.1	1.4	6.8



Q 10. 地震災害が発生した場合、社員が避難する場所は指定しているか

・「行政により指定されている一時避難地・広域避難地・避難所」「自社の駐車場・広場など」が20%以上と多くなっている  
 ・「特に指定していない」も14%と多くなっている

調査数	行政により指定されている一時避難地・広域避難地・避難所	自社の事務所	自社の駐車場・広場など	その他	特に指定していない	無回答
73	23	4	17	7	10	12
100.0	31.5	5.5	23.3	9.6	13.7	16.4



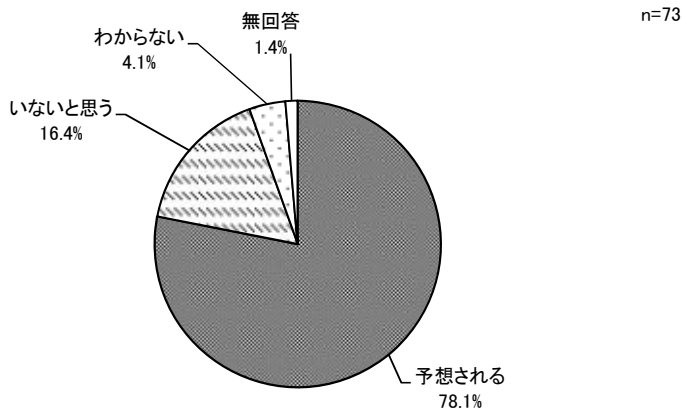


■門真市地域防災計画の改定に係る事業所アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q11. 社員で帰宅困難者の発生が予想されるか

・「予想される」が78%と非常に多くなっている

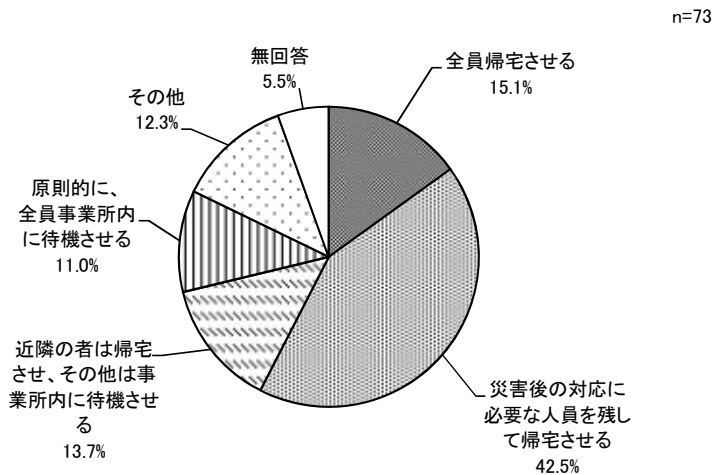
調査数	予想される	いないと思う	わからない	無回答
73	57	12	3	1
100.0	78.1	16.4	4.1	1.4



Q12. 災害が発生したときに従業員に対してどのように対応するか

・「災害後の対応に必要な人員を残して帰宅させる」が43%と最も多くなっている

調査数	全員帰宅させる	災害後の対応に必要な人員を残して帰宅させる	近隣の者は帰宅させ、その他は事業所内に待機させる	原則的に、全事業所内に待機させる	その他	無回答
73	11	31	10	8	9	4
100.0	15.1	42.5	13.7	11.0	12.3	5.5

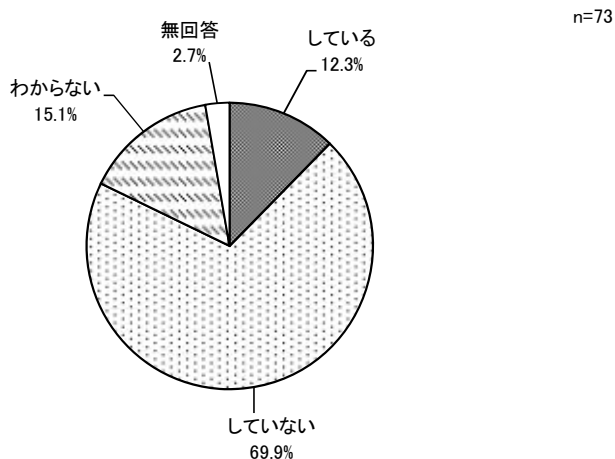


■門真市地域防災計画の改定に係る事業所アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q13. 地震等の発生により鉄道等が運行停止した場合、一斉帰宅の抑制について取り決めをしているか

・「していない」が70%と最も多くなっている

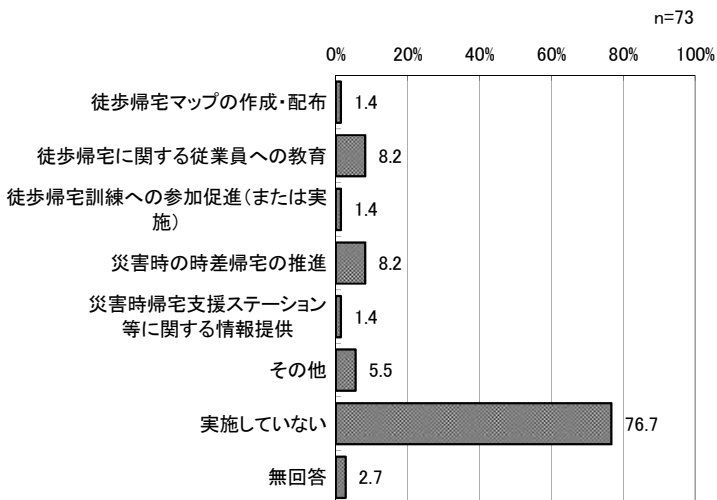
調査数	している	していない	わからない	無回答
73	9	51	11	2
100.0	12.3	69.9	15.1	2.7



Q14. 実施している帰宅支援対策はあるか

・「実施していない」が77%と最も多くなっている

調査数	徒歩帰宅マップの作成・配布	従業員への教育	徒歩帰宅訓練への参加促進（または実施）	災害時の時差帰宅の推進	災害時帰宅支援ステーション等に関する情報提供	その他	実施していない	無回答
73	1	6	1	6	1	4	56	2
100.0	1.4	8.2	1.4	8.2	1.4	5.5	76.7	2.7



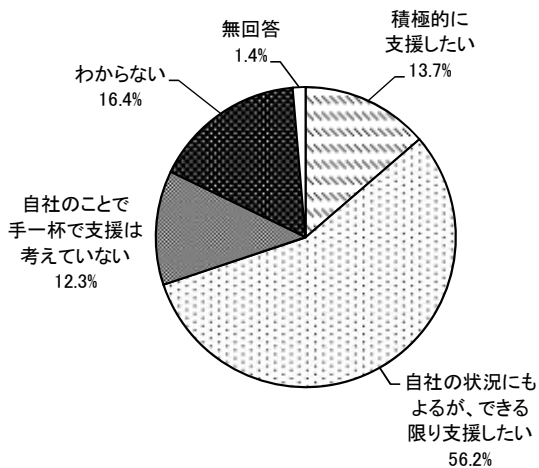
■門真市地域防災計画の改定に係る事業所アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q15. 災害発生時、行政に対する支援・協力について

・「自社の状況にもよるが、できる限り支援したい」が56%と最も多く、「積極的に支援したい」を合わせると70%となっている

調査数	積極的に支援したい	自社の状況にもよるが、できる限り支援したい	自社の状況も考慮して手一杯	わからない	無回答
73	10	41	9	12	1
100.0	13.7	56.2	12.3	16.4	1.4

n=73

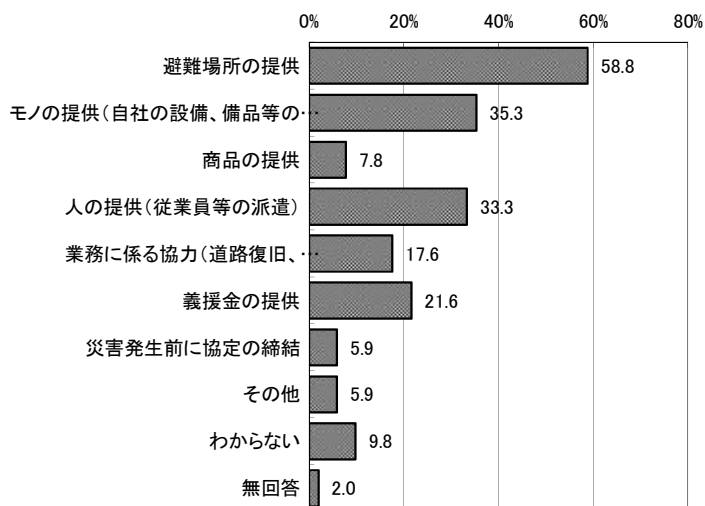


Q15-1. 行政に対してどのような支援・協力が可能か

・「避難場所の提供」が59%と最も多くなっている

調査数	避難場所の提供	モノの提供(自社の設備、備品等の提供)	商品の提供	人の提供(従業員等の派遣)	業務に係る協力(道路復旧、管・仕分け、援助物資の配送等)	義援金の提供	災害発生前に協定の締結	その他	わからない	無回答
51	30	18	4	17	9	11	3	3	5	1
100.0	58.8	35.3	7.8	33.3	17.6	21.6	5.9	5.9	9.8	2.0

n=51

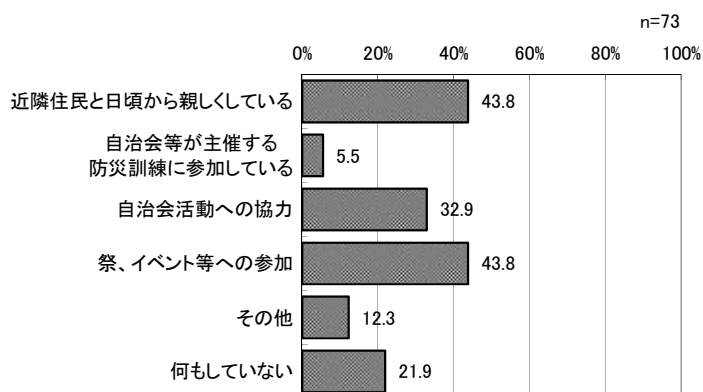


■門真市地域防災計画の改定に係る事業所アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q16. 地域住民とはどのような連携・協力をしているか

・「近隣住民と日頃から親しくしている」「祭、イベント等への参加」が40%以上と多くなっている

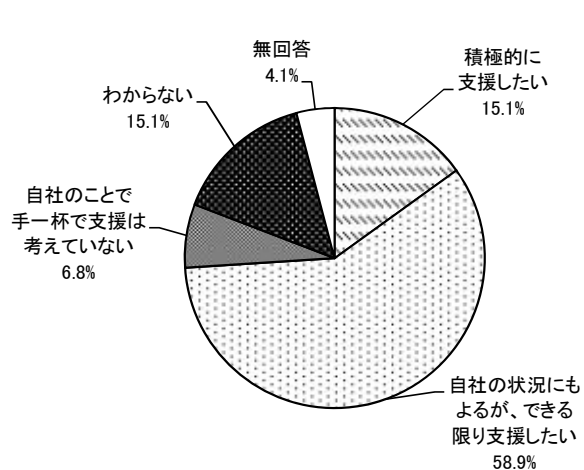
調査数	近隣住民と日頃から親しくしている	自治会等が主催する防災訓練に参加している	自治会活動への協力	参加、イベント等への	その他	何もしていない
73	32	4	24	32	9	16
100.0	43.8	5.5	32.9	43.8	12.3	21.9



Q17. 災害発生時、地域に対する支援・協力について

・「自社の状況にもよるが、できる限り支援したい」が59%と最も多く、「積極的に支援したい」を合わせると74%となっている

調査数	積極的に支援したい	自社の状況にもよるが、できる限り支援したい	自社の状況は考えていない	わからない	無回答
73	11	43	5	11	3
100.0	15.1	58.9	6.8	15.1	4.1

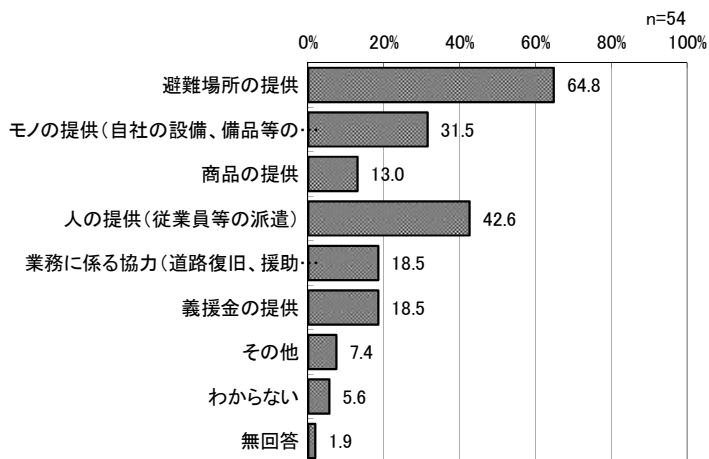


■門真市地域防災計画の改定に係る事業所アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q17-1. 地域に対してどのような支援・協力が可能か

・「避難場所の提供」「人の提供」が40%以上と多くなっている

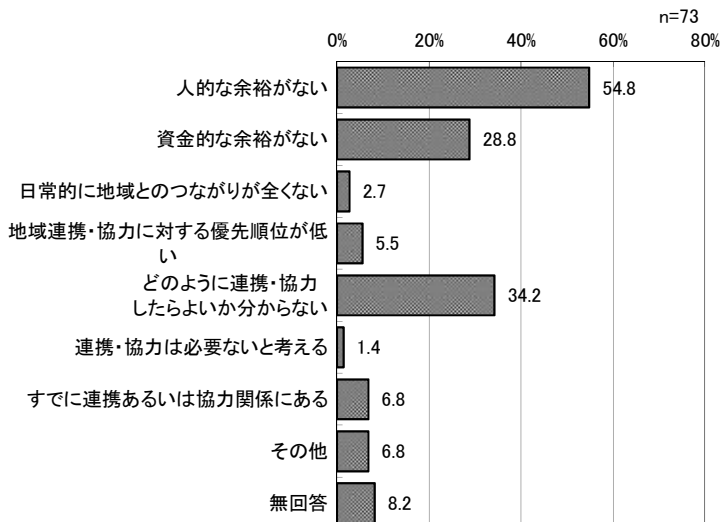
調査数	避難場所の提供	モノの提供(自社の設備、備品等の提供)	商品の提供	人の提供(従業員等の派遣)	業務に係る協力(道路復旧、援助・仕分け、物資の配送等)	義援金の提供	その他	わからない	無回答
54	35	17	7	23	10	10	4	3	1
100.0	64.8	31.5	13.0	42.6	18.5	18.5	7.4	5.6	1.9



Q18. 周辺地域との災害時の連携・協力を進める上での問題や課題

・「避難場所の提供」「人の提供」が40%以上と多くなっている

調査数	人的な余裕がない	資金的な余裕がない	日常的に地域とのつながりが全くない	地域連携・協力に対する優先順位が低い	どのように連携・協力したらよいか分からない	連携・協力は必要ないと考える	すでに連携あるいは協力関係にある	その他	無回答
73	40	21	2	4	25	1	5	5	6
100.0	54.8	28.8	2.7	5.5	34.2	1.4	6.8	6.8	8.2

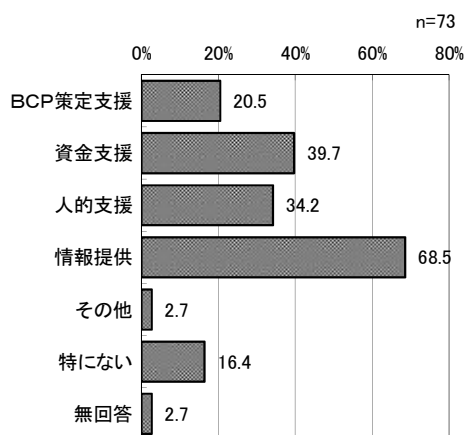


■門真市地域防災計画の改定に係る事業所アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q19. 通常時に活用したい支援施策について

・「情報提供」が69%と最も多くなっている

調査数	B C P 策 定 支 援	資 金 支 援	人 的 支 援	情 報 提 供	そ の 他	特 に な い	無 回 答
73	15	29	25	50	2	12	2
100.0	20.5	39.7	34.2	68.5	2.7	16.4	2.7



## アンケート結果（自治会）

### 目 次

設問番号	設問内容	ページ
<b>■防災に関する意識</b>		
Q 1	自然災害によってもたらされる次の被害のうち、貴事業所等が被災した場合に当てはめて具体的に想像したことがありますか（複数回答可）	自治会-75
Q 2	災害が発生した場合の地域での心配な被害は何ですか（複数回答可）	自治会-76
Q 3	貴会が行っている取り組み（複数回答可）	自治会-77
Q 4	災害発生後の対応における地域での心配な点は何ですか（複数回答可）	自治会-77
<b>■避難を予定する場所</b>		
Q 5	貴会として、住民が避難する一時避難地・避難所を決めていますか	自治会-78
Q 6	市の避難所等の情報について、貴会から住民に回覧板などで周知されていますか	自治会-78
Q 7	災害時に行政などが提供する次の情報伝達手段について（複数回答可）	自治会-79
Q 8	避難所の運営は、避難者自らと自治会の方々が主体となって行っていただくこととなります。市が避難所を開設した場合に、貴会ではどのような活動ができるとお考えですか（複数回答可）	自治会-80
<b>■自治会での備蓄状況</b>		
Q 9	貴会では、どのような防災資機材や防災用品を整備・準備していますか（複数回答可） 今後、整備・準備を特に重視したい防災資機材や防災用品は何ですか（5つまで回答可）	自治会-81
<b>■防災訓練の実施状況</b>		
Q10	過去3年間で実施した防災訓練や防災活動として行ったものについて（複数回答可）	自治会-83
Q11	防災訓練の実施形態は次のうちどれにあてはまりますか（複数回答可）	自治会-84
Q12	防災訓練において住民参加のために行っている工夫や働きかけがありますか（複数回答可）	自治会-84
Q13	災害時には貴会として会員の安否確認を行う予定ですか	自治会-85
Q13-1	安否確認は誰を対象として行う予定ですか	自治会-85
Q13-2	安否確認はどのような方法で行う予定ですか	自治会-86
<b>■身近な避難行動要支援者の把握状況、支援状況</b>		
Q14	災害時に援助が必要となる身体障がい者や高齢者などの避難行動要支援者を把握していますか	自治会-86
Q14-1	避難行動要支援者を避難させる場合の方法を具体的に考えていますか	自治会-87
Q14-2	具体的にどのような方法ですか	自治会-87
Q14-3	避難行動要支援者の情報は定期的に更新していますか	自治会-88
Q14-4	避難行動要支援者を把握していない理由を教えてください	自治会-89
<b>■防災行政無線について</b>		
Q15	市では、市内40箇所に設置している屋外スピーカーを通じて、災害情報を迅速にお知らせする、防災行政無線を整備しています。このことをご存知ですか	自治会-89
Q15-1	防災行政無線の音声は聞き取りやすいですか	自治会-90



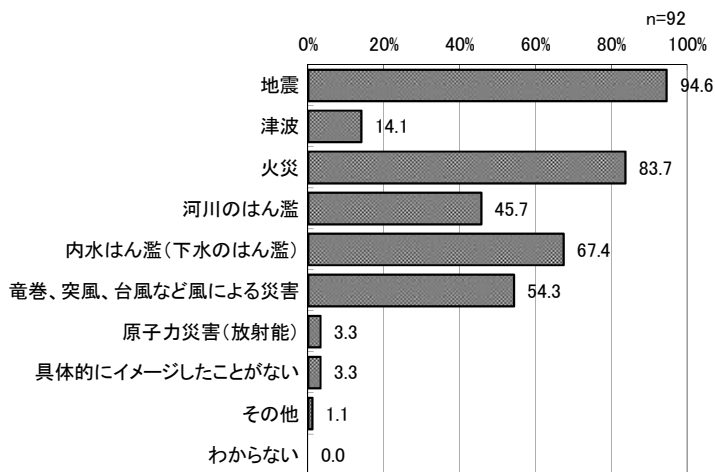


■門真市地域防災計画の改定に係る自治会アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q1. 具体的に想像したことがある自然災害

・「地震」「火災」が80%以上と多くなっている

調査数	地震	津波	火災	河川のはん濫	内水はん濫（下水のはん濫）	竜巻、突風、台風など風による災害	原子力災害（放射能）	具体的にイメージしたことがない	その他	わからない
92	87	13	77	42	62	50	3	3	1	0
100.0	94.6	14.1	83.7	45.7	67.4	54.3	3.3	3.3	1.1	0.0

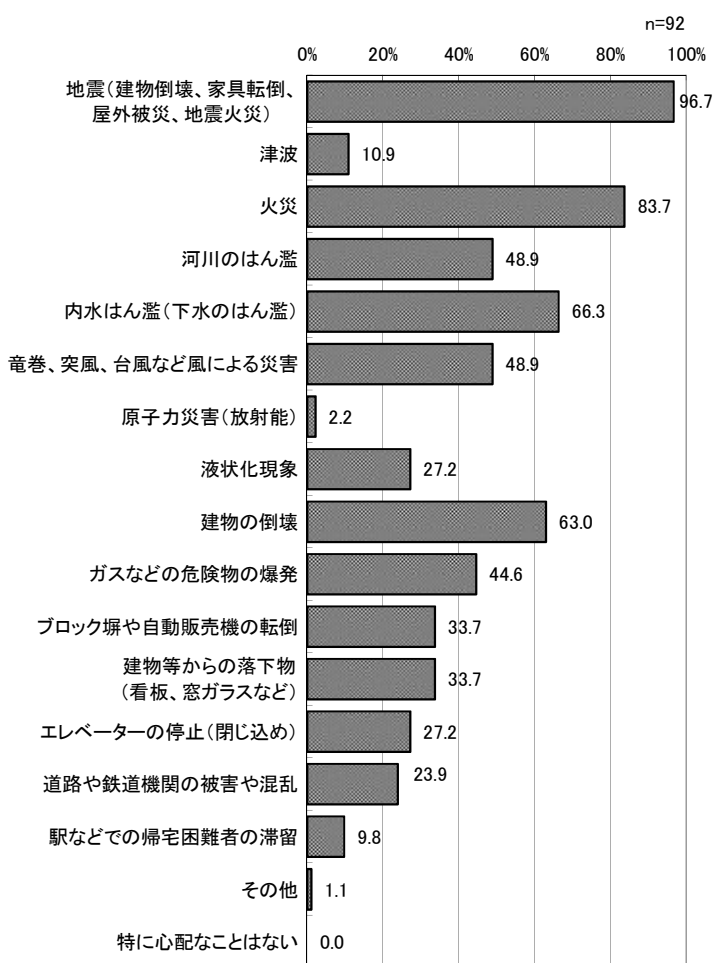


■門真市地域防災計画の改定に係る自治会アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q2. 災害が発生した場合の地域での心配な被害

・「地震」「火災」が80%以上と多くなっている

調査数	地震（建物倒壊、家具転倒、屋外被災、地震火災）	津波	火災	河川のはん濫	内水はん濫（下水のはん濫）	竜巻、突風、台風など風による災害	原子力災害（放射能）	液状化現象	建物の倒壊	ガスなどの危険物の爆発	ブロック塀や自動販売機の転倒	建物等からの落下物（看板、窓ガラスなど）	エレベーターの停止（閉じ込め）	道路や鉄道機関の被害や混乱	駅などでの帰宅困難者の滞留
92	89	10	77	45	61	45	2	25	58	41	31	31	25	22	9
100.0	96.7	10.9	83.7	48.9	66.3	48.9	2.2	27.2	63.0	44.6	33.7	33.7	27.2	23.9	9.8



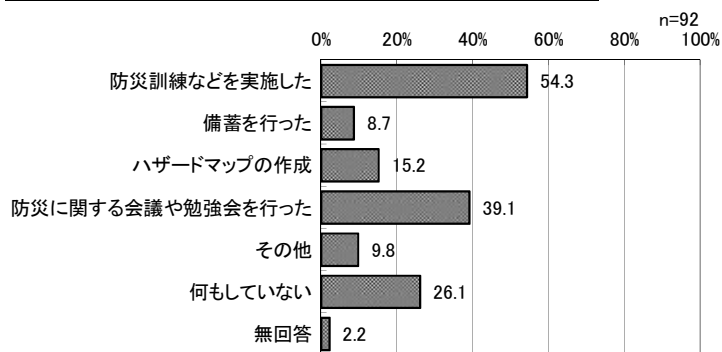
その他	特に心配なことはない
1	0
1.1	0.0

■門真市地域防災計画の改定に係る自治会アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q 3. 自治会が行っている取り組み

・「防災訓練などを実施した」が54.3%と最も多くなっている

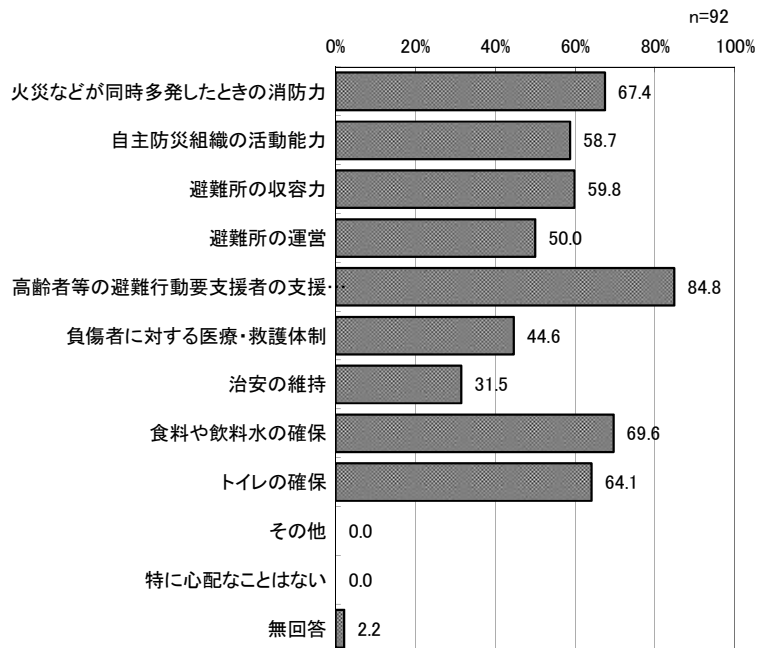
調査数	防災訓練などを実施した	備蓄を行った	ハザードマップの作成	防災に関する会議や勉強会を行った	その他	何もしていない	無回答
92	50	8	14	36	9	24	2
100.0	54.3	8.7	15.2	39.1	9.8	26.1	2.2



Q 4. 災害発生後の対応における地域での心配な点

・「高齢者等の避難行動要支援者の支援体制」が85%と最も多くなっている  
 ・上記項目以外にも50%以上の項目が多数ある

調査数	火災などが同時多発したときの消防力	自主防災組織の活動能力	避難所の収容力	避難所の運営	高齢者等の避難行動要支援者の支援体制	負傷者に対する医療・救護体制	治安の維持	食料や飲料水の確保	トイレの確保	その他	特に心配なことはない	無回答
92	62	54	55	46	78	41	29	64	59	0	0	2
100.0	67.4	58.7	59.8	50.0	84.8	44.6	31.5	69.6	64.1	0.0	0.0	2.2



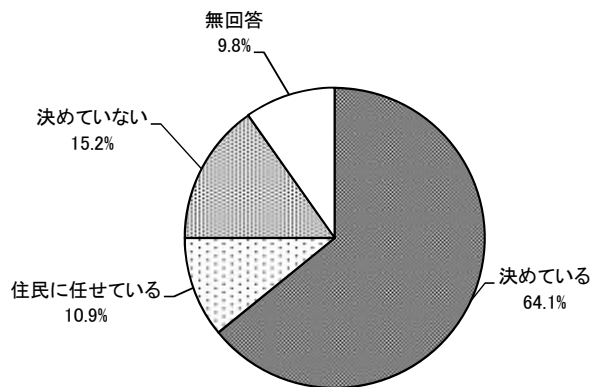
■門真市地域防災計画の改定に係る自治会アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q 5. 住民が避難する一時避難地・避難所を決めているか

・「決めている」が64%と最も多くなっている

調査数	決めている	住民に任せている	決めていない	無回答
92	59	10	14	9
100.0	64.1	10.9	15.2	9.8

n=92

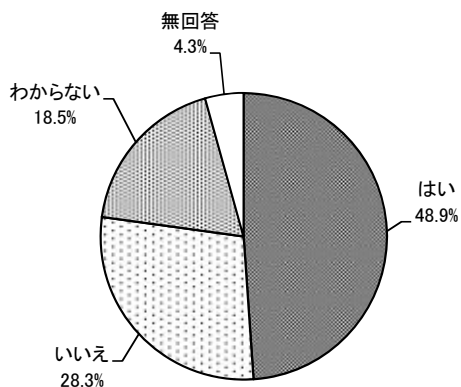


Q 6. 市の避難所等の情報について、住民に回覧板などで周知されているか

・「はい」が49%と最も多くなっている

調査数	はい	いいえ	わからない	無回答
92	45	26	17	4
100.0	48.9	28.3	18.5	4.3

n=92

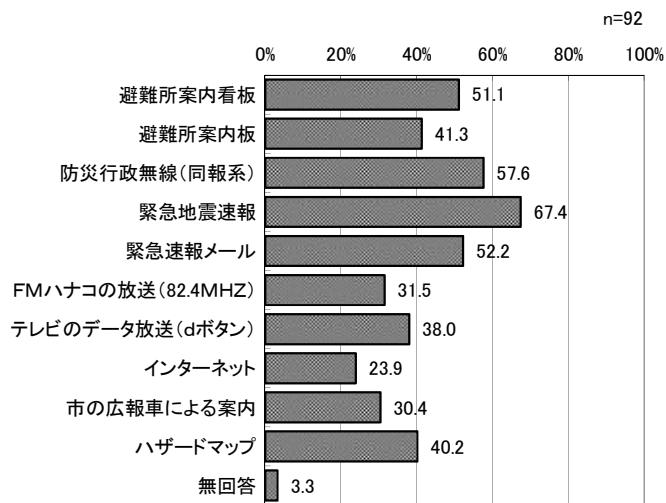


■門真市地域防災計画の改定に係る自治会アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q 7. 災害時に行政などが提供する情報の認知度

・「緊急地震速報メール」「防災行政無線」「緊急速報メール」「避難所案内看板」が50%以上と多くなっている

調査数	避難所案内看板	避難所案内板	系)防災行政無線(同報系)	緊急地震速報	緊急速報メール	(FMハナコの放送(82.4MHz))	(テレビのデータ放送(dボタン))	インターネット	市の広報車による案内	ハザードマップ	無回答
92	47	38	53	62	48	29	35	22	28	37	3
100.0	51.1	41.3	57.6	67.4	52.2	31.5	38.0	23.9	30.4	40.2	3.3

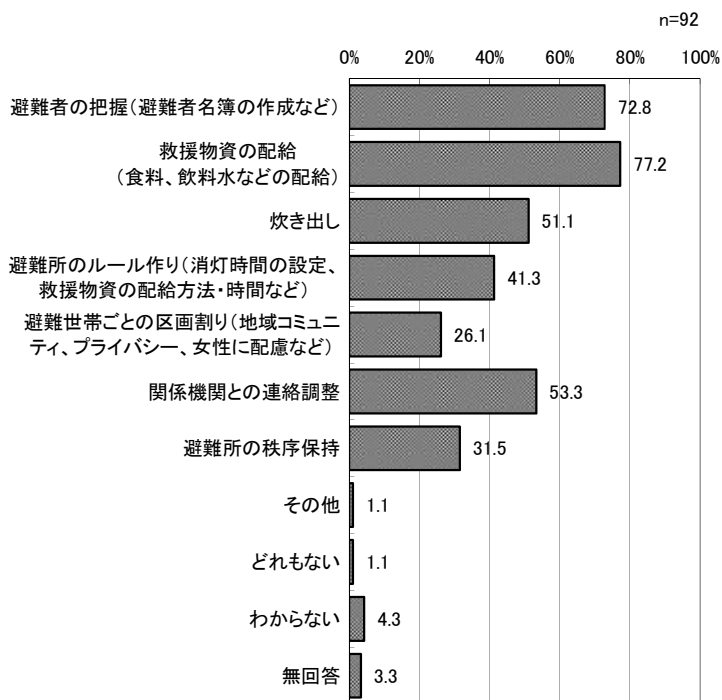


■門真市地域防災計画の改定に係る自治会アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q 8. 市が避難所を開設した場合に自治会ができる活動

・「救援物資の配給」「避難者の把握」「関係機関との連絡調整」「炊き出し」が50%以上と多くなっている

調査数	避難者の把握 (避難者名簿の作成など)	救援物資の配給 (食料、飲料水などの配給)	炊き出し	避難所のルール作り (消灯時間の設定、救援物資の配給方法・時間など)	避難世帯ごとの区画割り (地域コミュニティ、プライバシー、女性に配慮など)	関係機関との連絡調整	避難所の秩序保持	その他	どれも無い	わからない	無回答
92	67	71	47	38	24	49	29	1	1	4	3
100.0	72.8	77.2	51.1	41.3	26.1	53.3	31.5	1.1	1.1	4.3	3.3



■門真市地域防災計画の改定に係る自治会アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

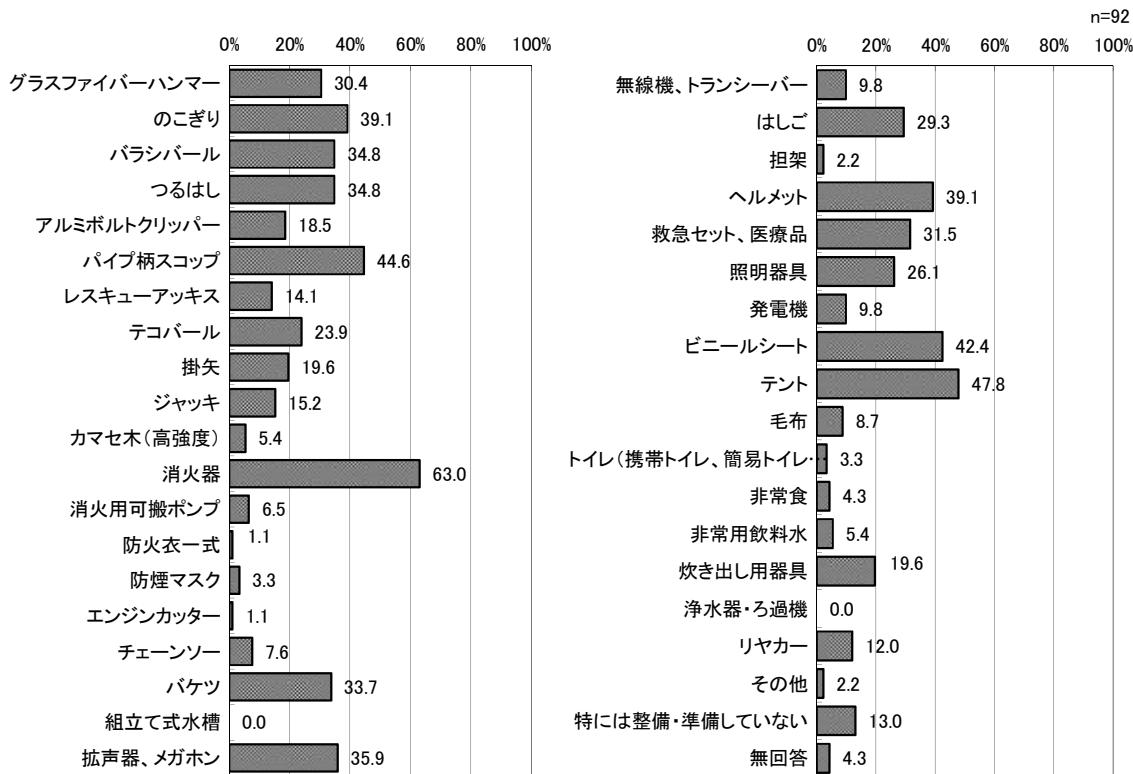
Q9-1. 整備・準備している防災用品

・「消火器」「テント」「パイプ柄スコップ」「ビニールシート」が40%以上と多くなっている

調査数	ガラスファイバーハンマー	のこぎり	パラシールド	つるはし	アルミポルトクリッパー	パイプ柄スコップ	レスキューアックス	テコバール	掛矢	ジャッキ	カマセ木(高強度)	消火器	消火用可搬ポンプ	防火衣一式	防煙マスク
92	28	36	32	32	17	41	13	22	18	14	5	58	6	1	3
100.0	30.4	39.1	34.8	34.8	18.5	44.6	14.1	23.9	19.6	15.2	5.4	63.0	6.5	1.1	3.3

エンジンカッター	チェーンソー	バケツ	組立て式水槽	拡声器、メガホン	無線機、トランシーバー	はしご	担架	ヘルメット	療急救急セット、医療品	照明器具	発電機	ビニールシート	テント	毛布
1	7	31	0	33	9	27	2	36	29	24	9	39	44	8
1.1	7.6	33.7	0.0	35.9	9.8	29.3	2.2	39.1	31.5	26.1	9.8	42.4	47.8	8.7

トイレ(携帯トイレ、簡易トイレ等)	非常食	非常用飲料水	炊き出し用器具	浄水器・ろ過機	リヤカー	その他	特には整備・準備していない	無回答
3	4	5	18	0	11	2	12	4
3.3	4.3	5.4	19.6	0.0	12.0	2.2	13.0	4.3



■門真市地域防災計画の改定に係る自治会アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

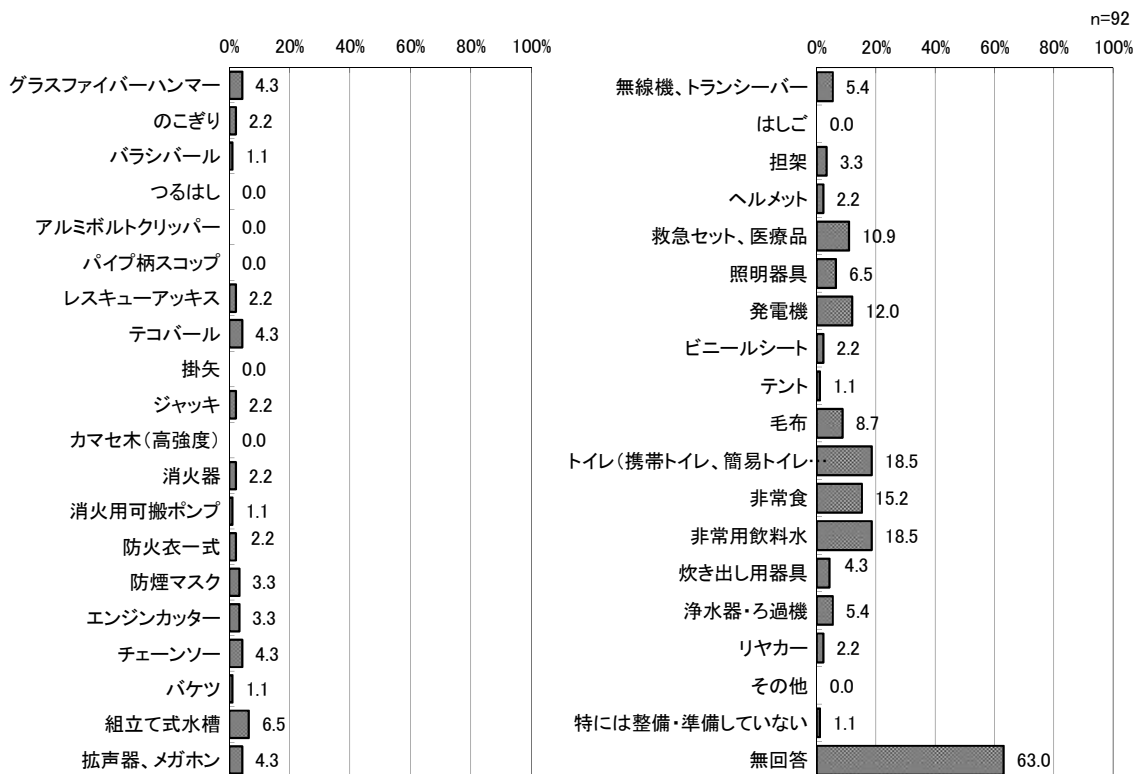
Q9-2. 今後、整備・準備を重視したい防災用品

・「トイレ」「非常用飲料水」「非常食」が15%以上と多くなっている

調査数	ガラスファイバーハンマー	のこぎり	パラシールド	つるはし	アルミポルトクリッパー	パイプ柄スコップ	レスキューアックス	テコバール	掛矢	ジャッキ	カマセ木(高強度)	消火器	消火用可搬ポンプ	防火衣一式	防煙マスク
92	4	2	1	0	0	0	2	4	0	2	0	2	1	2	3
100.0	4.3	2.2	1.1	0.0	0.0	0.0	2.2	4.3	0.0	2.2	0.0	2.2	1.1	2.2	3.3

エンジンカッター	チェーンソー	バケツ	組立て式水槽	拡声器、メガホン	無線機、トランシーバー	はしご	担架	ヘルメット	療急救急セット、医療品	照明器具	発電機	ビニールシート	テント	毛布
3	4	1	6	4	5	0	3	2	10	6	11	2	1	8
3.3	4.3	1.1	6.5	4.3	5.4	0.0	3.3	2.2	10.9	6.5	12.0	2.2	1.1	8.7

トイレ(携帯トイレ、簡易トイレ等)	非常食	非常用飲料水	炊き出し用器具	浄水器・ろ過機	リヤカー	その他	特には整備・準備していない	無回答
17	14	17	4	5	2	0	1	58
18.5	15.2	18.5	4.3	5.4	2.2	0.0	1.1	63.0



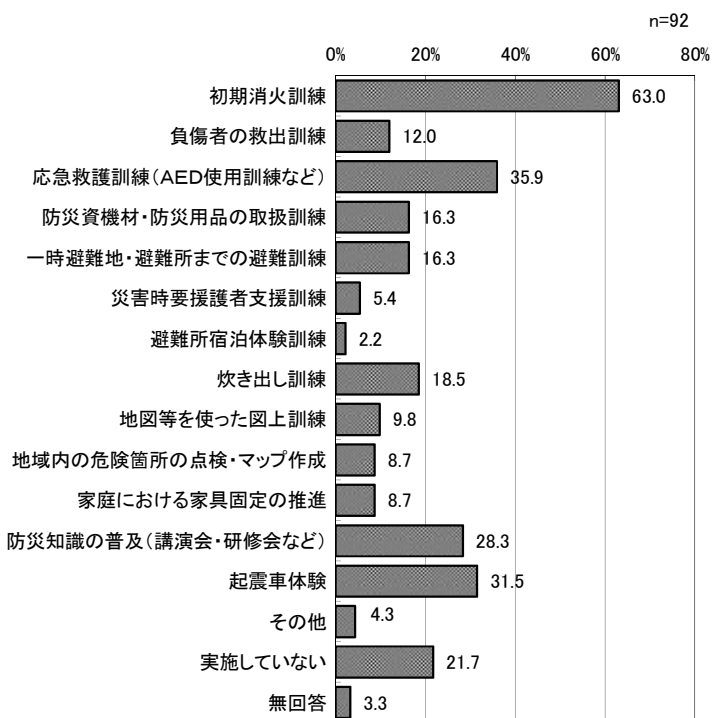


■門真市地域防災計画の改定に係る自治会アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q10. 過去3年間で実施した防災訓練や防災活動

・「初期消火訓練」が63%と非常に多くなっている

調査数	初期消火訓練	負傷者の救出訓練	応急救護訓練など（AED使用訓練など）	防災資機材・防災用品の取扱訓練	一時避難地・避難所までの避難訓練	災害時要援護者支援訓練	避難所宿泊体験訓練	炊き出し訓練	地図等を使った図上訓練	地域内の危険箇所の点検・マップ作成	家庭における家具固定の推進	防災知識の普及（講演会・研修会など）	起震車体験	その他	実施していない	無回答
92	58	11	33	15	15	5	2	17	9	8	8	26	29	4	20	3
100.0	63.0	12.0	35.9	16.3	16.3	5.4	2.2	18.5	9.8	8.7	8.7	28.3	31.5	4.3	21.7	3.3

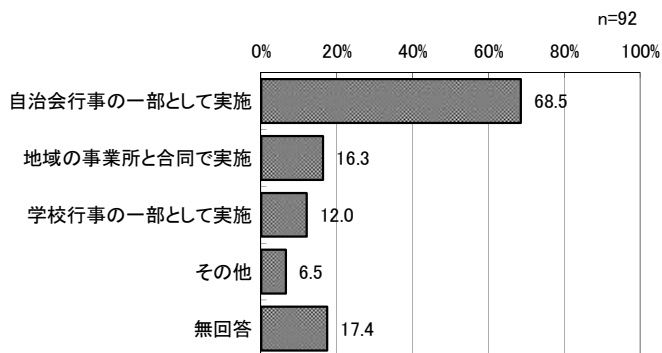


■門真市地域防災計画の改定に係る自治会アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q11. 防災訓練の実施形態

・「自治会行事の一部として実施」が69%と非常に多くなっている

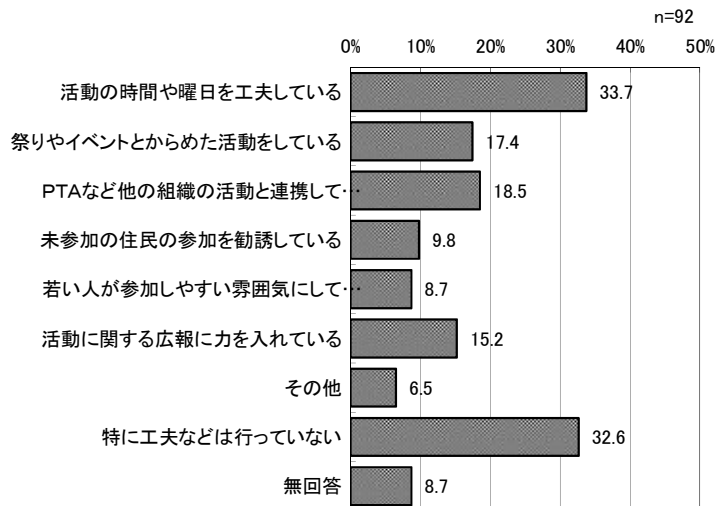
調査数	自治会行事の一部として実施	地域の事業所と合同で実施	学校行事の一部として実施	その他	無回答
92	63	15	11	6	16
100.0	68.5	16.3	12.0	6.5	17.4



Q12. 防災訓練において住民参加のために行っている工夫など

・「活動の時間や曜日を工夫している」が34%と最も多くなっている  
 ・「特に工夫などは行っていない」も33%と多くなっている

調査数	活動の時間や曜日を工夫している	祭りやイベントとからめた活動をしている	PTAなど他の組織の活動と連携して	未参加の住民の参加を勧誘している	若い人が参加しやすい雰囲気にして	活動に関する広報に力を入れている	その他	特に工夫などは行っていない	無回答
92	31	16	17	9	8	14	6	30	8
100.0	33.7	17.4	18.5	9.8	8.7	15.2	6.5	32.6	8.7

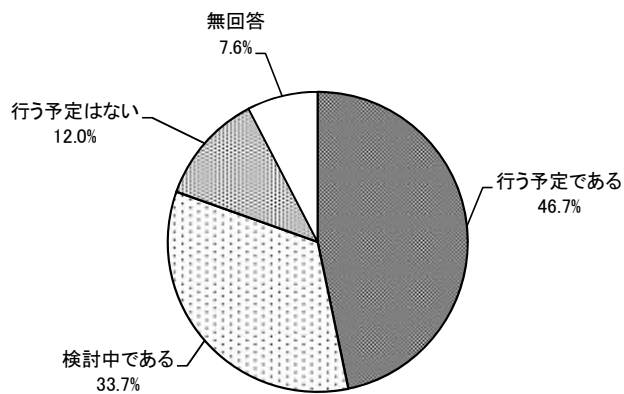


■門真市地域防災計画の改定に係る自治会アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q13. 災害時には会員の安否確認を行うか

・「行う予定である」が47%と最も多くなっている

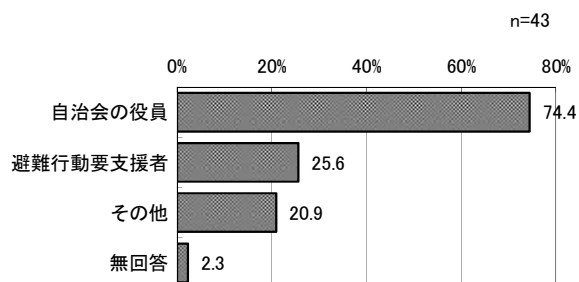
調査数	行う予定である	検討中である	行う予定はない	無回答
92	43	31	11	7
100.0	46.7	33.7	12.0	7.6



Q13-1. 安否確認は誰を対象として行う予定か

・「自治会の役員」が74%と非常に多くなっている

調査数	自治会の役員	避難行動要支援者	その他	無回答
43	32	11	9	1
100.0	74.4	25.6	20.9	2.3

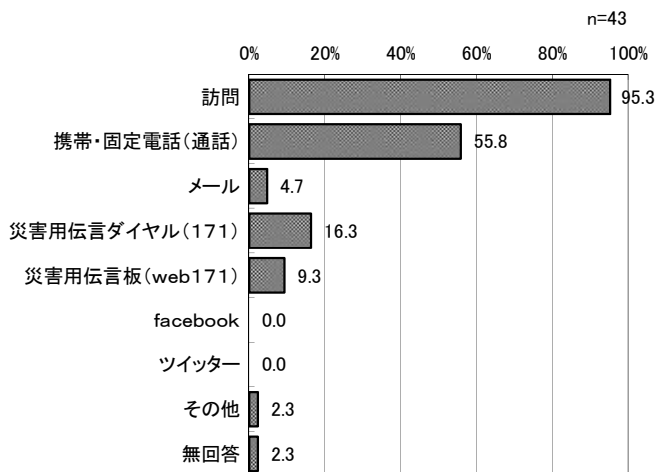


■門真市地域防災計画の改定に係る自治会アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q13-2. 安否確認の方法

・「訪問」「携帯・固定電話（通話）」が50%以上と多くなっている

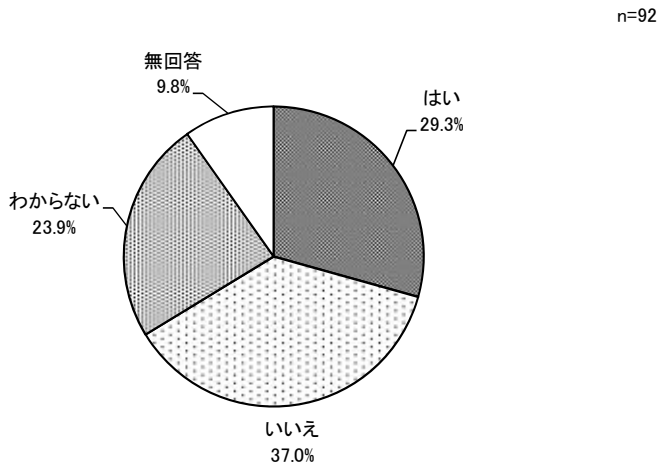
調査数	訪問	携帯・固定電話（通話）	メール	災害用伝言ダイヤル（171）	災害用伝言板（web171）	facebook	ツイッター	その他	無回答
43	41	24	2	7	4	0	0	1	1
100.0	95.3	55.8	4.7	16.3	9.3	0.0	0.0	2.3	2.3



Q14. 災害時に援助が必要となる避難行動要支援者を把握しているか

・「いいえ」が37%と最も多くなっている

調査数	はい	いいえ	わからない	無回答
92	27	34	22	9
100.0	29.3	37.0	23.9	9.8



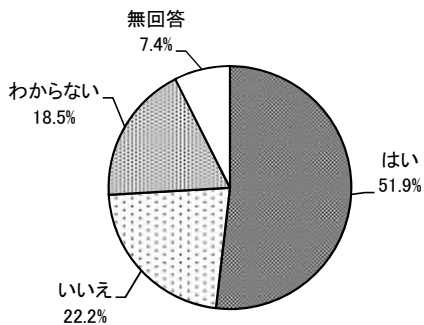
■門真市地域防災計画の改定に係る自治会アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q14-1. 避難行動要支援者を避難させる場合の方法を具体的に考えているか

・「はい」が52%と最も多くなっている

調査数	はい	いいえ	わからない	無回答
27	14	6	5	2
100.0	51.9	22.2	18.5	7.4

n=27

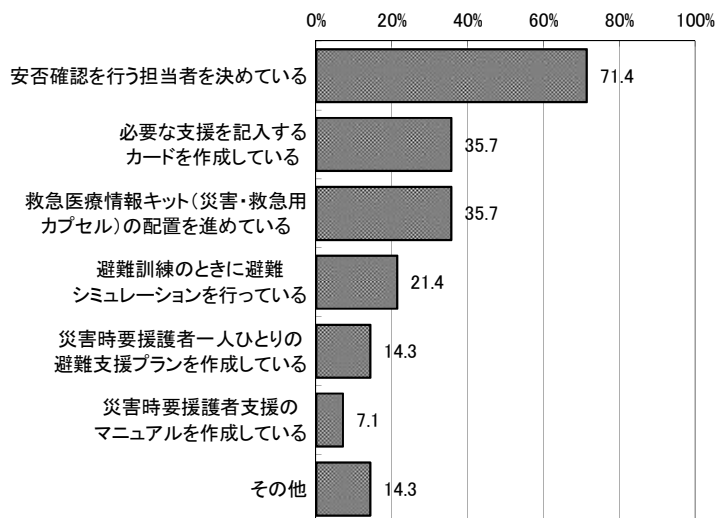


Q14-2. 具体的にどのような方法か

・「安否確認を行う担当者を決めている」が71%と最も多くなっている

調査数	安否確認を行う担当者を決めている	必要な支援を記入するカードを作成している	救急医療情報キット(災害・救急用カプセル)の配置を進めている	避難訓練のときに避難シミュレーションを行っている	災害時要支援者一人ひとりの避難支援プランを作成している	災害時要支援者支援のマニュアルを作成している	その他
14	10	5	5	3	2	1	2
100.0	71.4	35.7	35.7	21.4	14.3	7.1	14.3

n=14



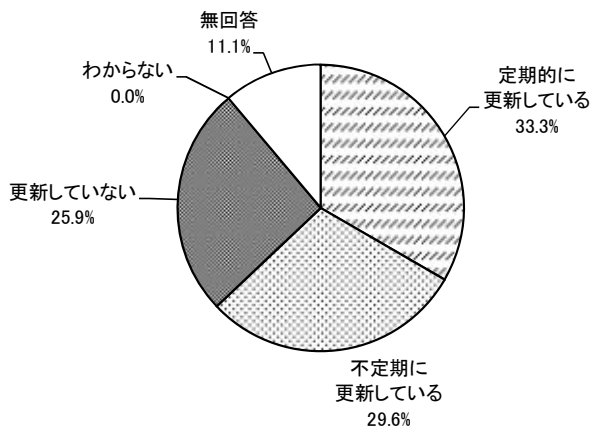
■門真市地域防災計画の改定に係る自治会アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q14-3. 避難行動要支援者の情報は定期的に更新しているか

・「定期的に更新している」が33%と最も多く、「不定期に更新している」を合わせると63%となっている

調査数	定期的に更新している	不定期に更新している	更新していない	わからない	無回答
27	9	8	7	0	3
100.0	33.3	29.6	25.9	0.0	11.1

n=27

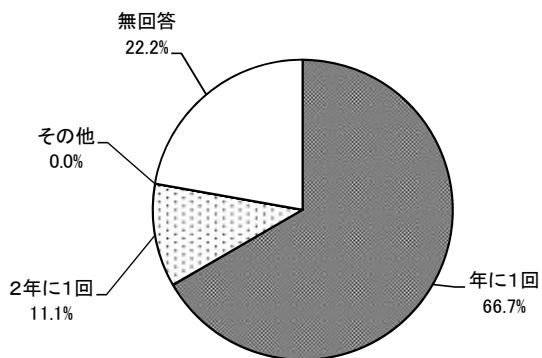


Q14-3-1. 避難行動要支援者の情報の更新頻度

・「年に1回」が67%と最も多くなっている

調査数	年に1回	2年に1回	その他	無回答
9	6	1	0	2
100.0	66.7	11.1	0.0	22.2

n=9

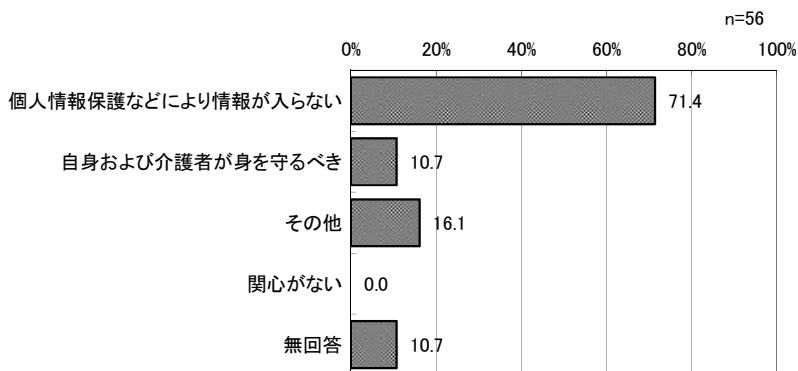


■門真市地域防災計画の改定に係る自治会アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q14-4. 避難行動要支援者を把握していない理由

・「個人情報保護などにより情報が入らない」が71%と最も多くなっている

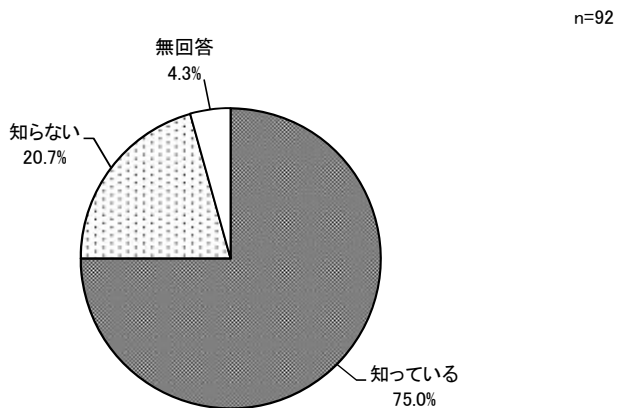
調査数	個人情報保護などにより情報が入らない	自身および介護者が身を守るべき	その他	関心がない	無回答
56	40	6	9	0	6
100.0	71.4	10.7	16.1	0.0	10.7



Q15. 防災行政無線の認知度

・「知っている」が75%と最も多くなっている

調査数	知っている	知らない	無回答
92	69	19	4
100.0	75.0	20.7	4.3

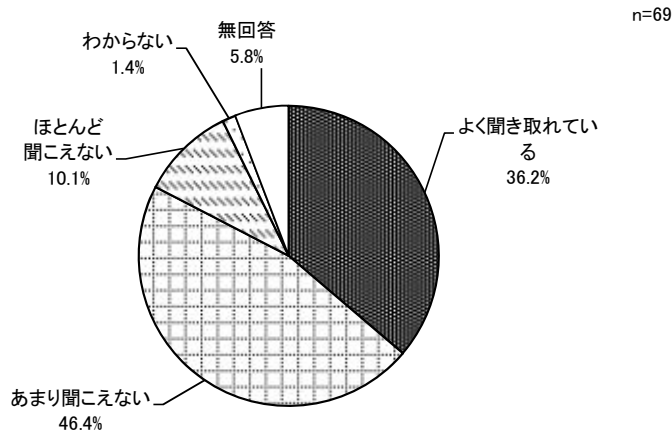


■門真市地域防災計画の改定に係る自治会アンケート 単純集計表（上段：実数 下段：構成比）

Q15-1. 防災行政無線の音声は聞き取りやすいか

・「あまり聞こえない」が46%と最も多く、「ほとんど聞こえない」を合わせると57%となっている

調査数	よく聞き取れている	あまり聞こえない	ほとんど聞こえない	わからない	無回答
69	25	32	7	1	4
100.0	36.2	46.4	10.1	1.4	5.8





## 市民事業者アンケートから抽出した課題

- ①防災意識の向上【P 2～P 6】
- ②防災訓練の実施、参加への啓発【P 7～P 8】
- ③情報伝達手段の多様化【P 9～P 10】
- ④備蓄の推進（家庭、事業所、市）【P 11～P 13】
- ⑤トイレ対策の推進【P 14】
- ⑥事業所との協定の締結推進【P 15～P 16】
- ⑦帰宅困難者対策の推進【P 17】
- ⑧避難行動要支援者に対する支援対策の推進【P 18】

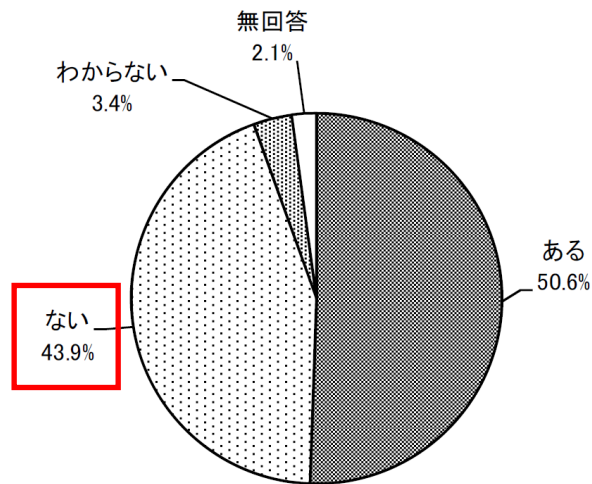


## ①防災意識の向上

### 【市民アンケート】

Q 3. ここ1～2年の間に災害が起きたらどうするかなど話し合ったことがあるか

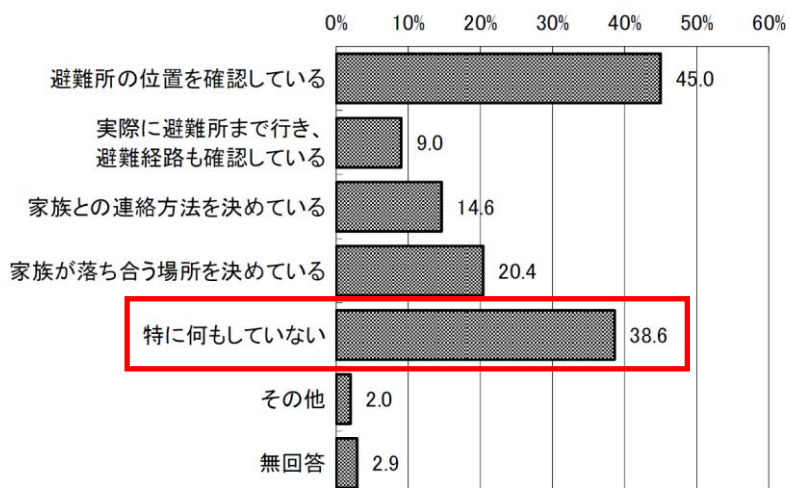
「話し合ったことがない」、という回答が約 40%



### 【市民アンケート】

Q 4. 自宅以外へ避難しなければならない場合の対策をとっているか

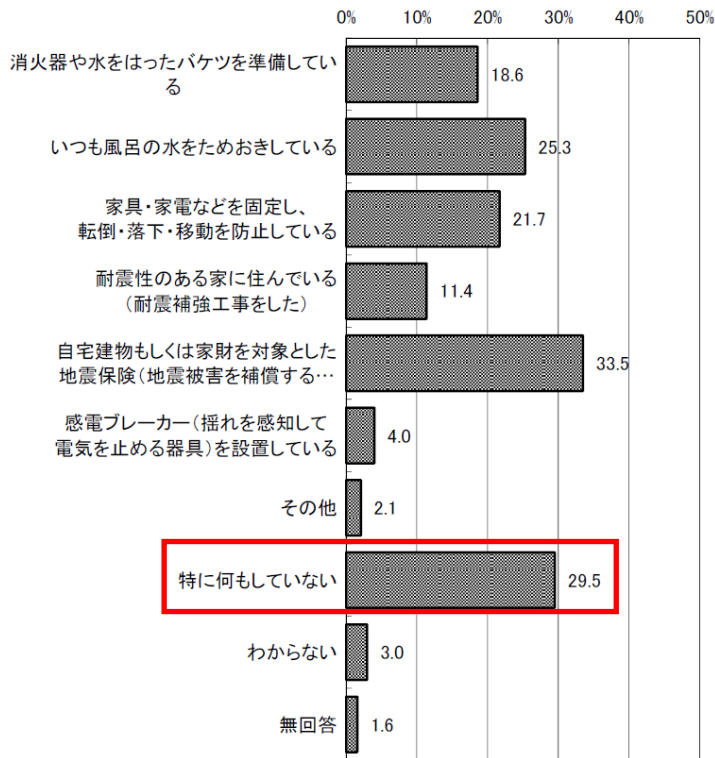
避難の場合の対策について、「特に何もしていない」、という回答が約 40%



【市民アンケート】

Q 8. 大地震が起こった場合の対策をとっているか

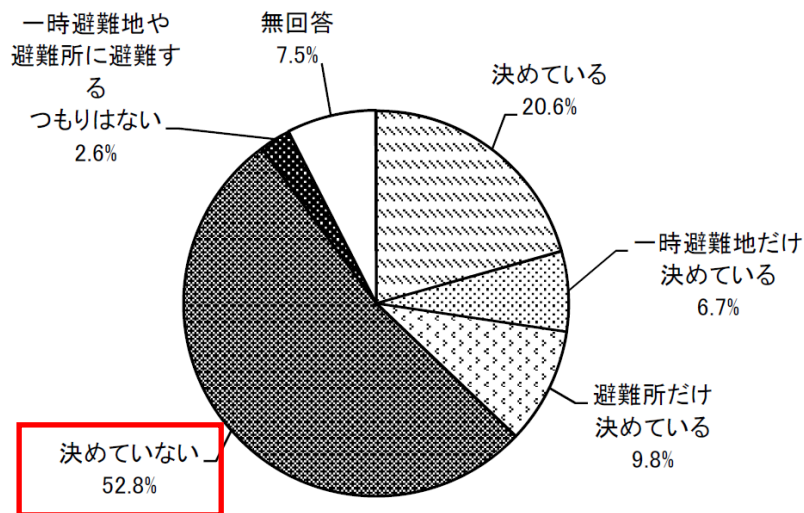
大地震について、「特に何もしていない」、という回答が約 30%



【市民アンケート】

Q 20. 避難する一時避難地、避難所を決めているか

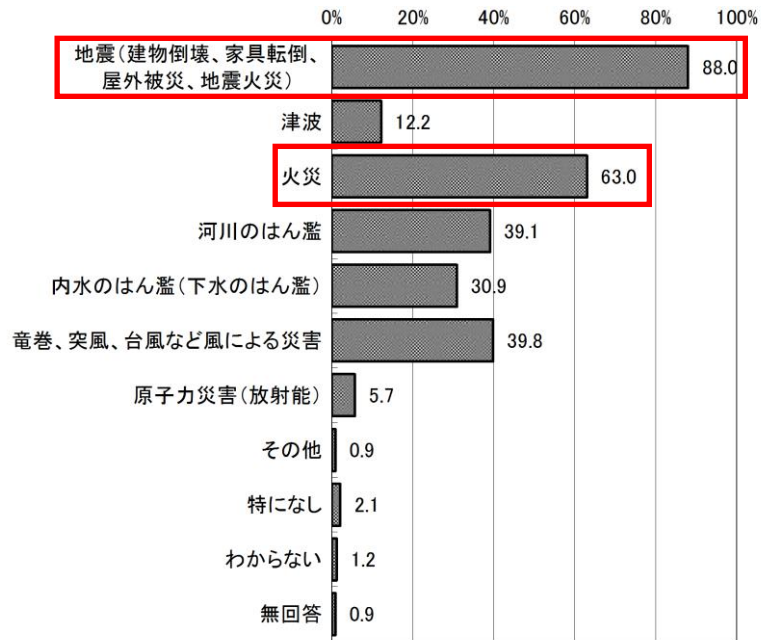
「避難先を決めていない」、という回答が約 50%



【市民アンケート】

Q 2. 住んでいる地域で不安に思う災害はあるか

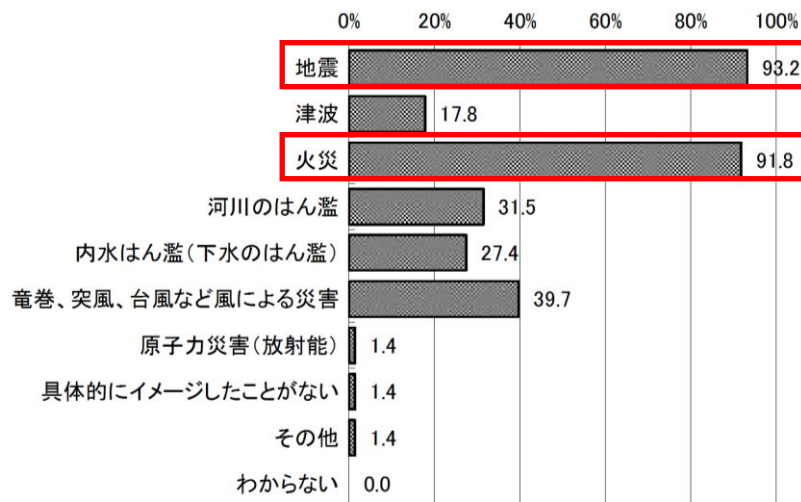
「地震、火災を不安に思う」、という回答が多い



【事業所アンケート】

Q 1. 具体的に想像したことがある自然災害

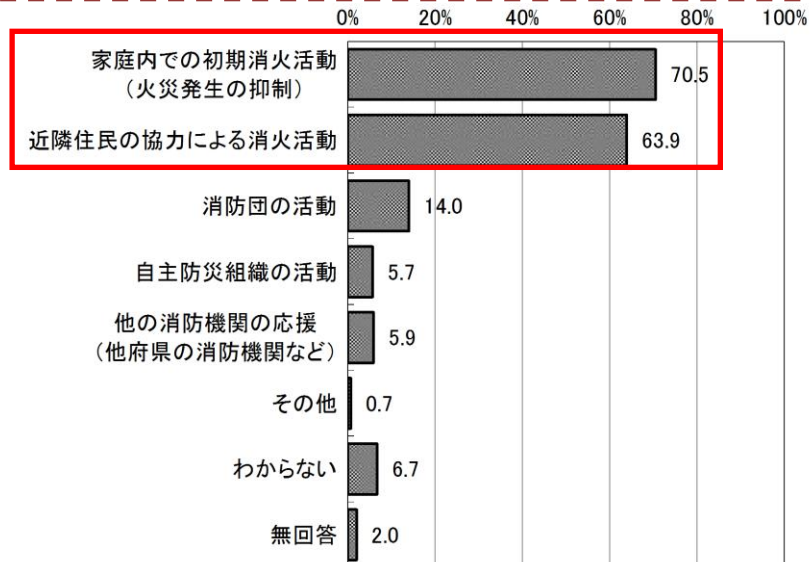
「地震、火災」、という回答が多い



【市民アンケート】

Q 9. 地震火災による被害を抑えるために必要なことは何か

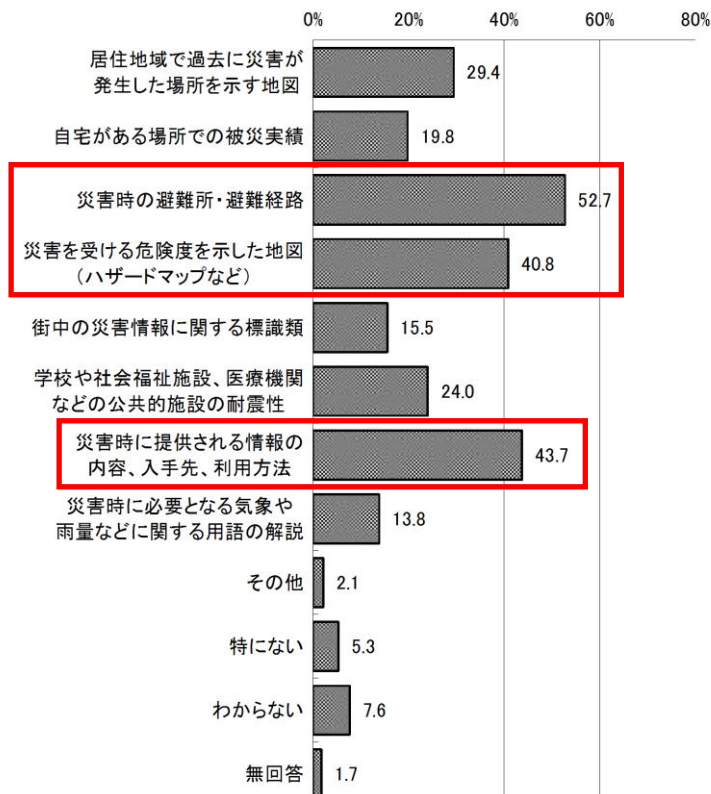
「家庭内での初期消火活動」、「近隣住民の協力による消火活動」、という回答が多い



【市民アンケート】

Q 13. 居住地域で、普段災害の危険性に関する情報などについて充実してほしいものは何か

「避難所・避難路」、「ハザードマップ」、「情報の入手方法等」、という回答が多い



- ・家族間での話し合いや備え等を何もしていない、という回答が多い
- ・一方、門真市においては「地震、火災」に対する関心が高い
- ・また、地震火災に対しては、「初期消火活動や近隣住民による消火活動」が必要と住民は考えている。
- ・情報の充実を望むものは、「避難所・避難経路」、「ハザードマップ」、「情報の入手方法」等に対する関心が高い

→地域住民の防災に対する意識の向上が必要である。また、消火活動など、住民が協力して活動する体制の整備が必要である。また、行政としては、情報の入手方法やハザードマップの提供が必要と考えられる。

以上をふまえ、地域の防災力を向上していくことが必要と考えられる。

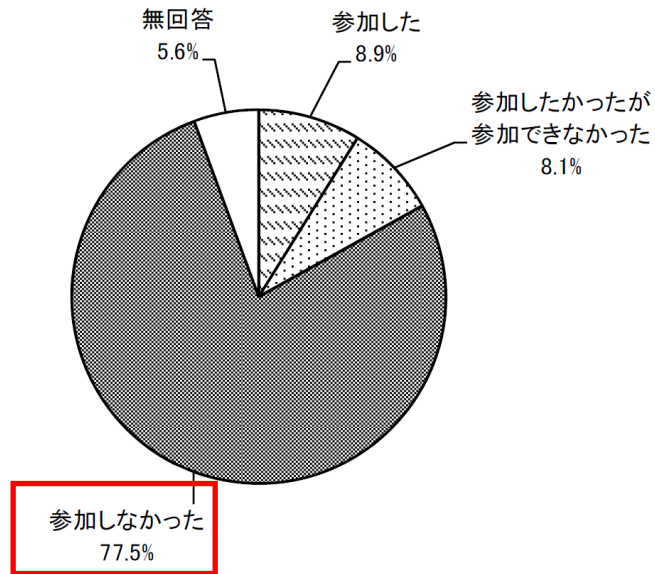


## ②防災訓練の実施、参加への啓発

### 【市民アンケート】

Q 7. 過去1年間に、地域の防災訓練に参加したことがあるか

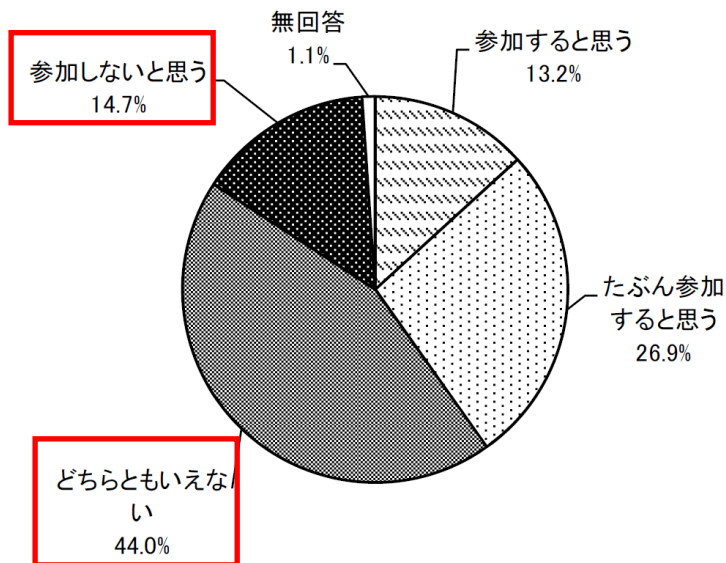
「参加しなかった」、という回答が約 80%



### 【市民アンケート】

Q 7-2. 防災訓練が実施された場合や実施を知った場合は参加するか

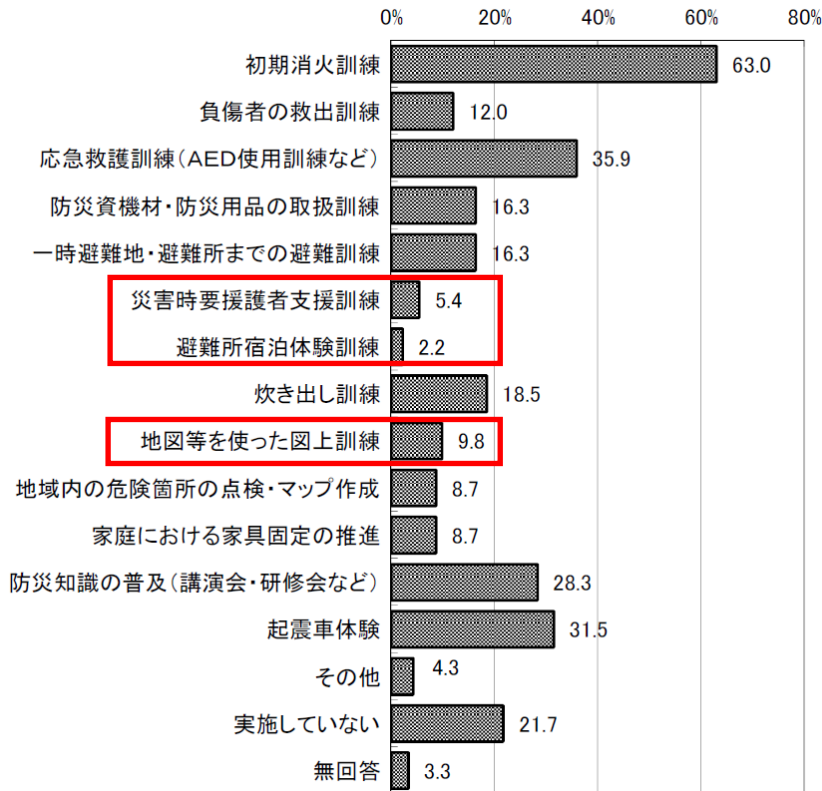
「どちらともいえない」、「参加しないと思う」という回答を合わせると、約 60%



【自治会アンケート】

Q10. 過去3年間で実施した防災訓練や防災活動

「災害時要援護者支援訓練」、「避難所宿泊体験訓練」、「地図等を使った図上訓練」という回答が特に少ない



- ・防災訓練に参加したことがない
  - ・防災訓練の開催を知っても参加しないと思う
- という回答が多い。

→防災訓練への参加率を高め、防災意識の啓発を行っていく必要があると考えられる。

また、訓練のメニューとしては、災害時要援護者支援訓練、炊き出し訓練やマップを使った訓練などの実施が少ないようであり、様々な形態の訓練を行う必要があると考えられる。



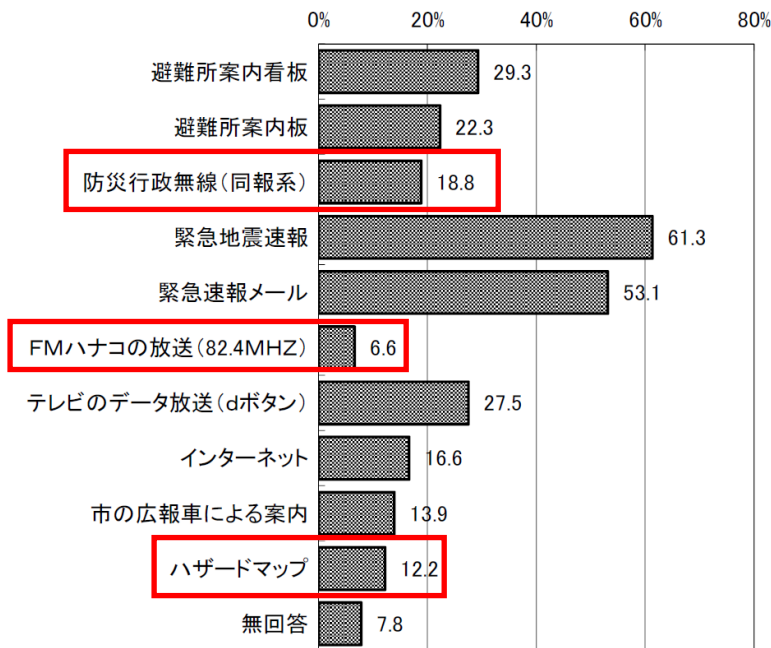


### ③情報伝達手段の多様化

【市民アンケート】

Q 5. 災害時に行政などが提供する情報の認知度

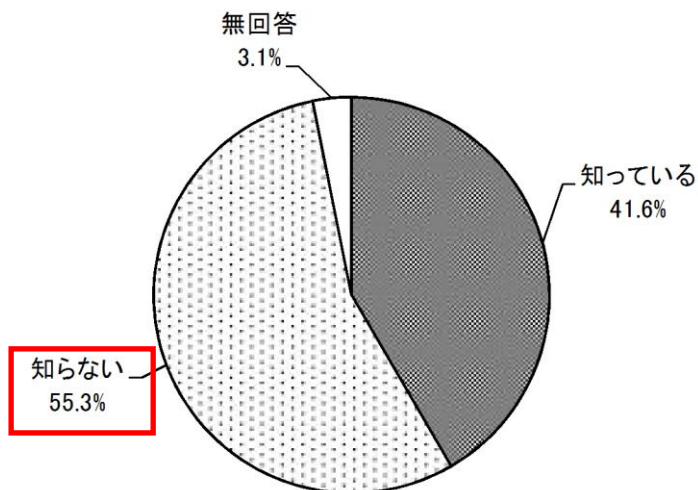
緊急地震速報や緊急速報メールの認知度は高いが、特に「防災行政無線」、「FM ハナコの放送」、「ハザードマップ」の認知度が低い。



【市民アンケート】

Q 2 5. 防災行政無線の認知度

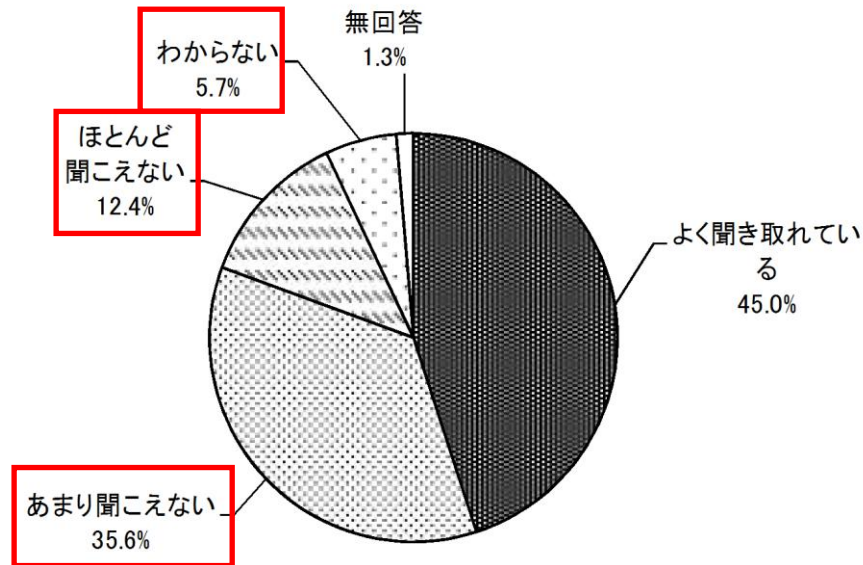
「知らない」、という回答が約 60%



【市民アンケート】

Q 2 5 - 1. 防災行政無線の音声は聞き取りやすいか

「あまり聞こえない」、「ほとんど聞こえない」、「わからない」、という回答を合計すると、50%以上



- ・ 情報伝達手段については、緊急地震速報や緊急速報メールの認知度は高いが、防災行政無線、FM ハナコ、ハザードマップの認知度が低い
- ・ また、防災行政無線については、知らない、聞こえないという回答が多い

→ 様々な情報伝達手段の整備を行うとともに、それらの普及啓発を行う必要がある。

防災行政無線についても、知らない、聞こえないという回答が多いため、今後、防災行政無線の設置目的及び設置位置についての広報に課題がある。

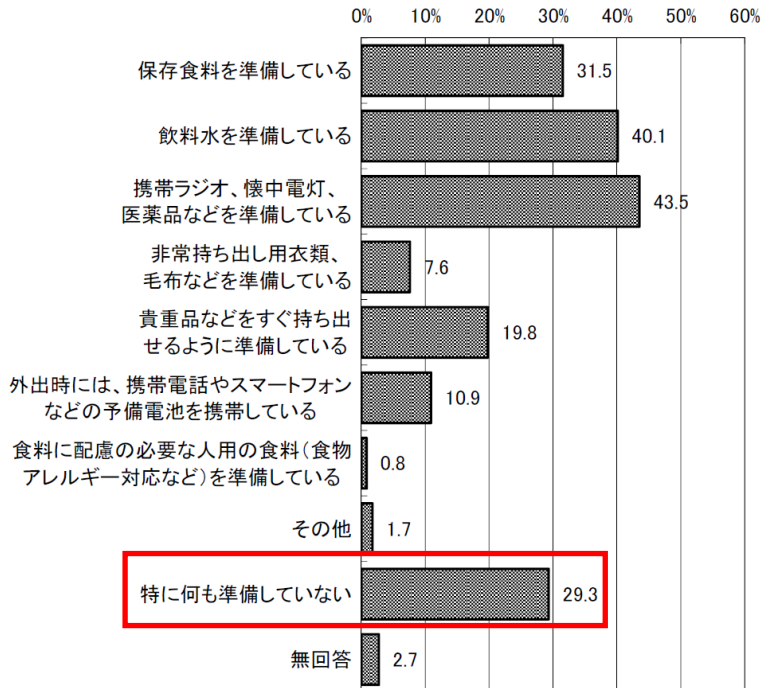


## ④備蓄の推進（家庭、事業所、市）

### 【市民アンケート】

Q 1 1. 災害時のために持出品の準備や備蓄を行っているか

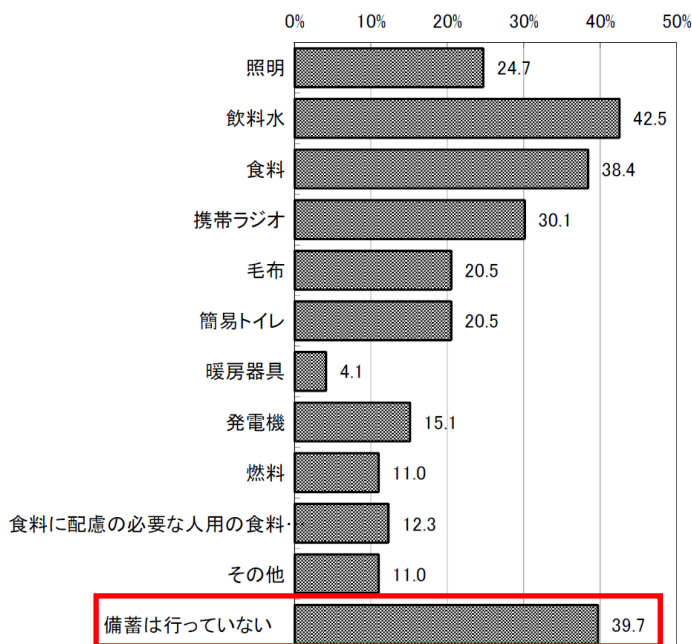
「特に何も準備していない」、という回答が約 30%



### 【事業所アンケート】

Q 5. 災害用に食料等の備蓄を行っているか

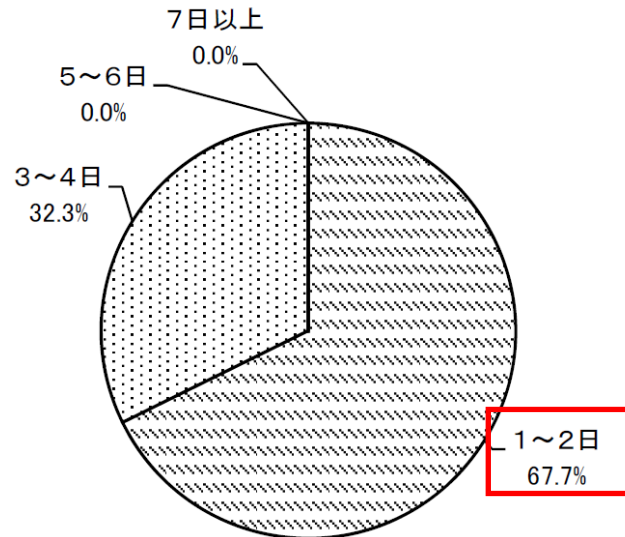
「備蓄は行っていない」、という回答が約 40%



【事業所アンケート】

Q 5 - 1. 災害用に備蓄している「飲料水」は何日分か

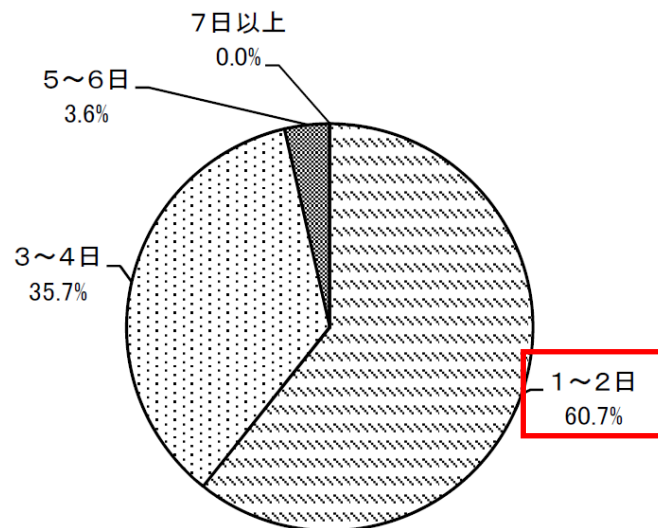
「1～2日分」、という回答が約70%



【事業所アンケート】

Q 5 - 2. 通常買い置いている「食料」で災害時に何日程暮らせるか

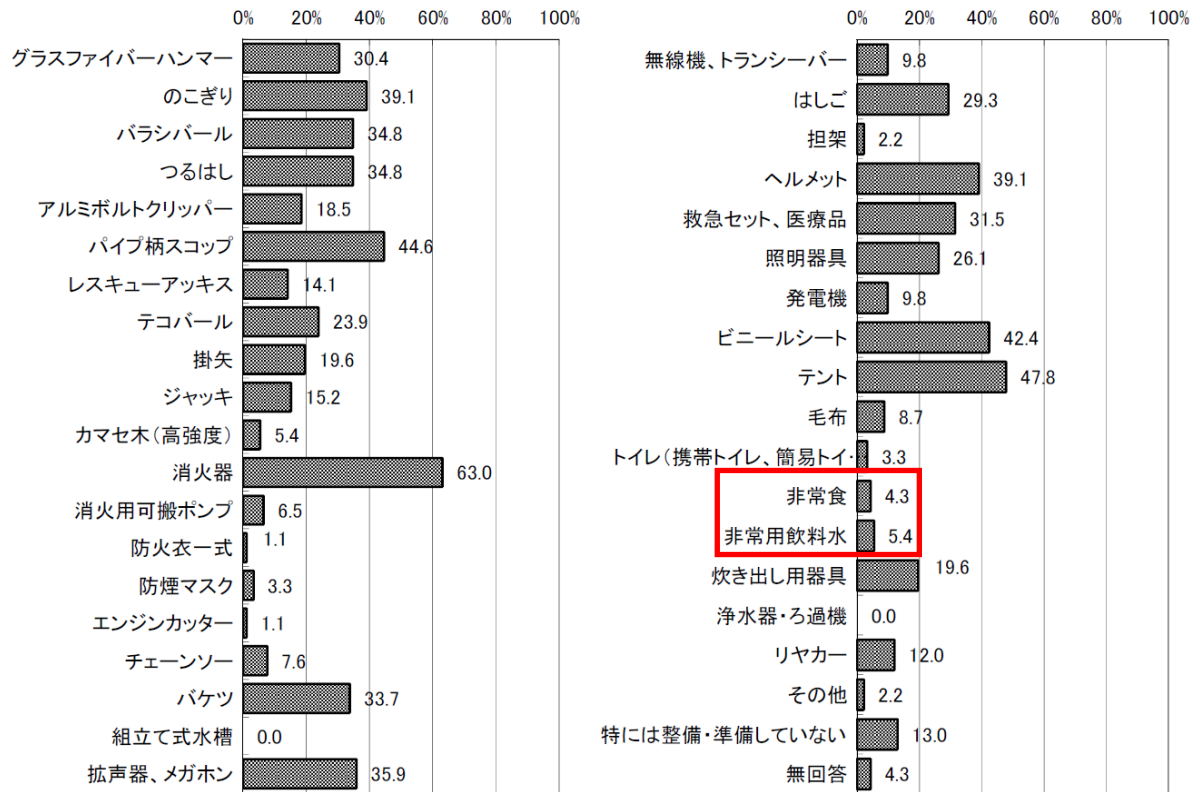
「1～2日分」、という回答が約60%



【自治会アンケート】

Q9-1. 整備・準備している防災用品

「非常食・非常用飲料水を備蓄している」、という回答は少ない



・備蓄を何もしていなかったり、1～2日分しか備蓄をしていない状況である。  
 →最低でも3日分の備蓄の推進を呼びかけていく必要がある。また、調達物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策等についての配慮が必要である。

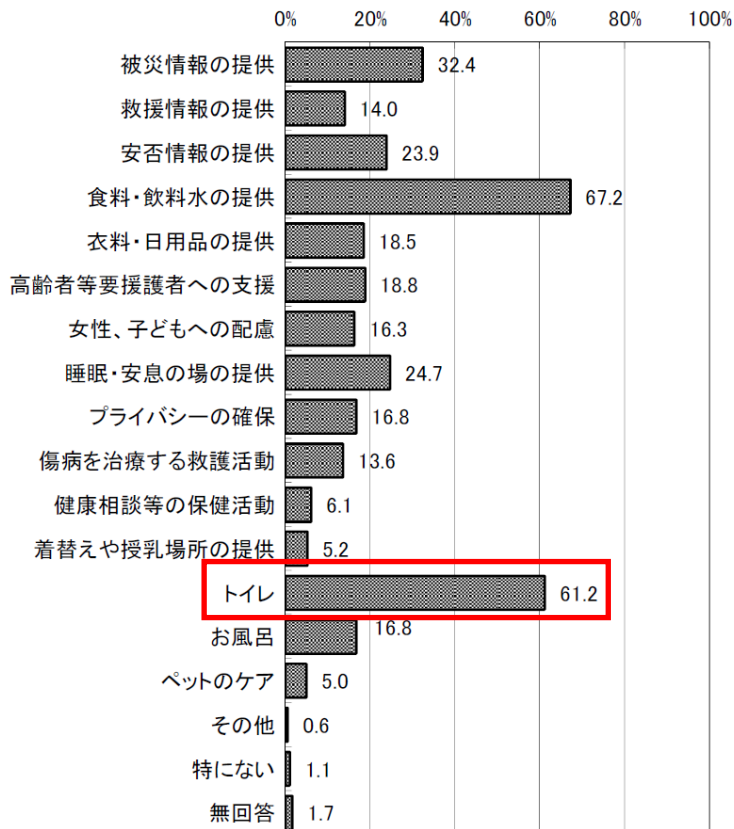


## ⑤ トイレ対策の推進

### 【市民アンケート】

Q 2 4. 避難所において最も充実してほしいことは何か

「食料・飲料水」に次いで、「トイレ」に対する回答が多い



・東日本大震災等においても、避難所等におけるトイレ対策が重要な課題となっている。

→災害時のし尿処理体制の整備（仮設トイレの調達、マンホールトイレの整備等）について検討する必要がある。

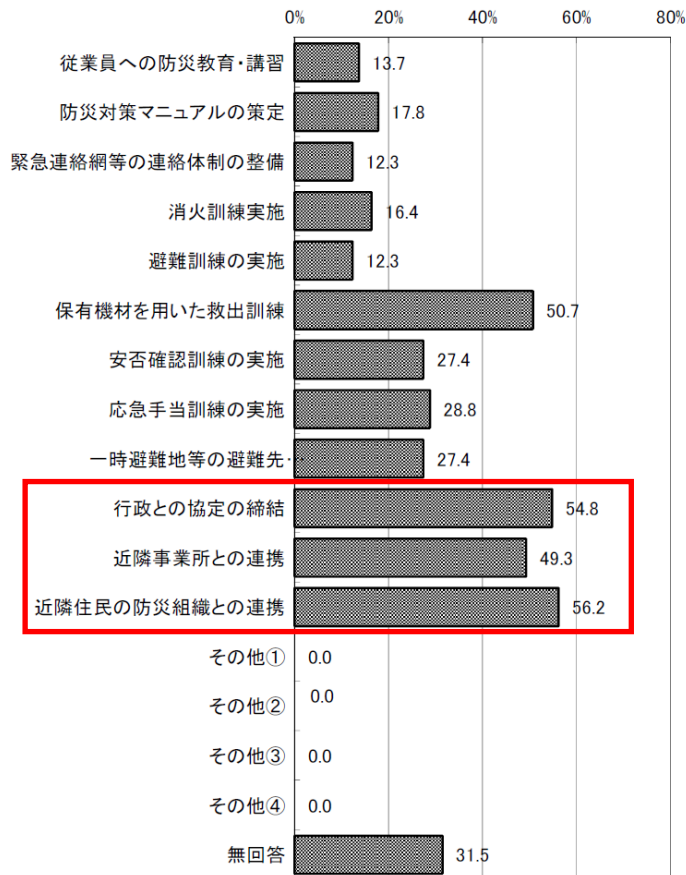


## ⑥事業所との協定の締結推進

### 【事業所アンケート】

#### Q4-2-3. 実施予定なしのソフト面の防災対策

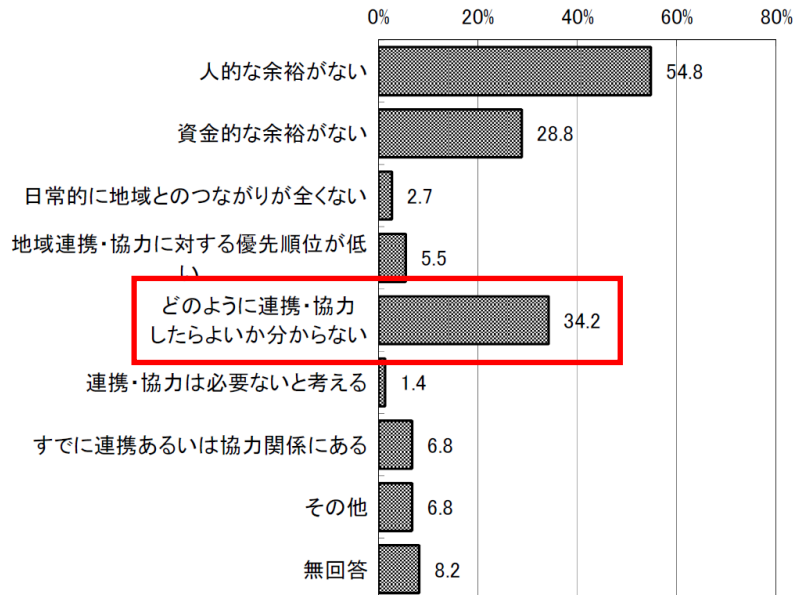
「行政との協定の締結」、「近隣事業所との連携」、「近隣住民の防災組織との連携」に対する実施予定なし、という回答が多い



【事業所アンケート】

Q 18. 周辺地域との災害時の連携・協力を進める上での問題や課題

「人的余裕がない・資金的余裕がない」という回答以外に、「どのように連携・協力したらよいか分からない」、という回答が多い



- ・事業所における協定締結や連携に対する意識が低い。
- ・また、どのように連携・協力したらよいか分からないという回答も多い。

→協定締結など、行政からの積極的な働きかけが必要と考えられる。



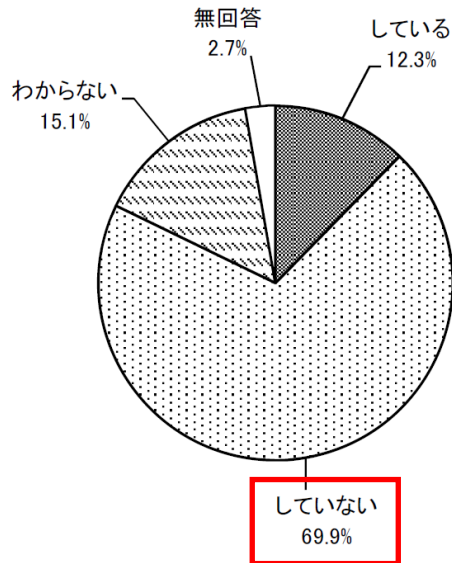


## ⑦帰宅困難者対策の推進

### 【事業所アンケート】

Q 1 3. 地震等の発生により鉄道等が運行停止した場合、一斉帰宅の抑制について取り決めているか

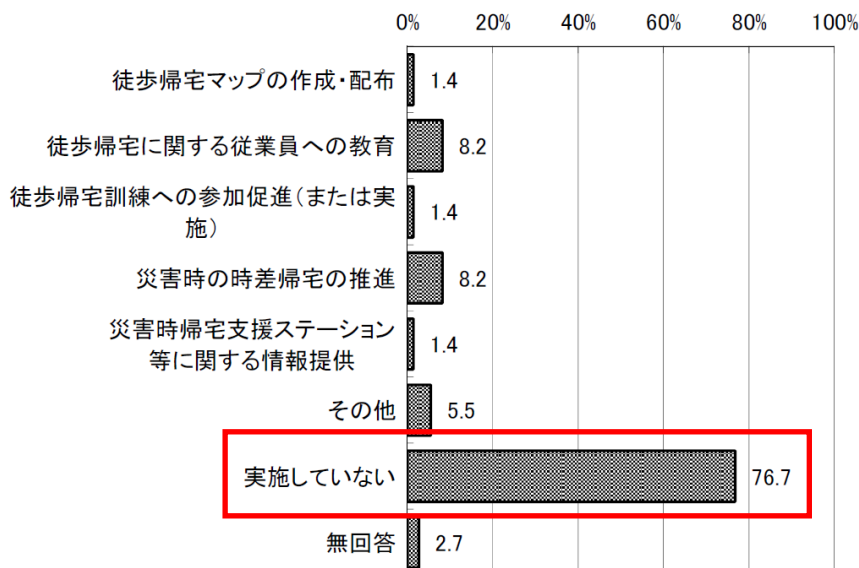
「取り決めていない」という回答が約 70%



### 【事業所アンケート】

Q 1 4. 実施している帰宅支援対策はあるか

「実施していない」という回答が多い



・帰宅困難者対策は何もしていないという回答が多い。

→市内には大きな事業所もあるため、帰宅困難者対策の推進が必要である。

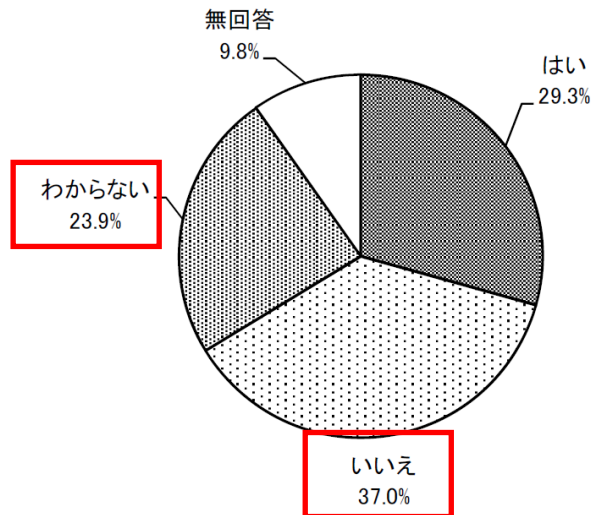


## ⑧避難行動要支援者に対する支援対策の推進

【自治会アンケート】

Q 1 4. 災害時に援助が必要となる避難行動要支援者を把握しているか

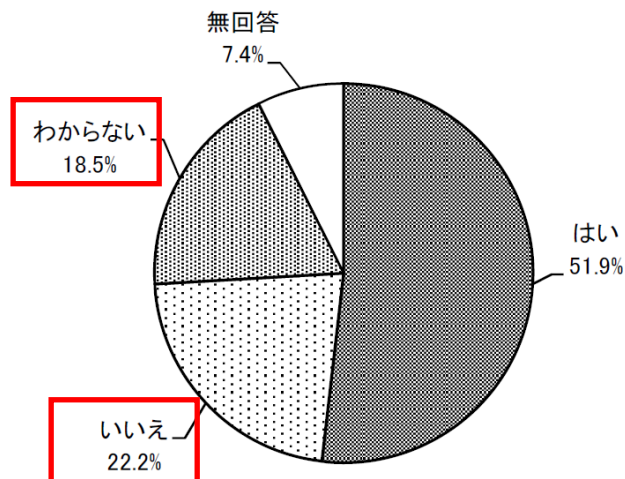
「把握していない」、「わからない」という回答を合計すると、約 60%



【自治会アンケート】

Q 1 4 - 1. 避難行動要支援者を避難させる場合の方法を具体的に考えているか

「考えていない」、「わからない」という回答を合計すると、約 40%



・避難行動要支援者の把握ができていなかったり、具体的方法については決まっていないところが多い。

→避難行動要支援者名簿の作成および活用方法の整備が必要である。



# 平成 26 年度

## 門真市地域防災計画 改定の方針

1. 改定の目的
2. 基本方針
3. 主な改定項目 (P 1 ~ P 2)

### ○ 資料編 (P 3 ~ P 35)

#### 1. 国の動向

- (1) 東日本大震災(平成 23 年 3 月 11 日)以降の主な動向
- (2) 防災基本計画の修正のポイント
- (3) 災害対策基本法の一部改正
- (4) 水防法の一部改正
- (5) 大規模災害からの復興に関する法律の制定
- (6) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
- (7) 南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)
- (8) 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針
- (9) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針
- (10) 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針
- (11) 特別警報の運用

#### 2. 関西広域連合の動向

- (1) 関西広域連合の概要
- (2) 関西広域防災計画「関西防災・減災プラン」の特徴

#### 3. 大阪府の動向

- (1) 大阪府地域防災計画修正(平成 24 年度)の概要
- (2) 大阪府地域防災計画修正(平成 25 年度)の概要
- (3) 南海トラフ巨大地震等に関する検討及び被害想定公表

# 門真市地域防災計画の改定方針

現在の門真市地域防災計画は、平成19年に大幅な改定を行い、平成25年6月に機構改革に伴う組織名称等の軽微な修正を行いました。今回、東日本大震災の災害教訓や南海トラフ地震の被害想定公表、その後の災害対策基本法等の改正及び防災基本計画等の上位計画を踏まえつつ、地域の実情に即した計画として全面的に改定を行う。

## 1. 改定の目的

「災害対策基本法」第42条、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第6条に基づき、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市域及び市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、地域防災の主体となる市民、事業者等の意見を取り入れ、「公民協働」の視点を考慮した地域防災計画の策定を行うことを目的とする。

また、近年発生した災害の教訓、防災関係法令の改正等や大阪府の防災方針を踏まえ、多様な主体が参画し災害対応にあたることができる、実践的な計画に改定する。

## 2. 基本方針

門真市地域防災計画の改定において、主な基本方針を以下にあげる。

- ・ 災害教訓や新たな被害想定への対応
- ・ 各種法令や上位計画への対応
- ・ 公民協働を基軸とした地域防災力の醸成
- ・ 地域特有の災害リスク低減への対応
- ・ 多様な主体の意見の反映

## 3. 主な改定項目

門真市地域防災計画の改定における、主な項目を以下にあげる。

- ・ **東日本大震災等の災害教訓・課題への対応**
  - ① 災害対策本部機能の維持・確保、都道府県からの迅速な支援のあり方の検討
  - ② 多様な情報伝達手段の確保
  - ③ 防災事務に従事する者の安全の確保
  - ④ 災害対応が中・長期間にわたる場合の影響の考慮
  - ⑤ 防災施設等に対する非常用電源設備の整備

- ⑥燃料供給、物資等の輸送等における民間企業等との協定締結
- ⑦都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結
- ⑧受援計画等の検討、整備
- ⑨住民の防災意識向上のための正確な知識の普及啓発

・ **南海トラフ地震への対応**

- ①生駒断層帯地震など内陸型地震に加えて南海トラフ地震の新たな被害想定をふまえた修正
- ②南海トラフ地震防災対策推進計画の作成

・ **災害対策基本法等、各種法令や上位計画の改正に伴う修正**

- ①災害対策基本法の一部改正
- ②防災基本計画の修正
- ③男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針の公表
- ④大阪府地域防災計画の修正
- ⑤気象庁による特別警報の運用開始

・ **公民協働の視点を踏まえた自主防災の推進**

- ①多様な主体の特色をいかした自助、共助の推進
- ②災害に応じた避難所のあり方と設備の検討

・ **地域特有の災害リスク低減への対応**

- ①地形、土地利用現況に考慮した被害軽減策の検討
- ②既存・新規施設の防災上の役割の検討

・ **多様な主体の意見の反映**

- ①市民、事業者、自治会アンケート結果の反映
- ②市民団体等へのヒアリングによる災害時に必要な配慮の把握

# 資料編

## 1. 国の動向

### (1) 東日本大震災(平成 23 年 3 月 11 日)以降の主な動向

- ・東日本大震災以降、国においては消防庁、中央防災会議を中心として、東日本大震災の地震・津波の特徴や課題を検証するとともに、被害想定のある方、被害軽減のための対策、今後の防災対策等について検討しています。

■表 1 消防庁、中央防災会議等の動向

	年月日	基礎資料	所管
01	平成 23 年 5 月 6 日	地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について(通知)消防災第 157 号	消防庁
02	平成 23 年 9 月 28 日	東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会 報告	中央防災会議(東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会)
03	平成 23 年 12 月 12 日 (P 3-表 2)	地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会 報告書(第 3 章東日本大震災を踏まえた地域防災計画の見直しに係る留意点等)	消防庁(地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会)
04	平成 23 年 12 月 14 日 (P 10-表 8)	水防法の一部改正	国土交通省
05	平成 23 年 12 月 27 日	防災基本計画の一部修正(津波災害対策編の追加等)	中央防災会議
06	平成 23 年 12 月 27 日 (P 4-表 3)	防災基本計画の修正のポイント(案)	中央防災会議
07	平成 23 年 12 月 27 日	防災基本計画 第 3 編(新設)「津波災害対策編」要旨(案)	中央防災会議
08	平成 24 年 2 月 1 日	防災基本計画の修正に伴う地域防災計画の見直しの推進について(通知)中防消第 1 号	中央防災会議(消防庁)
09	平成 24 年 3 月 31 日	南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について(第 15 回南海トラフの巨大地震モデル検討会)	南海トラフの巨大地震モデル検討会(内閣府)
10	平成 24 年 6 月 27 日 (P 7-表 6)	災害対策基本法等の一部改正	内閣府等
11	平成 24 年 8 月 29 日	南海トラフの巨大地震モデル検討会(第二次報告)の発表(津波断層モデル編、強震断層モデル編ほか)	南海トラフの巨大地震モデル検討会(内閣府)
12	平成 24 年 8 月 29 日	南海トラフ巨大地震の被害想定について(第一次報告)/建物被害・人的被害等	中央防災会議等
13	平成 24 年 9 月 6 日 (P 4-表 4)	防災基本計画の一部修正(大規模広域災害への対応、原子力災害対策の強化)	中央防災会議
14	平成 25 年 3 月 18 日	南海トラフ巨大地震の被害想定について(第二次報告)/施設等の被害及び経済的な被害	中央防災会議等
15	平成 25 年 5 月 28 日 (P 13-表 12)	南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)	中央防災会議等
16	平成 25 年 5 月 31 日 (P 15-表 13)	男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針	内閣府男女共同参画局
17	平成 25 年 6 月 21 日 (P 10-表 9)	水防法の一部改正	国土交通省

18	平成 25 年 6 月 21 日 (P 8-表 7)	災害対策基本法等の一部改正	内閣府等
19	平成 25 年 6 月 21 日 (P 11-表 10)	大規模災害からの復興に関する法律(復興法)の制定	内閣府
20	平成 25 年 8 月 30 日 (P 19)	「特別警報」の運用開始	気象庁
21	平成 25 年 8 月 (P 17-表 14)	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針	内閣府(防災担当)
22	平成 25 年 8 月 (P 18-表 15)	避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針	内閣府(防災担当)
23	平成 25 年 11 月 29 日 (P 11-表 11)	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正)	内閣府
24	平成 26 年 1 月 17 日 (P 5-表 5)	防災基本計画の一部修正(大規模広域災害への対応、原子力災害対策の強化)	中央防災会議

- ・消防庁が通知した「地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について（平成 23 年 5 月 6 日）」及び「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書（平成 23 年 12 月 12 日）」をふまえ、門真市地域防災計画の見直しを進める必要がある。

■表 2 東日本大震災による課題

項目	課題
<b>I 被害想定について</b>	
①被害想定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の想定を超える地震、特に大津波の発生のおそれがあることを考慮すること</li> <li>・被害想定、沿岸部の地形、都市化の状況など地域特性を考慮し、避難場所、避難路等を確保すること</li> </ul>
②災害対策本部機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の機能の喪失又は著しい低下等が生じる可能性があることを考慮し、災害対策本部機能の維持・確保、都道府県からの迅速な支援のあり方を検討すること</li> </ul>
<b>II 避難対策について</b>	
③津波に関する避難指示等住民への伝達体制・手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波に関する避難指示等の発令に係る具体的な基準を速やかに検討、策定、点検すること</li> <li>・避難指示等の住民への伝達を迅速かつ確実にできる体制を確保すること</li> <li>・情報伝達時、避難時等において避難行動要支援者に配慮した体制を確保すること</li> <li>・避難指示等の住民への伝達手段として、防災行政無線の重要性が再認識されたことをふまえ、早急に、かつ災害に強くかつ住民に確実に伝達されるよう整備すること</li> <li>・防災行政無線のみならず、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の活用とともに、コミュニティFM、エリアメール、衛星携帯電話など多様な伝達手段を確保すること</li> </ul>
<b>III 災害応急対策について</b>	
④初期の情報収集手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波による電話回線の途絶などの場合における、多様な手段による速やかな被害情報収集手段を確保すること</li> </ul>
⑤防災事務に従事する者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難指示等の呼びかけを行う者、水門の封鎖に当たる者など防災事務に従事する者の安全の確保に配慮すること</li> </ul>
⑥住民の安否情報の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民、特に居住地の市町村以外へ避難した住民の安否を迅速に確認し、情報提供を行うための方策を検討すること</li> </ul>
⑦中長期にわたる災害対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所での集団生活や避難生活の長期化により持病の悪化やインフルエンザ等の集団感染等が懸念されるなど災害対応が中・長期間にわたることも考慮すること</li> <li>・中・長期間にわたる停電においても防災施設等の維持ができるよう非常用電源設備の整備を行うこと</li> </ul>
<b>IV 災害予防について</b>	
⑧物資等の備蓄・輸送等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における燃料供給、物資等の輸送等について民間企業等と協定を締結するなど備蓄しておくべき物資の品目、数量等を確保すること</li> </ul>
⑨都道府県等の区域を越えた相互応援協定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣市町村のみならず都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結などにより、広域応援を円滑に実施できる体制を確保すること</li> <li>・災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進すること</li> <li>・国の関係機関、海外等からの支援の円滑かつ迅速な受け入れについて受援計画等を検討、整備すること</li> </ul>
⑩住民の防災意識向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波は第一波よりも第二波以降のほうが大きくなる可能性があることなど正確な知識の普及をはじめ、住民の防災意識向上のための普及啓発を推進すること</li> </ul>

資料：地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について（消防庁、平成 23 年 5 月 6 日）



## (2) 防災基本計画の修正のポイント

- ・国の防災基本計画は、東日本大震災から9ヶ月後の平成23年12月27日に一部修正を行った後、平成24年9月6日に再度一部修正が行われた。
- ・平成23年時の修正の方針は、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」最終報告（9/28公表）における提言内容を具体化するというもので、主な修正内容は津波災害対策編の新設、東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化、最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しの反映である。

■表3 防災基本計画の修正のポイント（平成23年12月）

修正の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」最終報告（平成23年9月28日公表）を踏まえ、提言内容の具体化を行った。</li> <li>○今回以降も、大震災を踏まえた各種見直しの反映を含め、継続的に修正を行う。</li> </ul>
主な内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「津波災害対策編」の新設</li> <li>2. 東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化             <ol style="list-style-type: none"> <li>①あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波想定の実施</li> <li>②二つのレベルの想定とそれぞれの対策                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策</li> <li>・比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備</li> </ul> </li> <li>③津波に強いまちづくり                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水危険性の低い地域を居住地域とする土地利用、避難場所・避難ビル等の計画的整備等（津波到達時間が短い地域ではおおむね5分程度で避難が可能となるまちづくりをめざす）</li> </ul> </li> <li>④国民への防災知識の普及                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・強い揺れを感じた場合等迷うことなく迅速かつ自主的に避難することなどの知識の普及</li> <li>・防災教育の実施，津波に関する教育プログラムの開発</li> <li>・津波ハザードマップの整備及び住民への周知等</li> </ul> </li> <li>⑤地震・津波に関する研究及び観測体制の充実</li> <li>⑥津波警報等の伝達及び避難体制確保                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受け手の立場に立った津波警報等の発表</li> <li>・携帯電話等多様な手段による確実な伝達</li> <li>・具体的かつ実践的な避難計画の策定，避難支援の行動ルール化等</li> </ul> </li> <li>⑦地震の揺れによる被害の軽減策                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・浅部地盤データの収集・データベース化等の液状化対策，天井等の落下物対策等</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>3. 最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しの反映             <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所等における生活環境改善や女性ニーズへの配慮</li> <li>・洪水等の警報，避難勧告等に係る伝達文の工夫</li> <li>・避難勧告等に資する土砂災害緊急情報の市町村への提供</li> <li>・実践的な避難計画の策定等，噴火時等の火山災害対策等</li> </ul> </li> </ol>

出典：中央防災会議資料

- ・また、平成24年の主な修正内容は、災害対策基本法の改正（第1弾改正）、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告等を踏まえた大規模広域災害への対策の強化（各編）及び原子力規制委員会設置法等の制定を踏まえた原子力災害対策の強化（原子力災害対策編）である。

■表4 防災基本計画の修正のポイント（平成24年9月）

修正の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策基本法の改正，中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告等を踏まえ、大規模広域災害への対策の強化を行った。（各編）</li> <li>○原子力規制委員会設置法等の制定を踏まえ、原子力災害対策の強化を行った。（原子力災害対策編）</li> </ul>
主な内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大規模広域災害への対策             <ol style="list-style-type: none"> <li>①災害に対する即応力の強化</li> </ol> </li> </ol>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災時における<u>積極的な情報の収集・伝達・共有の強化</u> (市町村が被害状況報告できなくなった場合に、都道府県が自ら情報収集)</li> <li>・<u>地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備え</u> (受援・支援計画の作成、協定の締結)</li> <li>・<u>地方公共団体と民間団体間における協定締結等を推進</u> (例：物資調達・供給協定)</li> <li>・多様な主体による共同防災訓練の実施 (国、公共機関、地方公共団体、学校、NPO等の参加の促進)</li> <li>・<u>複合災害への対応</u> (対策本部間の連絡・調整、要員・資機材の投入計画作成、複合災害を想定した訓練等)</li> </ul> <p><b>②被災者への対応改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要請を待たずに物資の輸送を開始するなど、<u>救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの導入</u></li> <li>・市町村・都道府県の区域を越えた被災者の受入れ (<u>広域一時滞在</u>) 協定締結の推進</li> <li>・市町村を越えた広域的な避難者について、<u>避難元と避難先の地方公共団体の連携強化</u> (例：避難者情報の共有による、情報や物資の避難者への確実な送付)</li> </ul> <p><b>③教訓伝承、防災教育の強化等による地域の防災力の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>住民による災害教訓伝承とその支援</u> (国民運動の一環としての啓発、災害に係る資料の収集・保存・公開)</li> <li>・地域防災計画の策定への<u>多様な主体の参画</u> (例：女性、障がい者等)</li> </ul> <p><b>2. 原子力災害への対策強化</b></p> <p><b>①政府の原子力災害への対応強化</b></p> <p><b>②オンサイト対応 (事故収束活動の体制・支援)</b></p> <p><b>③オフサイト対応 (住民防護・被災者支援)</b></p> <p><b>④防災インフラ・防災資機材の充実</b></p> <p><b>⑤事後対策</b></p>
--	---

出典：中央防災会議資料

- ・平成26年の主な修正内容は、災害対策基本法の改正（第2弾改正）、大規模災害からの復興に関する法律の制定等を踏まえた大規模広域災害への対策の強化（各編）及び原子力規制委員会における検討を踏まえた原子力災害への対策強化（原子力災害対策編）である。

■表5 防災基本計画の修正のポイント（平成26年1月）

<b>修正の方針</b>	<p>以下の事項や最近の災害の教訓を踏まえ、防災基本計画の修正を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策基本法の改正（平成25年6月）</li> <li>○大規模災害からの復興に関する法律の制定（平成25年6月）</li> <li>○原子力規制委員会における検討</li> </ul>
<b>主な内容</b>	<p><b>1. 大規模広域災害への対策強化</b></p> <p><b>①防災の基本理念の明確化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害の最小化と被害の迅速な回復を図る「<u>減災</u>」の考え方の明示、国・地方公共団体・事業者・住民等各主体が一体となった防災対策の推進等</li> </ul> <p><b>②大規模広域災害に対する即応力の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害緊急事態の布告時における<u>対処基本方針の作成</u>による政府一体となった災害応急対策の推進、国の経済秩序の維持</li> <li>・地方公共団体の機能が著しく低下した場合の<u>国による応援、応急措置の代行</u>による支援体制の強化</li> </ul> <p><b>③住民等の円滑かつ安全な避難の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>指定緊急避難場所の指定</u>による緊急時における住民等の安全の確保</li> <li>・<u>避難行動要支援者名簿の作成・活用</u>による高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認の実施体制の整備</li> </ul>

	<p>④被災者保護対策の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難所の指定による被災者が一定期間滞在する避難所の環境整備</li> <li>・罹災証明書の交付による被害の程度に応じた適切な支援の実施</li> <li>・被災者台帳の作成による被災者支援の総合的・効率的な実施</li> </ul> <p>⑤平素からの防災への取組の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害応急対策等に係る業務を行う企業と国・地方公共団体との協定締結を促進</li> <li>・地区防災計画の作成、住民・事業者による共同防災訓練の実施等、地区内の防災活動の推進</li> </ul> <p>⑥大規模な災害からの円滑かつ迅速な復興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興の基本理念（住民の意向を尊重、地方公共団体の主体的取組を国が支援）を明確化</li> <li>・国の設置する復興本部による施策の推進・総合調整</li> <li>・市町村の作成する復興計画に基づく計画的な復興</li> </ul> <p>2. 原子力災害への対策強化</p> <p>①原子力災害対策重点区域における防護措置の実施</p> <p>②緊急事態の区分の設定</p> <p>③運用上の介入レベル（OIL）の設定</p> <p>④緊急時モニタリング体制の見直し</p> <p>⑤安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備</p> <p>3. 構成の見直し等</p> <p>①各災害に共通する対策の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各災害に共通する事項をまとめ、第2編「各災害に共通する対策編」として個別災害対策編の冒頭に移動</li> </ul> <p>②防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災以降の<u>最近の防災対策の検討を踏まえ、当面、特に重点を置くべき点を明確化し、第1編に移動</u></li> </ul> <p>③最近の災害の教訓を踏まえた見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>避難勧告の判断基準の明確化、外国人旅行者等の避難誘導體制の構築</u></li> </ul>
--	--

出典：中央防災会議資料

### (3) 災害対策基本法の一部改正

- ・災害対策基本法については、東日本大震災以降、平成 24 年、平成 25 年の二度にわたって一部改正されている。
- ・平成 24 年 6 月には、東日本大震災の課題を踏まえ、いつ起こるかわからない大規模広域災害に備えるための措置のうち緊急を要するものとして、即応力の強化、被災者対応の改善、教訓伝承、地域の防災力の向上等について改正している。

■表 6 災害対策基本法の一部改正の概要（平成 24 年 6 月 27 日）

項目	概要
①大規模広域な災害に対する即応力の強化	<p>■災害発生時における積極的な情報の収集・伝達・共有の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が被害状況の報告ができなくなった場合、都道府県が自ら情報収集等のための必要な措置を講ずべきこと、国・地方公共団体等が情報を共有し、連携して災害応急対策を実施すること等を改めて規定。</li> </ul> <p>■地方公共団体間の応援業務等に係る都道府県・国による調整規定の拡充・新設と対象業務の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急対策業務に係る地方公共団体間の応援規定について、都道府県による調整規定を拡充し、国による調整規定を新設するとともに、消防、救命・救難等の人命にかかわるような緊急性の極めて高い応急措置（応諾義務あり）に限定されている対象業務を、避難所運営支援、巡回健康相談、施設の修繕のような応急対策一般に拡大する（市町村から都道府県への応援要求については応諾義務あり。その他は応諾義務なし）。</li> </ul> <p>■地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の主体との相互応援が円滑に行われるよう、国・地方公共団体、民間事業者も含めた各防災機関は、あらかじめ地域防災計画等において相互応援や広域での被災住民の受入れを想定する等の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと等を規定。</li> </ul>
②大規模広域な災害時における被災者対応の改善	<p>■救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの新設（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物資等が不足する場合、市町村は都道府県に対し、都道府県は国に対し物資等の供給を要請等できること、状況によっては、都道府県・国が要請等を待たず自らの判断で物資等を供給できること、都道府県・国は運送事業者である指定公共機関等に物資等の運送を要請等できること等を規定。</li> </ul> <p>■市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れ（広域避難）に関する調整規定の新設（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域での被災住民の受入れが円滑に行われるよう、市町村・都道府県の区域を越える地方公共団体間の被災住民の受入れ手続、都道府県・国による調整手続を規定。</li> </ul>
③教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上	<p>■教訓伝承の新設・防災教育強化等による防災意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の防災意識の向上を図るため、住民の責務として、災害教訓を伝承することを明記するとともに、国・地方公共団体、民間事業者も含めた各防災機関において防災教育を行うことを努力義務化する旨を規定。</li> </ul> <p>■地域防災計画の策定への多様な主体の参画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画に多様な主体の意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、現在充て職となっている防災機関の職員のほか、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加。</li> </ul>
④その他 附則	<p>■国・地方公共団体の防災会議と災害対策本部の役割の見直しその他所要の規定の見直し</p> <p>※東日本大震災から得られた教訓を今後に生かすため、東日本大震災への対応を引き続き検証し、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずる。</p>

- ・平成 25 年 6 月には前年の改正時に引き続き検討すべきとされた諸課題をふまえ、大規模な広域災害に対する即応力の強化、住民等の円滑かつ安全な避難の確保、被災者保護対策の改善、平素からの防災への取り組み等について、さらなる改正等を実施している。

■表 7 災害対策基本法の一部改正の概要（平成 25 年 6 月）

項目	概要
①大規模広域な災害に対する即応力の強化等	<p>■災害緊急事態への対処の拡充</p> <p>災害緊急事態の布告があったときは、災害応急対策、国民生活や経済活動の維持・安定を図るための措置等の政府の方針を閣議決定し、これに基づき、内閣総理大臣の指揮監督の下、政府が一体となって対処する。</p> <p>■国による被災地方公共団体の支援強化</p> <p>災害により地方公共団体の機能が著しく低下した場合、国が災害応急対策を応援し、応急措置（救助、救援活動の妨げとなる障がい物の除去等特に急を要する措置）を代行する仕組みを創設する。</p> <p>■法に基づく規制の特例</p> <p>大規模広域災害時に、臨時に避難所として使用する施設の構造など平常時の規制の適用除外措置を講ずる。</p>
②住民等の円滑かつ安全な避難の確保	<p>■指定緊急避難場所の指定</p> <p>市町村長は、学校等の一定期間滞在するための避難所と災害時における緊急の避難場所とを区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、緊急時の避難場所（指定緊急避難場所）としてあらかじめ指定し、住民に周知する。</p> <p>■避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>市町村長は、高齢者、障がい者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できる。</p> <p>■避難指示等の具体性と迅速性の確保</p> <p>従来の「避難のための立ち退き」に加え、屋内での退避、屋内における避難のための安全確保に関する措置について指示すること。また、的確な避難指示等のため、市町村長から助言を求められた国（地方気象台等）又は都道府県に応答義務を課す。</p> <p>■防災マップの作成</p> <p>市町村長は、防災マップの作成等に努める。</p>
③被災者保護対策の改善	<p>■指定避難所の基準の明確化</p> <p>市町村長は、緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間滞在する避難所について、その生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を、あらかじめ指定する。</p> <p>■被災者支援のための情報基盤の整備</p> <p>災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、市町村長が罹災証明書を遅滞なく交付しなければならないこととすること。また、安否情報の提供、被災者台帳の作成が行えるよう整備する。</p> <p>■被災者の広域避難のための運送の支援</p> <p>広域的な避難を行う必要がある場合に備え、都道府県知事は、運送事業者である指定公共機関等に対して、被災者の運送を要請又は指示する。</p> <p>■災害救助法の一部改正</p> <p>災害救助法について、救助の応援に要した費用を国が一時的に立て替える仕組みを創設するとともに、同法の所管を厚生労働省から内閣府に移管。</p> <p>内閣府設置法及び厚生労働省設置法の一部改正</p>
④平素からの防災への取組の強化	<p>■基本理念の明確化</p> <p>「減災」の考え方や「自助」、「共助」、「公助」等の基本理念を明確化し広く共有する。</p> <p>■各主体の役割の明確化</p> <p>市町村の責務</p> <p>住民に最も近い基礎自治体である市町村が市町村の地区内の住民や自主防災組織等が行う自発的な防災活動を一層促進。</p>

項目	概要
	<p><b>民間事業者の責務等</b>  災害応急対策等に関する事業者について、災害時に必要な事業活動の継続に努めることを責務とするとともに、国及び地方公共団体と民間事業者との協定締結を促進すること。</p> <p><b>住民の責務</b>  基本理念に盛り込んだ「自助」の観点から、住民の責務の例示として、食品、飲料水、その他の生活必需品の備蓄や防災訓練への参加を明記。</p> <p><b>ボランティアとの連携</b>  災害時におけるボランティアが果たす役割の大きさを踏まえ、国及び地方公共団体は、ボランティアとの連携に努める。</p> <p>■<b>地区防災計画</b>  「自助・共助」による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、市町村の居住者等から地区防災計画を提案できる。</p>
⑤その他	<p>■<b>災害の定義の見直し</b>  災害の定義の例示に、崖崩れ・土石流・地滑りを追加。</p> <p>■<b>市町村災害対策本部員の構成</b>  事務組合など区域を管轄する消防長等も、併任の発令なしに、本部員の対象となるよう見直し。</p> <p>■<b>災害応急対策従事者の安全確保</b>  災害応急対策従事者の安全確保については、これまでも様々な形で対策が講じられてきたところであるが、東日本大震災の教訓を踏まえ、今後発生が予想される大規模広域な災害等に備えるため、本法においても規定。</p> <p>■<b>歳入欠かん等債の見直し</b>  発行可能年度の見直し、発行対象団体の要件の見直し、発行対象団体の要件の特例の創設。</p> <p>■<b>特定非常災害法の一部改正</b>  特定非常災害法について、相続の承認又は放棄をすべき期間に関する民法の特例を設ける。</p>

資料：内閣府政策統括管・消防庁次長、厚生労働省社会・援護局通達（平成 25 年 6 月 21 日）

#### (4) 水防法の一部改正

・平成 23 年 12 月に津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴い、関係法律の整備等が行われた。

■表 8 水防法の一部改正の概要（平成 23 年 12 月）

項目	概要
①「津波」の明確化	・水防法の目的等の規定において「津波」を明確化した。
②水防活動に従事する者の安全の確保	・水防計画について、津波の発生時の水防活動等危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならないこととした。
③特定緊急水防活動	・国土交通大臣は、著しく激甚な水災が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、洪水、津波又は高潮により侵入した水の排除等の特定緊急水防活動を行うことができることとした。

出典：国土交通省水管理・国土保全局資料

・平成 25 年 6 月の改正は、全国各地で豪雨災害が多発する一方、水防団員の減少等による地域の水防力の弱体化が進む中、多様な主体の参画により、地域の水防力の強化を図ることを趣旨としている。

■表 9 水防法の一部改正の概要（平成 25 年 6 月）

項目	概要
① 水防計画に基づく河川管理者の水防への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川管理者と協議の上、都道府県や水防管理者の定める水防計画に河川に関する情報の提供、水防訓練への参加等、河川管理者の水防活動への協力内容を位置づけることとした。</li> <li>・市町村長による避難勧告、避難指示の判断に資するため、河川管理者から関係市町村長に対し洪水予報等の情報を直接伝達することとした。 (従前は、河川管理者から都道府県経由で水防管理団体に伝達)</li> </ul>
②浸水想定区域内の地下街、高齢者等利用施設、大規模工場等における自主的な避難確保・浸水防止の取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村地域防災計画に定める浸水想定区域内の地下街、高齢者等利用施設、大規模工場等（以下「事業所等」）の所有者等に対し、市町村長から洪水予報等が直接伝達される。</li> <li>・上記事業所等について、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等が規定された。</li> </ul>
③水防協力団体の指定対象を拡大し、建設会社等の民間企業や大学、自治会、ボランティア団体等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防団等の水防活動に協力する「水防協力団体」について、営利法人を含む民間法人、法人格を有しない自治会等も対象とし、対象業務として水防資器材の保管・提供を追加した。</li> <li>・水防協力団体による河川区域内の水防倉庫等の設置について手続を簡素化した。（河川管理者との協議成立で土地の占用許可と見なす規定の追加）</li> </ul>

出典：国土交通省水管理・国土保全局資料

## (5) 大規模災害からの復興に関する法律の制定

- ・復興法については、阪神・淡路大震災以降、その制定の必要性が一部の有識者等により指摘されてきた。このような中で防災対策推進検討会議の最終報告において、大規模災害からの速やかな復興のため、発災後その都度特別立法を措置するのではなく、復興の枠組みをあらかじめ用意すべきとされたことを踏まえて制定された。本法の内容については、東日本大震災の際に個別に制定された法律の内容が反映されている。

■表 10 大規模災害からの復興に関する法律の制定の概要（平成 25 年 6 月）

項目	概要
①復興に関する組織等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■復興対策本部の設置           <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣総理大臣は、大規模災害が発生した場合において、復興を推進するために特別の必要があると認めるときは、内閣府に復興対策本部を設置することができるものとする。</li> </ul> </li> <li>■復興基本方針の策定           <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府は、当該災害からの復興のための施策に関する基本的な方針を定めるものとする。</li> </ul> </li> </ul>
②復興計画の作成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害を受けた市町村が、土地利用の再編などによる円滑かつ迅速な復興を図るため、政府の復興基本方針等に即して、復興計画を作成できるものとする。</li> <li>・大規模災害を受けた都道府県が、復興基本方針に即して、都道府県復興方針を定めることができるものとする。</li> </ul>
③復興計画等における特別の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興計画に関する協議会を設けて、そこでの協議等を経た復興計画を公表することで、土地利用基本計画の変更等をワンストップで処理できるものとする。</li> <li>・復興計画に記載された復興整備事業について、許認可等を緩和する特例を設けること。</li> <li>・復興の拠点となる市街地を整備するため一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を設けること。</li> <li>・大規模災害を受けた市町村等からの要請により都道府県等が都市計画の決定等を代行できるものとする。等</li> </ul>
④災害復旧事業に係る工事の国等による代行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害による被害を受けた地方公共団体を補完するため要請に基づいて、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業について国等が代行できるものとする。</li> </ul>
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、大規模災害が発生した場合、特別の必要があると認めるときは、別に法律で定めるところにより、復興のための財政上の措置等を速やかに講ずるものとする。等</li> </ul>

出典：内閣府資料

## (6) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

- ・東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 87 号）が施行され、法律の対象地震が東南海・南海地震から南海トラフ地震に拡大されるとともに、法律の題名が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」へと改めるなどの改正が行われた。

■表 11 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の概要（平成 25 年 11 月）

項目	概要
①南海トラフ地震防災対策推進地域の指定	南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、科学的に想定し得る最大規模の地震を想定し、内閣総理大臣が指定する。
②基本計画の作成	中央防災会議が作成する。



項目	概要
③推進計画の作成	<p>指定行政機関の長及び指定公共機関は、防災業務計画において、次の事項を定める（推進計画）とともに、津波避難対策施設整備の目標及び達成期間を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所、避難経路、消防用施設等の地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項</li> <li>・津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</li> <li>・防災訓練に関する事項</li> <li>・国、地方公共団体その他の関係者の連携協力の確保に関する事項 等</li> </ul> <p>地方防災会議等（都府県及び市町村）は地域防災計画において、上記の事項を定めるよう努め、市町村防災会議はこれらの事項に加え、津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる。</p>
④対策計画の作成	<p>推進地域内の医療機関、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の管理者等は、推進地域の指定から六月以内に、津波からの円滑な避難の確保に関する計画を作成し、都府県知事に届け出る。</p>
⑤南海トラフ地震防災対策推進協議会	<p>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に当たっては、国、関係地方公共団体、関係指定公共機関等が平常時から連携を密にとり、いざという事態に際し、密接に連携・協力して対処することが不可欠である。</p> <p>このため、関係者が一堂に会し、地震防災対策の推進に係る課題等に関する必要な協議を行うとともに、関係者が一体となって連携・協力して地震防災対策の実施に取り組むため、「南海トラフ地震防災対策推進協議会」が法定化された。</p>
⑥南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定	<p>推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（特別強化地域）として、内閣総理大臣が指定する。</p>
⑦津波避難対策緊急事業計画の作成	<p>市町村長は、都府県知事の意見を聴き、内閣総理大臣の同意を得て、以下の施設の整備（津波避難対策緊急事業）に関する計画を作成するとともに、当該津波避難対策緊急事業の目標及び達成期間を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所</li> <li>・避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路</li> <li>・集団移転促進事業及び集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であって、高齢者、障がい者、乳幼児、児童、生徒等の要配慮者が利用する政令で定める施設</li> </ul>
⑧津波避難対策緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波避難対策緊急事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合の特例</li> <li>・集団移転促進事業関連の施設移転に対する財政上の配慮等</li> </ul>
⑨津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業に係る特例措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法の特例（農地転用の許可要件の緩和）</li> <li>・集団移転促進法の特例（住宅団地の用地の取得等に要する経費の補助）</li> <li>・国土利用計画法等による協議等についての配慮</li> <li>・地方財政法の特例（施設の除却に地方債を充当）</li> </ul>

## (7) 南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)

- ・平成24年4月20日に南海トラフ巨大地震を対象として具体的な対策の検討を開始し、特に津波対策を中心として実行できる対策を速やかに強化していくことが重要との認識の下、当面取り組むべき対策等を中間報告として同年7月19日に策定し、その後、人的・建物被害の想定結果、ライフライン被害及び経済的な被害等の想定結果を公表し、これらの結果も踏まえ、平成25年5月に本最終報告がとりまとめられた。

■表 12 南海トラフ巨大地震対策について最終報告の概要

項目	概要
<p>主な課題と課題への対応の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■津波からの人命の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波対策の目標は「命を守る」、住民一人ひとりが主体的に迅速に適切に避難</li> <li>・即座に安全な場所への避難がなされるよう地域毎にあらゆる手段を講じる</li> </ul> </li> <li>■各般にわたる甚大な被害への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害の絶対量を減らす観点から、耐震化や火災対策などの事前防災が極めて重要</li> <li>・経済活動の継続を確保するため、住宅だけでなく、事業所などの対策も推進する必要</li> <li>・ライフラインやインフラの早期復旧につながる対策は、あらゆる応急対策の前提として重要</li> </ul> </li> <li>■超広域にわたる被害への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の応急対策、国の支援・公共団体間の応援のシステムが機能しなくなるおそれ</li> <li>・日本全体としての都道府県間の広域支援の枠組みの検討が必要</li> <li>・避難所に入る避難者のトリアージ、住宅の被災が軽微な被災者の在宅避難への誘導</li> <li>・被災地域は、まず地域で自活するという備えが必要</li> </ul> </li> <li>■国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地域のみならず日本全体に経済面で様々な影響</li> <li>・日本全体の経済的影響を減じるためには主に企業における対策が重要</li> <li>・経済への二次的波及を減じるインフラ・ライフライン施設の早期復旧</li> <li>・諸外国への情報発信が的確にできるような戦略的な備えの構築</li> </ul> </li> <li>■時間差発生等態様に応じた対策の確立 <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の時間差発生シナリオを検討し、二度にわたる被災に臨機応変に対応</li> </ul> </li> <li>■外力のレベルに応じた対策の確立 <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波対策は、海岸保全施設等はレベル1（L1）の津波を対象とし、レベル2（L2）の津波には「命を守る」ことを目標としてハード対策とソフト対策を総動員</li> <li>・地震動への対策は、施設分野毎の耐震基準を基に耐震化等を着実に推進</li> <li>・災害応急対策は、オールハザードアプローチの考え方に立って備えを強化</li> </ul> </li> </ul>
<p>対策を推進するための枠組の確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■計画的な取組のための体系の確立 <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な津波避難対策等の観点等から、対策推進のための法的枠組の確立が必要</li> <li>・南海トラフ巨大地震対策のマスタープランの策定とともに、事前防災戦略の具体化に当たっては、項目毎に目標や達成の時期等をプログラムとして明示</li> <li>・応急対策についても、具体的な活動内容に係る計画を策定</li> </ul> </li> <li>■対策を推進するための組織の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な連携・協働のための南海トラフ巨大地震対策協議会の積極的活用及び法的な位置づけの必要性</li> </ul> </li> <li>■戦略的な取組の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハード・ソフト両面にわたるバランスのとれた対策の総合化</li> <li>・府省を超えた連携、産官学民の連携など、国内のあらゆる力を結集</li> <li>・住民一人ひとりの主体的な防災行動が図られるよう、生涯にわたって災害から身を守り、生きることの大切さを育む文化を醸成</li> <li>・国、地方を通じた防災担当職員の資質向上や人材ネットワークの構築が大切</li> </ul> </li> </ul>

項目	概要
	<p>■訓練等を通じた対策手法の高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政・地域住民・事業者等の地域が一体となった総合的な防災訓練の継続的な実施</li> <li>・実践的な津波避難訓練による避難行動の個人への定着</li> </ul> <p>■科学的知見の蓄積と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震・津波及びその対策に関する様々な学問分野の学際的な連携</li> <li>・防災対策に関する応用技術の開発・普及の促進</li> </ul>
具体的に実施すべき対策	<p>■事前防災</p> <p>(津波防災対策、建築物の耐震化、火災対策、土砂災害・液状化対策、ライフライン・インフラの確保対策、教育・訓練、ボランティア活動、総合的な防災の向上 等)</p> <p>■災害発生時対応とそれへの備え</p> <p>(救助・救命、消火活動、緊急輸送活動、物資調達、避難者・帰宅困難者対応、ライフライン・インフラの復旧、防災情報対策、広域連携・支援体制 等)</p> <p>■ その他</p> <p>(被災地域内外における混乱の防止、多様な発生態様への対応、様々な地域的課題への対応、本格復旧・復興)</p>

## (8) 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針

・内閣府男女共同参画局より平成 25 年 5 月に、東日本大震災を含む、過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の基本的事項を示した指針が示された。

■表 13 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針の概要

項目	概要
基本的な考え方	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる</li> <li>2 「主体的な担い手」として女性を位置づける</li> <li>3 災害から受ける影響の男女の違い等に配慮する</li> <li>4 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する</li> <li>5 民間と行政の協働により男女共同参画を推進する</li> <li>6 男女共同参画センターや男女共同参画担当部局の役割を位置づける</li> <li>7 災害時要援護者への対応との連携に留意する</li> </ol>
必要とされる取組	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事前の備え・予防 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災担当部局の担当職員について、その男女比率を少なくとも庁内全体の職員の男女比率に近づけることや管理職への登用等、女性職員の採用・登用の促進に取り組むこと。</li> <li>・防災対策に男女共同参画の視点を反映するため、地方防災会議における女性委員の割合を高めること。</li> <li>・地域防災計画の作成、修正に際し、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を反映すること。</li> <li>・女性用品、乳幼児用品等の必要とされる物資について、あらかじめ一定程度を備蓄するとともに、倉庫業者、運送業者、コンビニエンスストア、スーパー等の関係団体・事業者等と協定を締結し、災害発生時に速やかに調達・輸送できるようにすること。</li> <li>・男女共同参画の視点からの災害対応について、参画型・体験型の学習機会を提供するなどして、性別、年齢等にかかわらず、多様な住民が自主的に考える機会を設けること。</li> <li>・自主防災組織における女性の参画を促進するとともに、リーダーに複数の女性が含まれるよう女性リーダーの育成を図ること。</li> </ul> </li> <li>2 災害発生直後の対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊産婦や乳幼児を連れた保護者は、避難に時間と支援を要することが多いため、関係機関、自主防災組織、近隣住民等の協力を得て、安全を確保できる場所への避難誘導・避難介助を行うこと。</li> <li>・救助・救援、医療及び消火活動、ライフラインの復旧等に係る業務が、子育てや介護等の家庭的責任を有する職員または社員等も参画して速やかに実施されるよう、災害直後から子育て・介護支援を実施すること。</li> <li>・帰宅困難者が大量に発生することが想定されている地域においては、平常時に協定等を締結した駅周辺の商業施設や大学等に対して、男女共用のスペースだけでなく、男女別のスペースを確保するよう要請すること。</li> </ul> </li> <li>3 避難所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・開設当初から、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースを設けること。仮設トイレは、男性に比べて女性の方が混みやすいことから、女性用トイレの数を多めにすることが望ましい。</li> <li>・避難所の管理責任者には、男女両方を配置すること。</li> <li>・避難者による自治的な運営組織には、男女両方が参画するとともに、責任者や副責任者等、役員のうち女性が少なくとも3割以上は参画することを目標にすること。</li> <li>・生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者から配布したり、女性専用スペースや女性トイレに常備しておくなど、配布方法を工夫すること。</li> <li>・女性や子どもに対する暴力等を予防するため、就寝場所や女性専用スペース等を巡回警備したり、防犯ブザーを配布するなど、安全・安心の確保に配慮すること。また、暴力を許さない環境づくりや、被害者への適切な対応を徹底すること。</li> </ul> </li> <li>4 応急仮設住宅 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者が孤立せず、入居者同士の交流等が図れるように、集会施設を設置するとともに、その運営を支援すること。</li> <li>・応急仮設住宅団地を設置した場合には、自治会等の育成を図り、自治会長や副会長等、役</li> </ul> </li> </ol>

項目	概要
	<p>員のうち女性が少なくとも3割以上は参画することを目標にすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレハブ型の応急仮設住宅や民間賃貸住宅を活用したみなし仮設住宅の入居者に対し、保健師等の専門職や男女両方の生活支援員等が巡回訪問等を行い、問題の把握及び解決に努めること。</li> <li>・生活環境の変化により、女性が様々な不安や悩み、ストレスを抱えることや、女性に対する暴力等が懸念されることから、男女共同参画センターや民間支援団体等と積極的に連携を図りながら、相談窓口や女性に対する暴力等の予防の方法について周知すること。</li> <li>・男性としての重圧や他人に弱音を吐くことを避ける傾向にある男性の精神面での孤立が課題となってくることから、男性に対する相談体制を整備するとともに、相談窓口の周知方法を工夫すること。</li> </ul> <p><b>5 復旧・復興</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興計画の作成に際し、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を反映すること。</li> <li>・住民の意見集約に当たっては、必要に応じて女性だけの話し合いの場を設けるなど、生活者の視点に立った具体的な提案を出しやすい環境を整備すること。</li> <li>・災害公営住宅を整備するに当たっては、計画・設計の段階において意思決定の場に女性が参画するとともに、これらの意見を踏まえた住宅を建設すること。住宅には、入居者同士の交流等が図れるよう、集会等に利用するための施設を設置することが望ましい。</li> <li>・被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策や、職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を実施するに当たっては、女性の雇用機会を確保すること。</li> <li>・男女共同参画センターは、平常時から行っている相談事業、情報提供事業、広報・啓発事業等に加え、地方公共団体の関係機関や地域の人材・団体との連携等を通じて、男女共同参画の視点からの情報提供や相談対応、男女共同参画に関する課題に取り組むNPOやボランティアの活動拠点等の被災者支援を行うことが考えられる。</li> </ul> <p><b>6 広域的避難の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害等において被災者が広域的な避難を行う場合、全国避難者情報システムへの登録を呼びかけるとともに、特に、女性は子どもとともに母子で避難することが多いと想定されることから、実態やニーズを把握し、必要な対策を講じること。</li> </ul> <p><b>7 各段階における支援者への啓発と支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間支援団体やボランティア等が被災地において支援を行う際は、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援の在り方等について周知・伝達するよう努めること。</li> </ul> <p><b>8 男女別統計の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災・復興の施策を推進する際に男女共同参画の視点を反映するためには、男女が置かれている状況をデータ等により客観的に把握することが重要であることから、災害発生時は、被災者及び災害対応を行う者に関して、男女別統計の整備に努めること。</li> </ul>

資料：男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（平成25年5月31日）

## (9) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

- ・災害対策基本法の一部改正により、新たに、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への提供等の規定が設けられたことを受け、平成 25 年 8 月に、内閣府（防災担当）より市町村を対象に、その事務に係る取組方法等が指針として示された。

■表 14 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の概要

項目	概要
<p>第Ⅰ部 改正災対法に基づき取り組む必要がある事項</p>	<p><b>第1 全体計画・地域防災計画の策定</b>            避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、下位計画として全体計画を定めること。</p> <p><b>第2 避難行動要支援者名簿の作成等</b></p> <p><b>1 要配慮者の把握</b>            関係部局等が把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を把握すること。</p> <p><b>2 避難行動要支援者名簿の作成</b>            要介護状態区分、障がい支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、名簿を作成すること。            （要件からもれた者も、自ら名簿への掲載を求めることができること）</p> <p><b>3 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有</b>            避難支援に必要な情報を適宜更新し、関係者間で共有すること。</p> <p><b>4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村担当部局が避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など、直接働きかけることにより、平常時から、名簿情報を広く支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行うこと。</li> <li>・情報管理を図るよう必要な措置を講じること。（当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する、施錠可能な場所での保管の徹底、必要以上に複製しない、研修会の開催等）</li> </ul> <p><b>第3 発災時における避難行動要支援者名簿の活用</b></p> <p><b>1 避難のための情報伝達</b>            防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がいの区分等に配慮し、多様な手段を用いて情報伝達を行うこと。            （聴覚障がい者用情報受信装置、受信メールを読み上げる携帯電話等）</p> <p><b>2 避難行動要支援者の避難支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平常時から名簿情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うこと。</li> <li>・避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意すること。</li> <li>・平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めること。</li> </ul> <p><b>3 避難行動要支援者の安否確認の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安否確認を行う際に、避難行動要支援者名簿を有効に活用すること。</li> <li>・安否確認を外部（民間企業、福祉事業者）に委託するときには、災害発生前に協定を結んでおくこと。</li> </ul> <p><b>4 避難場所以降の避難行動要支援者への対応</b>            地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、避難場所から避難所への運送を行うこと。</p>
<p>第Ⅱ部 さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項</p>	<p><b>第4 個別計画の策定</b>            地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村又はコーディネーター（民生委員等）が中心となって、避難行動要支援者と打合せ、具体的な避難方法等についての個別計画を策定すること。</p> <p><b>第5 避難行動支援に係る地域の共助力の向上</b>            地域の特性や実情を踏まえつつ、防災や福祉、保健、医療等の各分野間の関係者や機関同士が連携して、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や障がい者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災関係者に対する地域の防災力を高めるための研修を行うこと</li> <li>・民間団体等（民間企業、ボランティア団体等）との連携を図るとともに、防災訓練により、情報伝達や避難支援が実際に機能するか点検することなどを適切に取り組むこと</li> </ul>

資料：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の概要（平成 25 年 8 月）

## (10) 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針

- ・災害対策基本法の一部改正により、市町村（特別区を含む。）には、避難所における良好な生活環境を確保し、被災者の避難生活に対するきめ細やかな支援を実施することが求められるが、その取組に当たっての参考となるよう、平成 25 年 8 月に、内閣府（防災担当）より市町村を対象に、生活環境の確保に関する事項が指針として示された。

■表 15 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針の概要

項目	概要
第 1 平常時における対応	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の組織体制と応援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「避難所運営準備会議（仮称）」の設置</li> <li>・避難所の運営管理者となりうる者を対象とした研修や訓練の実施</li> </ul> </li> <li>2 避難所の指定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災・安全交付金、耐震対策緊急促進事業、公立学校施設整備事業等の活用の検討</li> <li>・福祉避難所の整備</li> </ul> </li> <li>3 指定避難所等の周知 <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者に配慮した避難所の周知方法の準備</li> <li>・指定した福祉避難所に関する情報の周知</li> </ul> </li> <li>4 避難所における備蓄等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料・飲料水の備蓄（アルファーム等の白米と牛乳アレルギー対応ミルクの備蓄等）</li> <li>・仮設トイレ、紙おむつ、生理用品、燃料、自家発電装置、非常用発電機等の備蓄の検討</li> </ul> </li> <li>5 避難所運営の手引（マニュアル）の作成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者に対する必要な支援を盛り込むこと</li> <li>・担当者以外の者でも避難所を立ち上げることができるような簡易な手引の整備</li> </ul> </li> </ol>
第 2 発災後における対応	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の設置と機能整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置した避難所の数が不足する場合、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ</li> <li>・避難所不足時に優先的に入所させる避難者の検討</li> <li>・バリアフリー化、福祉避難室用のスペースの確保、男女別トイレ等の確保</li> </ul> </li> <li>2 避難所リスト及び避難者名簿の作成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・開設している避難所のリスト化</li> <li>・氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等を記載した「名簿」の作成</li> <li>・避難者名簿から被災者台帳への引き継ぎ</li> </ul> </li> <li>3 避難所の運営主体 <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営責任者の配置、避難者自身の役割分担の明確化</li> <li>・様々な被災者の意見やニーズを吸い上げた避難所の運営</li> </ul> </li> <li>4 福祉避難所の管理・運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な福祉・保健医療サービスの提供や相談等に当たる介助員等の配置</li> </ul> </li> <li>5 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所における食事の原材料表示、避難者自身によるアレルギー原因食品の情報提供</li> <li>・各避難所への保健師等の巡回、避難所内の清潔保持等の環境整備</li> </ul> </li> <li>6 被災者への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者・要配慮者への情報の提供</li> <li>・市町村と避難所や地域間の相互の情報提供ルートの確立</li> </ul> </li> <li>7 相談窓口 <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な避難者の意見を吸い上げるための相談窓口の設置</li> <li>・就労支援等の相談窓口の設置</li> </ul> </li> <li>8 在宅避難 <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等への見守り機能の充実・支援物資提供等</li> <li>・被災者台帳の活用などによる避難所を拠点とした支援の実施（状況把握等）</li> </ul> </li> </ol>

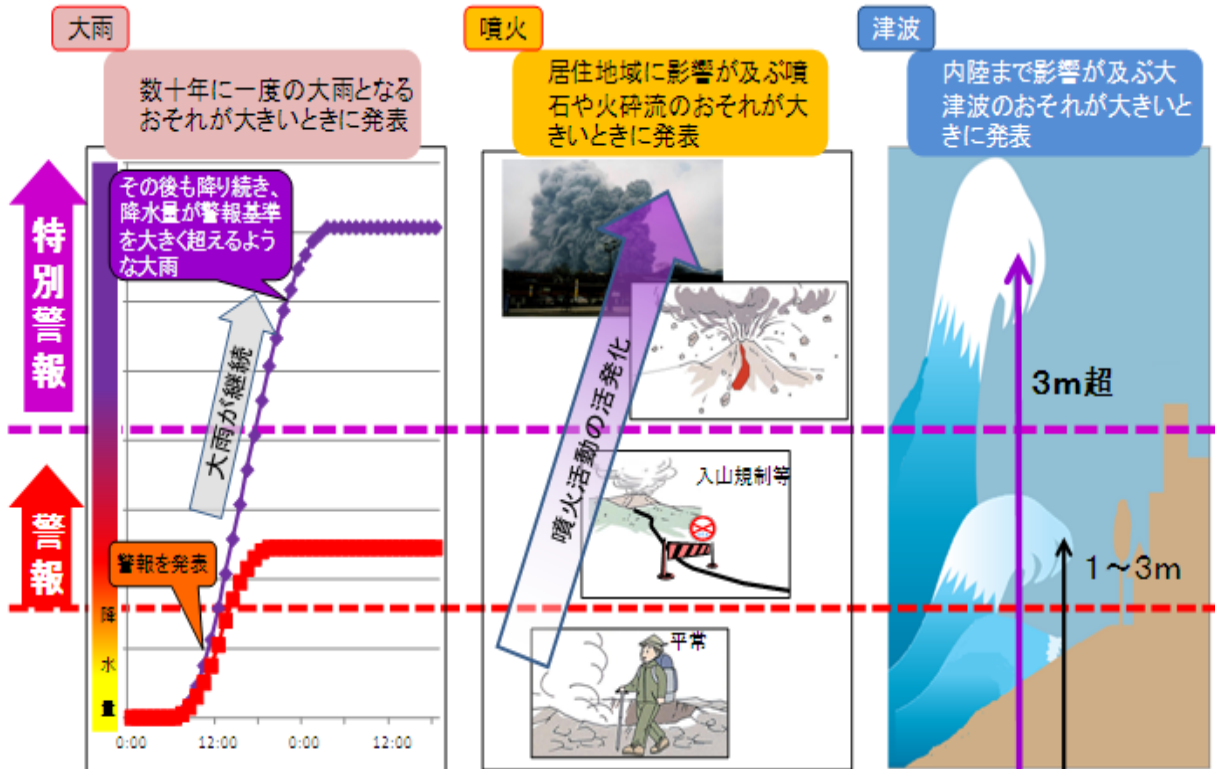
資料：避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針の概要（平成 25 年 8 月）

## (11) 特別警報の運用

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていた。

これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けることとしている。(平成25年8月30日(金)0時から運用開始)

## 「特別警報」イメージ

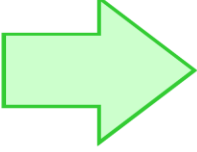


### 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	現在想定している基準	過去の対象事例
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	平成24年7月九州北部豪雨(死者行方不明者32人) 平成23年台風第12号(死者行方不明者98人)
地面現象(土砂災害)		
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	昭和34年伊勢湾台風(死者行方不明者5,000人以上) 昭和9年室戸台風(死者行方不明者3,000人以上)
高潮		
波浪		
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	昭和56年豪雪(死者・行方不明者152人) 昭和38年1月豪雪(死者・行方不明者231人)
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	



## 特別警報の創設による津波警報体系

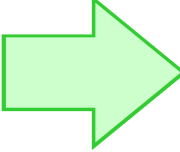
(改正法施行前)			(改正法施行後)	
大津波警報	警報		3m超 3m	特別警報
津波警報		1m超 1m	警報	津波警報
津波注意報	注意報	20cm	注意報	津波注意報
津波予報	予報	若干の海面変動 津波無し	予報	津波予報

(注) 法律上厳密にいうと、特別警報は警報の一部であり、警報及び注意報は予報の一部であるが、体系の対比が容易になるよう、図を単純化している。

地震（地震動）に関する特別警報の発表基準案

現行の緊急地震速報（警報）における震度6弱以上を予想したものを特別警報と位置付ける。

## 特別警報の創設による地震動警報体系

(改正法施行前)			(改正法施行後)	
緊急地震速報(警報)	警報		震度6弱以上	特別警報
緊急地震速報(予報)		震度5弱以上	警報	緊急地震速報(予報)
緊急地震速報(予報)	予報	震度3以上or M3.5以上	予報	緊急地震速報(予報)

(注) 法律上厳密にいうと、特別警報は警報の一部であり、警報及び注意報は予報の一部であるが、体系の対比が容易になるよう、図を単純化している。

## 2. 関西広域連合の動向

### (1) 関西広域連合の概要

設立年月日	平成 22 年 12 月 1 日
構成団体	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市（平成 24 年 8 月 14 日現在）
実施事務	広域的な行政課題に関する事務のうち、府県よりも広域の行政体が担うべき事務 ・ 広域防災、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全、資格試験・免許等、広域職員研修の 7 分野の事務 ・ 国の出先機関からの事務・権限の移譲 ・ 将来的には、7 分野の事務の拡充や新たな分野の事務

### (2) 関西広域防災計画「関西防災・減災プラン」の特徴

関西広域連合では、南海トラフの巨大地震や近畿圏直下型地震等の発生による大規模広域災害に対し、関西がとるべき対応方針や具体的な連携体制とその体制の構築のために広域連合等が実施する事務を定めた関西広域防災計画「関西防災・減災プラン（「総則編」、「地震・津波災害対策編」、「原子力災害対策編」、「資料編」）」が策定されており、このプランの特徴は次の 6 点にとりまとめられている。

#### ① 全国初の本格的な広域にわたる防災・減災プラン

- ・ 関西が一体となって災害対策を実施
- ・ 関西で発生した災害への対応だけでなく関西以外の地域への応援も実施

#### ② 「受援」のあり方に踏み込んだプラン

- ・ 応援側が被災現地に飛び込み、被災自治体とともに情報収集し、支援ニーズに応える受援体制を構築

#### ③ 「初動対応」、「応急対応」に加え、「復旧・復興」過程を含めてシナリオ化したプラン

- ・ とすれば、混乱しがちな災害現場において、一歩先を見据えた対策が実施できるよう手続きや内容をシナリオ化

#### ④ 広域連合のみならず防災関係機関の対応を網羅し、災害対応オペレーションの全体像を明示したプラン

- ・ 初動、応急、復旧・復興のそれぞれのステージ、対応すべき事項ごとに、それぞれの事項に係る関係機関の具体的な動きを、特に応援・受援に関するものを中心に災害対応のオペレーションを明示

#### ⑤ 構成府県、市町村だけでなく、企業、ボランティア団体、府県民と連携・協力を進めるプラン

- ・ 大規模広域災害時に欠かすことのできない民間の力を円滑に発揮して頂くため、平常時からの連携の強化と災害時の協力の方策を構築

#### ⑥ 未曾有といわれた 2 つの大震災の教訓を盛り込んだプラン

- ・ 初動体制の大切さ、防災関係機関やボランティアとの連携、住民主体の創造的復興、減災対策の大切さなど阪神・淡路大震災の経験と教訓を反映
- ・ カウンターパート方式による支援、被災地のニーズ等を直接把握し、応援活動を行う現地支援本部の設置、迅速・的確な救援物資の調達・配送のしくみづくりなど、東日本大震災の支援の成果と課題を反映

### 3. 大阪府の動向

#### (1) 大阪府地域防災計画修正（平成 24 年度）の概要

大阪府地域防災計画（平成 24 年度）の見直しのポイントは、次の 12 点に整理されている。

なお、大阪府では、国等から示される新たな知見に基づいて、津波シミュレーション・被害想定を平成 24 年度に実施し、その結果に基づく防災対策の見直し内容等の反映を含め、大阪府地域防災計画を継続的に修正することとされている。

##### ① 自然災害対策の基本的考え方の見直し

- ・ 災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせる。
- ・ 自然災害対策としては、防御施設等の整備によるハード対策で人命・財産を守ることに加えて、ハード対策の水準を上回るような最大クラスの自然現象にあつては、住民の生命を守ることを最優先として、避難対策や住民への啓発等のソフト対策とハード対策を組み合わせた多重防御で対応。

##### ② 様々な自然災害のリスク開示と人命を守ることを最優先にした防災対策

- ・ 「人命を守る」ことを最優先に、“逃げる、凌ぐ、防ぐ※”を組み合わせた総合的な減災対策を行う。
- ・ 地震、津波や大雨洪水、土砂災害など様々な自然災害のリスクを府民に示し、共有する。
- ・ 市町村長が行う避難勧告等の判断基準を見直すとともに、新たに低い場所から高い場所への垂直避難や一時避難等の避難行動を取入れる。
- ・ 同報系無線や広報車に加え、おおさか防災ネットや緊急速報メール等、多様な情報提供ルートを確認し、府民に緊急避難情報を伝達。  
※ “防ぐ” に関し、防潮堤等によるハード対策は、国の知見を踏まえた津波被害想定を踏まえ、施設の整備水準を設定した上で、対策を検討。次年度以降の地域防災計画修正に反映。

##### ③ 東日本大震災クラスの津波を前提とした津波災害対策の実施

- ・ 「津波災害予防対策」を[災害予防対策]の 1 節として新たに追加。
- ・ 東日本大震災クラスの津波を前提とした津波災害対策の実施。
- ・ G P S 波浪計等を活用した確実な津波情報の収集と防災対策への活用。
- ・ あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その結果に基づく対策を推進。
- ・ 「発生頻度の高い津波」、「起こりうる可能性のある最大規模の津波」ごとに想定を実施し、ハード・ソフトを組み合わせる「多重防御」による津波防災地域づくりを推進。
- ・ 東日本大震災クラスの津波が襲来することを想定し、当面、津波高をこれまでの被害想定のおよそ 2 倍に仮定した場合の浸水想定に基づき、沿岸市町と津波避難ビルの確保をはじめとした津波避難対策を実施。（今後、津波防災地域づくり法に基づき、市町村で津波避難計画を作成）

##### ④ 防災拠点機能の確保・充実

- ・ 防災拠点の定義として、災害対策上の「司令塔機能」「現地司令塔機能」「物資等の備蓄・集積及び輸送基地」「消防・警察・自衛隊等の応援部隊の集結地」「医療救護を行う災害拠点病院」であることを明確化。大阪府では府庁新別館北館 2 階に防災センターを整備するとともに、バックアップの選定確保を実施。

##### ⑤ 無線設備・非常用電源の耐水化、防災行政無線の 2 ルート化

- ・ 防災拠点の無線設備や非常用電源設備について、耐震性のある堅固な場所であるだけでなく、津波や洪水による浸水のない階層への設置やかさ上げ等を図るとともに、防災行政無線の 2 ルート化を進める。

## ⑥ 行政機能にダメージを受けた市町村支援

- ・ 災害対策を円滑に行うとともに、災害時でも停止することが許されない住民サービスを維持継続するため、市町村BCPの策定と運用を促進。
- ・ 大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難になることを視野に入れて、必要な体制整備を実施。府は、被災市町村の初動時の災害応急対策の実施を支援するため、府職員を派遣する体制を整備。

## ⑦ 関西広域連合を通じた広域防災体制の構築

- ・ 関西広域連合を災害対策上の防災関係機関に位置づける。
- ・ 関西広域連合等による広域応援・受援の具体的手順を定めるとともに、九州地方知事会など、他ブロックとの相互応援体制を整備。また、近畿府県合同による広域的な防災訓練等を実施。
- ・ 救援物資の集積・配送や帰宅困難者対策などにおいて、企業等の協力が円滑に得られるよう、関西広域連合・企業等間の協定締結をすすめる。

## ⑧ 広域防災体制の構築

- ・ 山間部と湾岸部を櫛の歯に結ぶ接続路を新たに広域緊急交通路として選定し、津波により沿岸部の緊急交通路が通行できない場合のリダンダンシー（多重性）を確保する。また、物資輸送や帰宅困難者等の代替輸送のため、災害時に海上輸送を確保する仕組みを講じる。
- ・ 府・市町村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域的処理体制の確立に努める。

## ⑨ 大都市圏特有の災害リスクへの対応

- ・ 帰宅困難者対策の普及・啓発、民間企業主体の駅周辺滞留者対策、道路・鉄道情報の共有と提供の仕組みづくり、徒歩帰宅者支援の環境整備等、総合的に対策を実施。
- ・ 地下街において、津波や洪水による浸水から安全に確実に避難できるよう対策をすすめる。（事業者等が避難確保計画を策定）

## ⑩ 被災者のニーズを踏まえた避難収容対策

- ・ 大規模災害時には物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立ち、初期対応に十分な量を備蓄する。備蓄すべき物資として、パック水・缶詰水等の飲料水、仮設風呂・シャワーを追加。
- ・ 応急仮設住宅の建設が可能な用地を円滑に確保できるよう、その事前把握等に努める。
- ・ 避難所運営に際し、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める等生活環境への配慮を行うとともに、女性の参画の推進、女性や子育て家庭のニーズへの配慮に努める。

## ⑪ 府民への災害知識の普及・防災教育の充実

- ・ 過去の災害教訓・伝承の継承、強い揺れを感じたら迷わず迅速に避難する等の防災知識の普及、災害時に家族間連絡手段等の事前確認等の啓発、実践的な避難訓練等を通じた防災教育の充実を図るとともに、防災教育を学校にとどまらず、幅広い主体に対して展開。

## ⑫ 地域住民による防災力向上の取組み促進

- ・ 新たな津波ハザードマップの整備及び府民への周知、住民参加による防災マップづくり等、住民自ら災害リスク、避難所、避難経路等を知り、行動を考えることを通じた地域防災力向上の取組みを促進する。
- ・ 防災関係機関・住民が連携した避難訓練等の実施と定着を図る。

## (2) 大阪府地域防災計画修正（平成 25 年度）の概要

南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会は、中央防災会議が示した南海トラフ巨大地震に係る被害想定や対策を踏まえ、府域の詳細な被害想定を明らかにした上で、その対策の方向性等について検討を重ね、平成 26 年 1 月 24 日に報告を取りまとめた。

その報告を踏まえ、大阪府防災会議は、大阪府地域防災計画の修正案を作成した。

## I 基本方針

(主な修正項目)

### 【防災の基本方針】

- 基本理念として「減災」を、基本方針として「5つの方針」を規定  
→ I 命を守る、II 命をつなぐ、III 必要不可欠な行政機能の維持、IV 経済活動の機能維持  
V 迅速な復旧・復興
- 災害対策の実施にあたって「多様な主体の自発的な防災活動の推進」を規定
- 「災害予防」「災害応急」「災害復旧・復興」の各段階における対策の方向性を規定

## II 南海トラフ巨大地震

### ① 危機管理体制の再構築

(主な修正項目)

#### 【府、市町村の防災機能強化】《府、市町村》

- 地域防災会議への女性はじめ多様な主体の参画促進
- 南海トラフ巨大地震を想定したBCPの作成
- BCPの実行可能性等を検証する訓練の実施
- 幹部を含めた職員への防災教育の一層の充実
- 災害応急対策に従事する者の安全確保
- 自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策
- 内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を行った場合の応急対策

#### 【情報収集伝達体制の強化】《府、市町村》

- 大阪府防災行政無線の強化
  - ・災害拠点病院への防災行政無線の整備
- 緊急地震速報・大津波警報の設定と情報伝達の整備
- 情報収集伝達手段の多重化・多様化
  - ・地理空間情報、住民からの情報（おおさか減災プロジェクト、SNSの活用等）、かんさい生活情報ネットワーク
- 情報のトリアージの導入
  - ・情報の重要度、発信者の属性等の観点からトリアージを行い、適切な応急対応を実施
- 被災者の安否情報等、住民等からの問い合わせ対応に向けた体制の整備
- 職員緊急連絡用携帯電話の災害時優先登録
- リエゾン（災害対策現地情報連絡員）の配置
  - ・被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対して技術的に支援し、情報を共有

#### 【市町村への支援体制の強化】《府、市町村》

- 府内市町村への支援体制の整備
  - ・市町村長から知事への災害応急対策の応援、応急措置の実施要請等
  - ・知事から市町村長への災害応急対策・応急措置の応援・実施指示
  - ・知事による市町村長が実施すべき応急措置の全部又は一部の代行等
- 市町村における情報収集伝達体制の強化
  - ・府職員の市町村派遣体制の整備等
  - ・府に報告できない場合の内閣総理大臣への報告

#### 【行政機関と民間が連携した防災体制の構築】《府、市町村、事業者、ボランティア》

- 府、市町村の基本的責務において「ボランティアとの連携」を規定
- ボランティアとの連携強化

- ・ミスマッチ解消に向けたコーディネート、ボランティア活動環境の整備等
- ・防災協定の締結推進

○事業者との連携強化

- ・事業者の基本的責務において「災害応急対策等に必要な物資等の提供等を行う事業者の事業活動の継続及び防災に関する施策への協力」を規定
- ・民間事業者に委託可能な災害対策業務の協定締結の推進等

**【広域的防災体制等の強化】《国、府、市町村、関西広域連合》**

○府県間の応援システムの強化

- ・遠方所在自治体等との防災協定締結の推進、内閣総理大臣に対する応援の要求等

○関西広域連合への応援要請内容の充実

- ・発災直後の緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣、広域避難の調整等

○指定行政機関等の長等に対する応援の要求

○災害発生自治体への支援体制の整備

- ・被害が比較的軽微な場合に被害の甚大な地域に対する積極的に支援を行う旨の規定
- ・他府県知事からの応援の要求に対する応諾
- ・内閣総理大臣からの応援の要求を踏まえた府内市町村長への応援依頼等

**② 自助・共助の充実**

(主な修正項目)

**【地域防災力の向上と継続・発展】《府、市町村、個人、事業者、地域、ボランティア》**

○府、市町村の基本的責務において「地域防災力の強化」、「ボランティアとの連携」を規定

○地域防災力の向上と継続・発展に資するため、地域コミュニティの活性化や消防団等との連携等を通じた自主防災体制の整備を規定

○地域コミュニティを活性化するため、女性はじめ多様な主体の参画、ボランティアのネットワーク化等の推進

○地区防災計画の策定

- ・多様な主体が参画した地区防災計画の策定、市町村地域防災計画への反映
- ・住民及び当該地区に事業所を有する事業者の自発的な防災活動の推進

○市町村地域防災計画に地域防災力の充実強化に関する事項を、地区防災計画に具体的な事業計画の策定を規定

○ボランティアの活動環境の整備において「地域コミュニティ活性化への寄与」、「NPO等の有償ボランティア活動との連携」、「地域のボランティア活動の支援」等を規定

**【防災意識の高揚】《府、市町村、個人》**

○住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に向けて、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じた取組みを行うことを規定

○住民の基本的責務において「食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練の参加等」、「過去の災害から得られた教訓の伝承」を規定

○住民に対する普及啓発内容等の充実

- ・災害等の知識（過去の災害から得られた教訓の伝承、地域社会への貢献等）
- ・災害への備え（1週間分以上の日常備蓄の呼びかけ、家庭動物との同行避難や避難所での飼養の準備、地震保険等の加入促進）
- ・災害時の行動（自らの安全を確保した上での応急対応等の防災活動への参加、被害軽微時の生活物資提供、物資買占め自粛等の協力要請時の協力等）
- ・南海トラフ巨大地震の被害想定等、最新の知見等を反映した啓発コンテンツの作成

**【防災教育の充実】《府、市町村、地域、ボランティア》**

- 「学校における防災教育」の重要性を規定するとともに、「地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材の育成」をめざすことを規定
- 学校における防災教育の内容等の充実
  - ・内容において「地域社会の一員としての自覚の育成」を規定
  - ・方法において「自主防災組織、ボランティア等との連携」を規定
  - ・学校における防災教育の手引きの活用
- 教職員研修の充実
  - ・災害に関する知識習得、各校の実践的な防災教育事例
- 消防団による小学校等での防災教育の実施

### 【消防団・水防団の機能強化】《府、市町村、地域》

- 消防団の活性化
  - ・「消防団の強化」、「事業者や大学等への協力」を規定
  - ・処遇改善、ライフジャケット等安全確保用装備や詰所の整備
  - ・自主防災組織等との連携強化（教育訓練）
- 消防団員の安全確保対策
- 水防団の活性化
  - ・「水防団の強化」を規定
  - ・青年・女性等の団員への参加促進、処遇改善、多様な主体を水防協力団体として指定
  - ・研修・訓練や水防活動の拠点施設の整備
- 水防団員の安全確保対策

### 【企業防災の促進】《府、市町村、事業者》

- 事業者の基本的責務において「災害応急対策等に必要な物資等の提供等を行う事業者の事業活動の継続及び防災に関する施策への協力」を規定【再掲】
- 企業防災の促進にあたって「災害時に企業が果たす役割」を十分認識することを規定
  - ・生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生
- 事業者による自主防災体制の整備
  - ・府、市町村との間の地域貢献に関する協定締結の推進
- 事業継続計画（BCP）とともに、事業継続マネジメント（BCM）の取組みの推進

## ③ 「逃げる」ための対策の総合化

（主な修正項目）

### 【津波に対するリスクコミュニケーションの強化】《国、府、沿岸市町、事業者、地域、ボランティア》

- 知識の普及・啓発の充実[予防P106・P107]
  - ・津波に対する基本的事項として「避難した後、すぐに自宅に戻らないこと」等を規定
  - ・普及啓発方法に「啓発ポータルサイト等の活用」、「住民参加型のワークショップ等を活用した津波ハザードマップの作成」、「観光客への配慮」を規定
  - ・南海トラフ巨大地震に係る相談窓口の設置
  - ・《防災意識の高揚》《防災教育の充実》【再掲】
- 情報伝達体制の強化
  - ・大阪府版避難勧告等の判断・伝達マニュアル（津波版）及び作成ガイドラインの策定
  - ・登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等を活用した住民への周知
  - ・大津波警報の設定と情報伝達の整備【再掲】
  - ・安全性を確認した避難勧告の解除
- 津波からの避難誘導體制の強化
  - ・津波から「逃げる」とともに、津波被害による要救助者を保護するための対策を取りまと

- めた津波避難計画等及び同策定指針の策定
- ・水防活動に従事する者の安全確保、水防と河川管理の連携強化
- ・学校・医療機関、大規模施設等の津波避難誘導體制の整備
- ・学校単位の応急対策（避難方法、保護者への連絡等）の整備
- 津波からの避難関連施設の整備
  - ・指定緊急避難場所や津波避難ビル等の指定要件の明確化等
- 南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練の実施

#### 【避難対策全般の強化】《府、市町村、事業者、地域、ボランティア》

- 避難誘導體制の強化
  - ・避難計画の作成、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等による住民等への周知徹底
  - ・不特定多数の者が利用する施設の管理者の避難誘導計画の作成等
  - ・学校における防災計画の作成等校内防災体制の確立
  - ・学校における保護者への引き渡しルールの作成
  - ・未就学児童の確実な避難に向けた施設と市町村、施設間の連携強化
  - ・《消防団・水防団の機能強化》【再掲】
- 避難関連施設の整備
  - ・既存の避難場所、避難路の再点検
  - ・指定緊急避難場所の指定要件の明確化等

#### 【避難行動要支援者への支援体制の強化】《府、市町村、事業者、地域、ボランティア》

- 避難行動要支援者支援プラン及び作成指針の策定
- 市町村地域防災計画に、避難行動要支援者の避難誘導、安否確認等を規定
- 全体計画・避難行動要支援者名簿・個別計画の策定
  - ・避難行動要支援者名簿の共有と情報漏えい防止措置
  - ・避難行動要支援者の情報把握等の強化（民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア等の連携）
- 避難誘導や避難所生活支援に係る訓練の実施
- 避難行動要支援者に配慮した避難指示・避難勧告・避難誘導の実施、避難情報の周知
- 本人同意に関わらず避難行動要支援者名簿を活用した安否確認等
- 地域防災リーダー等、支援者の育成

#### 【社会福祉施設の機能強化】《府、市町村、事業者》

- 社会福祉施設と同種施設等との施設利用者受入れに関する災害協定締結の推進等
- 社会福祉施設への派遣職員登録要請や職員派遣協力協定の締結等、災害時における介護職員の派遣体制の整備
- 社会福祉施設管理者による災害対策マニュアルの作成・避難訓練の実施

### ④ 被災者のQOLの向上（応急対応の最適化）

（主な修正項目）

#### 【府、市町村のオペレーション機能の強化】《府、市町村》

- 長期間の災害応急対策が可能なオペレーション体制の検討
  - ・ボランティアや民間企業との連携体制、物資やボランティアの mismatch 解消
  - ・生存率が急激に低下するとされる発災後 72 時間までの対応とそれ以降の対応

#### 【避難所等における生活環境の向上等】《府、市町村、事業者、地域、ボランティア》

- 良好な指定避難所の確保
  - ・避難者等の発生規模と避難所や応急住宅の受入れ能力等の事前評価
  - ・公的・民間施設の利用拡大、在宅避難への誘導等による受入れ能力の確保



- ・避難所の設置場所や施設構造等の要件改善、住民への周知徹底
- ・学校を指定避難所とする場合の配慮
- 安全で安心な避難生活
  - ・避難所及び避難所に滞在できない被災者に対する物資の安定供給等
  - ・避難所運営への女性の参画
  - ・災害情報入手に資する機器等の整備
  - ・巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所の安全確保
- 要配慮者への一層の配慮
  - ・避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等による応援
  - ・応急仮設住宅への優先入居、高齢者・障がい者向け応急仮設住宅の設置、情報提供等
  - ・災害ボランティアや通訳ボランティアの派遣
- 避難所の早期解消
  - ・被災建築物応急危険度判定等の活用による早期帰宅の推進
  - ・自宅へ戻った被災者に対する物資の安定供給
- 避難所に滞在する避難者の低減方策の検討
- 住宅の早期供給方策の検討

**【必要物資の供給体制の強化】〈府、市町村、事業者〉**

- 防災拠点における物資集配体制の強化
  - ・民間事業者との連携による迅速かつ効率的な物資集配体制
- 市町村間での共同備蓄や相互融通体制の整備
- 備蓄項目に「簡易ベッド、間仕切り等」を追加
- 緊急物資の供給に「要配慮者や男女のニーズの違い等への配慮」を規定
- 在宅避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、広域避難者への物資等供給
- 供給物資が不足した場合の調達体制の整備
  - ・府、市町村から国へ、市町村から府への要請体制
  - ・市町村からの要請を待たずとも、物資を確保し供給する府のプッシュ型支援体制
- 指定公共機関等に対する物資等の運送要請
- 海外の自治体との地域レベルの支援受入れ等協力体制の検討

**【広域避難体制の整備】〈府、市町村、事業者〉**

- 広域一時滞在の体制整備
  - ・他の府県との広域一時滞りに係る応援協定締結の推進
  - ・発災時の具体的な避難・受入方法を含めた協議方法、手順の作成
  - ・知事による代行協議の実施
  - ・他の市町村からの被災者の受入れに向けた協議の方法、施設等の確保
- 指定公共機関等に対する被災者の運送要請等
  - ・運送事業者である指定公共機関等に対する被災者の運送要請・指示、協定締結

**【緊急輸送路の確保】〈国、府、市町村〉**

- 広域緊急交通路沿道建物の耐震化促進
- 港湾機能の強化
  - ・港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続、緊急輸送等災害時に必要な航路等の確保、航路等の水域沿いの民間港湾施設の適切な維持管理等の検討
- 公共施設等へのヘリサインの整備

**【社会環境の維持】〈府、市町村、地域〉**

- 警戒活動の強化

- ・被災地における府警本部と自主防犯組織等が連携したパトロール、生活安全に関する情報等の提供
- ・災害に便乗した犯罪の取締及び被害防止の強化

○衛生状態の保持

- ・施設の耐震性等の配慮、応急対策に必要な資機材の備蓄や体制整備
- ・し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数について、事前の把握及び確保
- ・ごみ処理に係る一時保管場所の候補地の事前の検討及び一時保管場所の衛生状態を保持するために必要な薬剤の備蓄確保
- ・広域的な処理体制の整備

○遺体処理の適正化

- ・処理方法の適正化、民間と連携した資機材の確保、遺体保管・運搬体制等の整備
- ・火葬場の耐震化、耐浪化、遺体安置所の設定

○物価の安定（災害緊急事態布告時の生活必需品等の買い控え協力）

**【医療救護体制の強化】《府、市町村、事業者》**

○医療救護活動に関する組織体制の整備

- ・災害医療本部、DMAT調整本部、DMAT・SCU本部、地域災害医療本部
- ・「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」の策定・運用
- ・災害拠点病院の機能強化（医療救護班の受入れ、DMAT派遣）
- ・災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備

○病院災害対策マニュアルの充実

○医療情報システムの強化

- ・災害拠点病院への防災行政無線の整備【再掲】
- ・広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の充実等

○広域医療搬送拠点の整備

- ・航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置

○中長期にわたる医療救護活動の強化

- ・被災地外からの医療救護班の受入れや派遣についてのコーディネート
- ・ドクターヘリや自衛隊機等を活用した被災地域外の医療機関への搬送
- ・災害医療コーディネーターを活用した医療救護班の受入れ・派遣調整

○他府県が被災した場合に、被災地域への医療救護班の派遣や患者の受入れ

**⑤ 迅速な復旧・復興**

（主な修正項目）

**【予防・応急対策の強化】《府、市町村、事業者》**

《上水道・工業用水道》

○津波による河川の塩分遡上への対応、自己水の活用によるバックアップ機能の強化

《電力》

○各種防災機関との連携・協力体制の確立、最大クラスの災害を想定した各種訓練の実施、災害時の情報通信手段の多様化等

《ガス》

○災害対策用資機材として導管材料備蓄の実施

《電気通信》

○電気通信設備等の建物内への浸水防止のため水防板、水防扉の更改

**【復旧対策の強化】《府、市町村、事業者、地域、ボランティア》**

○災害復旧対策にライフライン事業者等の復旧活動を規定

- ・可能な限り地区別等の復旧予定時期を明示した復旧計画の策定、広報活動の実施等
- ・復旧計画の策定に当たっては、病院、官公庁等の公共機関、避難所等を原則優先
- 復旧事業の実施にあたって「住民の意向の尊重」、「女性や要配慮者の参画促進」を規定
- 自主防災組織の平常時の活動において「復旧・復興に関する知識の習得」を規定
- 特定大規模災害からの復旧事業に係る府の代行
- 被災者の日常生活回復に向けた対策の強化
  - ・被災者の被害の状況や支援状況等を集約した被災者台帳の作成
  - ・府の各種許可証等の再交付等手数料の減免措置
  - ・家屋被害認定者の育成、被災者生活再建支援金の迅速な給付に向けた体制整備
  - ・学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合の教育活動の配慮
  - ・これまで生活してきた地域コミュニティの維持に配慮した応急仮設住宅等への入居
  - ・応急仮設住宅や恒久住宅の早期供給に向けた検討【再掲】

#### 【復興体制の整備】《府、市町村、事業者、地域、ボランティア》

- 復興に向けた基本的な考え方を規定
  - ・復興計画の策定及び復興事業の実施
- 府における復興に向けた組織・体制の整備
  - ・復興対策本部（状況に応じ現地復興対策本部）の設置、関係機関との調整等
- 府における復興計画等の策定
  - ・「大規模災害からの復興に関する法律」を踏まえた基本方針及び復興計画の策定
  - ・復興計画の策定にあたって、有識者や地域住民の意見聴取等を規定
  - ・復興計画の必要記載事項（目標年次、区域、推進方策等）を規定
- 市町村における復興に向けた取組み

#### ⑥ 大阪特有のリスクへの対応

- 防潮堤等の津波浸水対策
- 地下空間対策
- 帰宅困難者支援対策
- 木造住宅密集市街地対策等
- 災害廃棄物対策等
- 管理化学物質対策
- 石油コンビナート災害対策

### Ⅲ その他大規模な自然災害

（主な修正項目）

#### 【避難指示体制の強化】《国、府、市町村》

- タイムライン等の最新の知見を参考にした大阪府版避難勧告等の判断・伝達マニュアル及び作成ガイドラインの改訂【再掲】
- 特別警報の設定と情報伝達の整備
- 市町村長による屋内での待避等の安全確保措置
- 市町村長から知事や指定行政機関の長への避難指示に係る助言要請
- 避難指示の迅速な助言を得られるよう連絡調整窓口等の事前準備
- 登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等を活用した住民への周知【再掲】
- 安全性を確認した避難勧告の解除【再掲】

#### 【水害減災対策等の強化】《府、市町村》

- 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難
  - ・浸水想定区域内の大規模工場等の名称及び所在地の明示と住民への周知

- ・地下街等の所有者又は管理者による避難確保・浸水防止計画の策定等
- 水災に対する防災訓練の実施・指導
- 大規模盛土造成地の位置の把握、住民等への周知
- 「造成宅地防災区域」の指定等の検討

**【竜巻注意情報】《府》**

- ポータルサイト（おおさか防災ネット）のホームページやメールでの竜巻注意情報の提供

**IV 原子力災害対策**

**【広域避難の受け入れ】《府、市町村》**

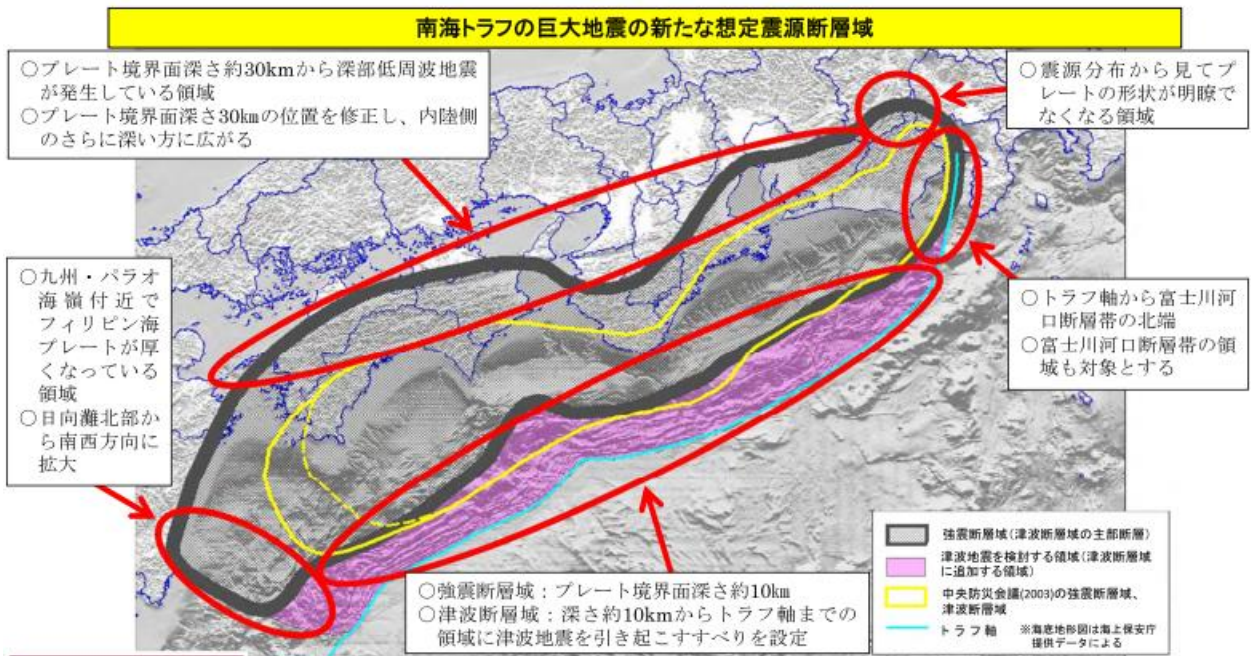
- 関西広域連合が策定する「原子力災害にかかる広域避難ガイドライン」等に基づき、関西圏域全体で被災住民の受け入れ体制を整備する。大阪府においては、滋賀県住民の受け入れを対象としており、滋賀県高島市からの受け入れを、門真市において実施することとなっている。

**(3) 南海トラフ巨大地震等に関する検討及び被害想定公表**

大阪府では、最新の知見を有する学識経験者の参画を得て、科学的、客観的な立場から南海トラフ巨大地震に対する災害対策等を検討し、大阪府地域防災計画の修正に反映するため、大阪府防災会議に「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」を設置し、各種検討が進められ、平成25年8月20日に最大深度、液状化危険度、津波浸水想定区域等が公表された。その後、平成25年10月30日に人的被害・建物被害想定が、平成26年1月24日にライフライン等施設被害・経済被害等想定が示されました。門真市に関するものは、以下のとおりです。

**① 想定震源断層域**

想定震源断層域は、国の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表のもの。



地震の規模(確定値)

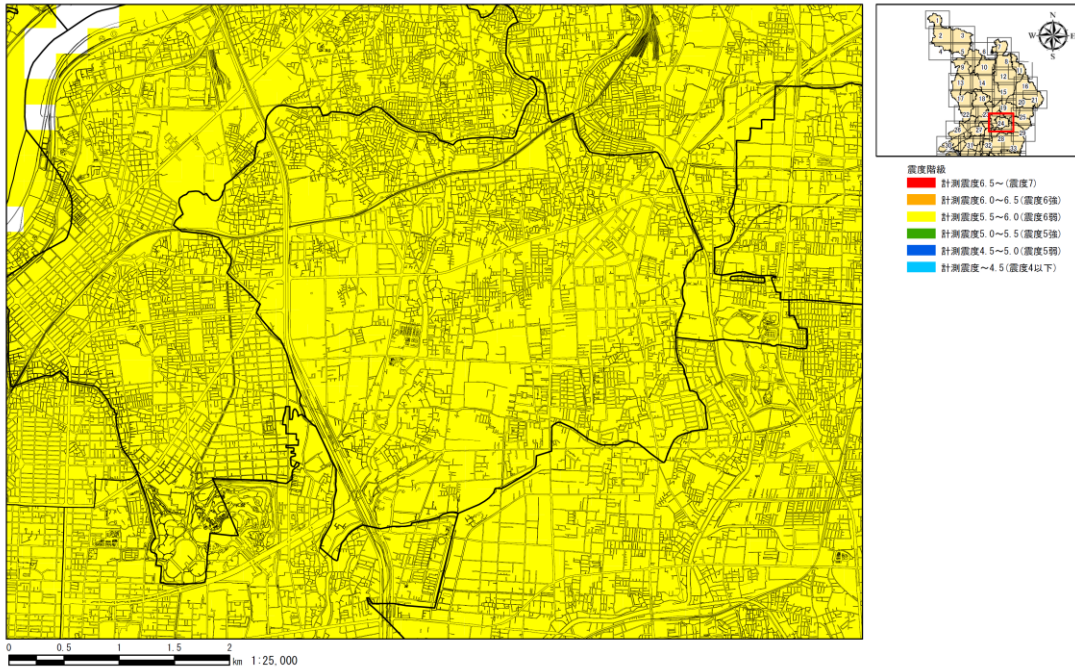
	南海トラフの巨大地震(強震断層域)	南海トラフの巨大地震(津波断層域)	参考			
			2011年東北地方太平洋沖地震	2004年スマトラ島沖地震	2010年チリ中部地震	中央防災会議(2003)強震断層域
面積	約11万km <sup>2</sup>	約14万km <sup>2</sup>	約10万km <sup>2</sup> (約500km×約200km)	約18万km <sup>2</sup> (約1200km×約150km)	約6万km <sup>2</sup> (約400km×約140km)	約6.1万km <sup>2</sup>
モーメント マグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1(Ammon et al., 2005) [9.0(理科年表)]	8.7(Pulido et al., in press) [8.8(理科年表)]	8.7

## ② 最大震度

本誌においては、南海トラフの最大クラスの地震において、最大震度6弱と想定されている。

大阪府震度分布図(南海トラフの最大クラスの地震)

図面番号 24/72



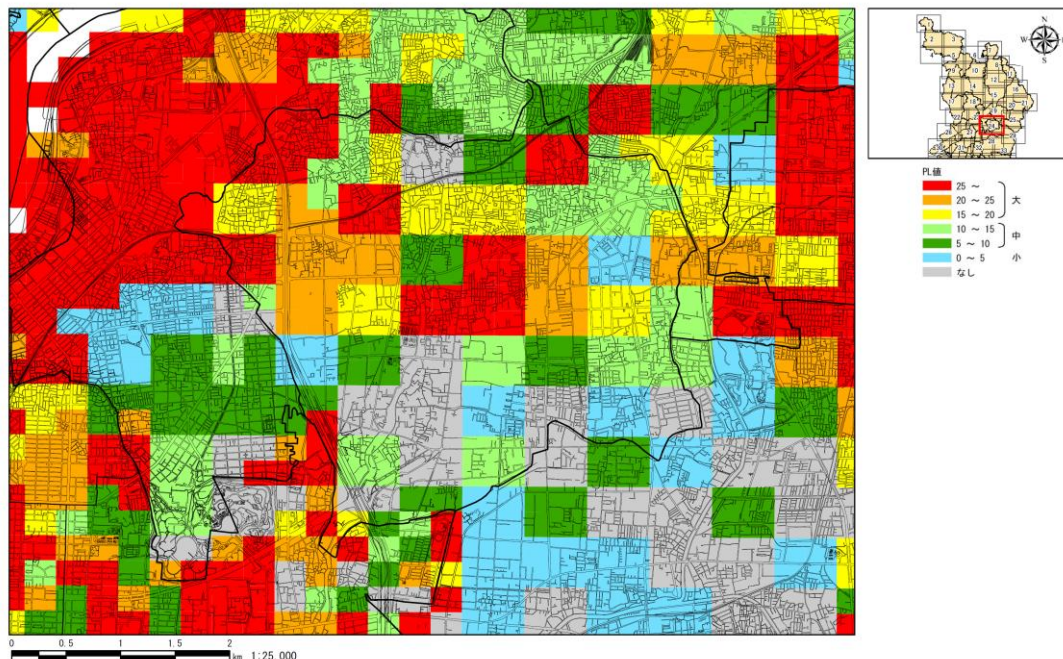
【出典：大阪府ホームページ 南海トラフ巨大地震による震度分布・液状化可能性の詳細図】

## ③ 液状化の可能性

南海トラフ巨大地震に関連して、本市北部地域において液状化の可能性が高い地区がある。

大阪府液状化の可能性(南海トラフの最大クラスの地震)

図面番号 24/72



【出典：大阪府ホームページ 南海トラフ巨大地震による震度分布・液状化可能性の詳細図】

④ 津波浸水想定

本市は津波被害を受けない。

⑤ 門真市地域防災計画における被害想定結果と南海トラフ巨大地震による被害想定結果の比較

本市では、これまで上町断層帯、生駒断層帯、有馬高槻断層帯、中央構造線断層帯、東南海・南海地震について被害を想定し、本市に最大の被害を及ぼす地震は、上町断層帯地震・生駒断層帯としていた。

各被害想定に関する前提条件が異なるものの、今回、大阪府が実施した南海トラフ巨大地震による被害想定の結果と従前の被害想定を比較しても、本市に最大の被害を及ぼす地震は、上町断層帯地震・生駒断層帯地震である。

<門真市地震被害予測結果一覧>

被害内容		想定地震		上町断層帯地震	上町断層帯地震 B	生駒断層帯地震	有馬高槻断層帯地震	中央構造線断層帯地震	東南海・南海地震	南海トラフ巨大地震	
		上町断層帯地震 A	上町断層帯地震 B								
気象庁マグニチュード		7.5~7.8	7.5~7.8	7.3~7.7	7.3~7.7	7.7~8.1	7.9~8.6	最大9.1			
建物被害	全壊	8,105棟	687棟	11,358棟	982棟	12棟	330棟	1,314棟			
	半壊	7,783棟	1,435棟	8,574棟	1,985棟	31棟	753棟	5,762棟			
出火件数	全出火	17件	4件	24件	4件	3件	3件	4件			
	炎上出火	13件	0件	21件	1件	0件	0件	1件			
焼失	出火による	6棟	0棟	7棟	0棟	0棟	0棟	6,485棟			
	延焼による	1,125棟	0棟	6,413棟	0棟	0棟	0棟				
人的被害	建物倒壊	死者	189人	3人	300人	5人	0人	0人	14人		
		負傷者	2,077人	517人	1,679人	694人	9人	236人	382人		
		重傷者	109人	52人	89人	69人	1人	24人	36人		
	火災	死者	59人	0人	194人	0人	0人	0人	14人		
		負傷者	319人	0人	1,047人	0人	0人	0人	363人		
罹災者数		63,394人	9,167人	86,887人	11,027人	170人	2,776人	758人			
避難所生活者数		18,385人	2,369人	25,198人	3,198人	50人	806人	20,701人			
ライフライン	停電	34,895軒	1,487軒	33,995軒	2,379軒	0軒	694軒	30,932軒			
	ガス供給停止	52千戸	0戸	40千戸	0戸	0戸	0戸	42千戸			
	水道断水	123千人	66千人	128千人	93千人	9千人	24千人	129千人			
	固定電話被災	32,279回線	2,391回線	32,279回線	2,391回線	239回線	0回線	18,684回線			
震災廃棄物	可燃物	200千トン	23千トン	300千トン	32千トン	0トン	11トン	— 千トン			
	不燃物	629千トン	71千トン	939千トン	96千トン	2千トン	35千トン	— 千トン			

※南海トラフ巨大地震の震災廃棄物については、数値が算出されていない。